

石巻市高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

石巻市

目次

第I部 総論

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 少子高齢化の進展と本市の現状	1
(2) 計画策定の趣旨	1
(3) 介護保険制度改正のポイント	2
2 計画の位置付けと計画期間	3
(1) 計画の根拠法令と性格	3
(2) 他の計画等との関係	3
(3) 計画の期間	3
3 計画の策定体制	4
(1) 石巻市介護保険運営審議会による審議	4
(2) アンケート調査の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	5
4 計画の進行管理（介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進）	5
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像	6
1 アンケート調査から見る課題	6
(1) 生きがいづくりと社会参加の促進	6
(2) 健康づくりと介護予防の推進	8
(3) 要支援・要介護者支援の充実	17
(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進	25
2 人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計	29
(1) 人口と高齢者数の推移と推計	29
(2) 人口ピラミッド	30
(3) 高齢者のいる世帯の状況	30
(4) 被保険者数の推移と推計	31
(5) 第1号被保険者数（前期高齢者・後期高齢者）の推移と推計	31
(6) 要支援・要介護認定者数の推移と推計	32
(7) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数と認定率	33
3 介護保険事業の状況	34
(1) 介護保険サービスの利用状況	34
(2) 介護給付費の状況	36
(3) 第6期介護保険事業計画における計画値と実績値	38

第3章 計画の基本的考え方	41
1 基本理念	41
2 基本方針	42
3 施策の体系	44
4 介護サービス基盤と日常生活圏域の設定	46
(1) 地区別人口	46
(2) 日常生活圏域の設定	47
(3) 介護サービス基盤の状況	48

第Ⅱ部 各論（施策編）

第4章 生きがいづくりと社会参加の促進	49
1 高齢者の生きがいづくり支援	49
(1) 高齢者の生きがいと創造の事業	49
(2) 高齢者スポーツ大会	50
(3) 敬老会	50
(4) 敬老祝金支給事業	50
(5) 老人福祉センター等運営事業	51
(6) 地域サロン活動支援事業	52
(7) 生涯学習の推進	52
2 高齢者の社会参加の促進	53
(1) 老人クラブ活動助成事業	53
(2) 高年齢者就業支援事業	54
第5章 健康づくりと介護予防の推進	55
1 健康づくり事業の推進	55
(1) 高齢者のための健康づくり事業	55
2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	56
(1) 介護予防普及啓発事業	56
(2) 介護予防把握事業	56
(3) 訪問指導員派遣事業	56
(4) 軽度生活援助訪問型サービス事業	57
(5) 機能訓練訪問事業	57
(6) 通所型サービス支援事業	57
(7) 通所型介護予防事業	58
(8) 地域介護予防活動支援事業	59
(9) 地域リハビリテーション活動支援事業	60
(10) デイサービス事業	60
(11) 「食」の自立支援事業	61
(12) 訪問型サービス事業	61
(13) 通所型サービス事業	61

第6章 要支援・要介護者支援の充実	62
1 介護サービス基盤の整備・充実	62
2 介護サービス量の見込み	63
(1) 介護予防サービス／居宅サービス	63
(2) 地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス	67
(3) 施設サービス	70
3 介護事業所等の人材の確保・人材育成	72
(1) 介護・福祉の啓発を図るイベントの開催	72
(2) 介護職員研修の実施	72
(3) 奨学金返還支援事業	72
(4) 介護事業所との意見交換会の開催	72
(5) ハローワーク石巻との連携	72
(6) 国への要望	72
4 介護サービスの質の向上	73
(1) 制度の周知徹底	73
(2) 苦情処理	73
(3) 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上	74
(4) サービス事業者の指導・監督	74
(5) 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援	74
(6) 情報開示とサービス評価体制の充実	74
(7) 事業者間の連携の支援	74
(8) 適正化事業の推進	75
(9) 離島介護対策事業	75
5 介護に取り組む家族等への支援の充実	76
(1) 住宅改修支援事業	76
(2) 高額介護サービス費貸付事業	76
(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	77
(4) 家族介護慰労金支給事業	77
(5) 介護用品支給事業	78
6 介護保険事業費の見込み	79
(1) 介護サービス給付費見込額	79
(2) 標準給付費見込額	82
(3) 地域支援事業費見込額	83
(4) 保健福祉事業費見込額	83
7 第1号被保険者の保険料	84
(1) 介護保険料算出の考え方	84
(2) 第1号被保険者保険料の段階設定	86
(3) 保険料の算出	86

第7章 地域包括ケアシステムの深化・推進	88
1 地域で支え合う地域包括ケアシステムの推進	88
(1) 地域包括支援センター活動支援	89
(2) 地域包括ケアのコーディネート	90
(3) 地域ケア会議等の推進	91
(4) 相談体制の充実	91
(5) 避難行動要支援者対策	91
(6) 地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供	91
2 認知症本人・家族への支援の充実	92
(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発	93
(2) 認知症地域支援推進員活動の充実	94
(3) 認知症初期集中支援推進事業の充実	94
(4) 認知症サポーター・キャラバンメイトの養成	94
(5) 認知症相談の実施	95
(6) 若年性認知症への対応	95
(7) 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	95
3 在宅医療・介護連携を図るための体制整備	96
(1) 地域の医療・介護の資源の把握	96
(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	96
(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進	97
(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援	97
(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援	97
(6) 医療・介護関係者の研修	97
(7) 地域住民への普及・啓発	98
(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携	98
4 生活支援サービスの体制整備	99
(1) 地域づくり支援事業	99
5 高齢者の生活支援の充実	100
(1) 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業	100
(2) 外出支援サービス事業	100
(3) 訪問理美容サービス事業	101
(4) 高齢者日常生活用具給付等事業	101
(5) 高齢者保護措置事業	102
(6) 養護老人ホーム	102
6 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実	103
(1) 成年後見制度利用支援事業	103
(2) 高齢者虐待への組織的対応	104
(3) 高齢者虐待対応体制	105
7 高齢者の居住環境の充実	106
(1) 住宅改修・福祉用具利用の支援	106
(2) バリアフリー住宅普及促進事業	107
(3) 高齢者世話付住宅事業	107

第8章 震災からの発展期における高齢者支援	108
1 被災高齢者の健康支援と医療の提供	108
(1) 心のケアの実施	108
(2) まちの保健室等の実施	109
(3) 発展期における医療の提供	109
2 被災高齢者への生活支援	110
(1) 相談支援等の充実	110
(2) 見守り等の実施	110
3 被災高齢者を支える地域づくり	111
(1) 民生委員・児童委員活動の推進	111
(2) 各種福祉サービスとサービス事業者への支援	111
(3) 適切な支援をつなぐ地域づくり	111
(4) 災害時における要配慮者への対応策の強化	112

資料編

資料編	113
1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過	113
2 石巻市介護保険条例(抜粋)	114
3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿	115

第I部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 少子高齢化の進展と本市の現状

わが国の総人口は、減少が続き平成28年10月1日現在で1億2,693万人となっています。一方、65歳以上の高齢者人口は増加し続け、3,459万人、高齢化率27.3%となっています。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年には、高齢者人口が3,677万人に達すると見込まれ、その後も更に高齢者人口の増加が予想されています。

本市においても、平成29年9月末現在の高齢者人口は46,050人、高齢化率は31.4%と約3人に1人が高齢者という状況です。

また、高齢者の増加に伴い、一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯数、要支援・要介護認定者数も増加しており、平成29年9月末現在の認定者数は9,174人で、平成37年には9,776人になる見込みです。

(2) 計画策定の趣旨

国においては、公的支援制度では対象とならない身近な生活課題（電球の取替えやゴミ出し、買い物や通院のための移動など）への支援の必要性、軽度の認知症や精神障害の疑いがあるながらも、制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題解決のためには、縦割りではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する公的支援への転換、他人事ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさや安心、生きがいを生み出す地域共生社会の実現を目指しています。

地域共生社会の実現に向けて、今後の改革は「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」及び「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの柱を骨格として進め、一方で、地域における「我が事」・「丸ごと」の取組へとするためには相互の重なり合いが必要不可欠であり、一体的に改革していくという考えを示しています。

さらに、介護保険制度の持続可能性を確保し、必要なサービスを利用できるようにするために、高齢者の自立支援と要支援・要介護状態の重度化を予防することで地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

本市では、第6期計画において、平成37年度を見据えた地域包括ケアシステムの構築を目指し、各種施策等を関係機関と連携し、取り組んできました。今後も、介護が必要となっても住み慣れた地域で様々な支援を受けながら、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）」を策定します。

(3) 介護保険制度改正のポイント

平成29年6月2日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険制度が平成30年度から改正されることになりました。主な改正のポイントは以下のとおりです。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
(その他)
 - ・地域包括支援センターの機能強化
 - ・居宅サービス事業者等の指定に関する保険者の関与強化
 - ・認知症施策の推進

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度への新たな共生型サービスの位置付け

(その他)

- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 1 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）平成30年8月～
- 2 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）平成29年8月分～

2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の根拠法令と性格

■高齢者福祉計画

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定される計画であり、各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

■介護保険事業計画

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定される計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

(2) 他の計画等との関係

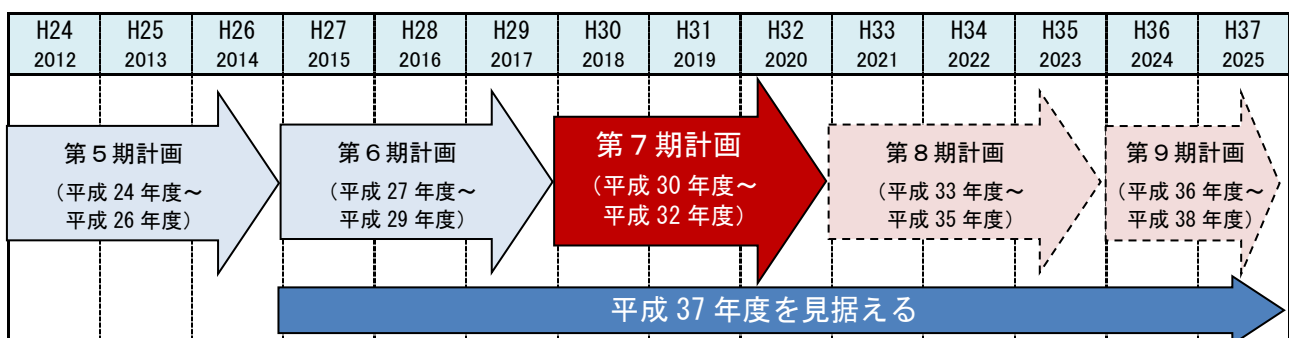
本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「石巻市総合計画」の部門別計画として位置付け、国の指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画（第3期）」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第3次障害者計画」、「石巻市第5期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止に向けた取組等を強化していきます。

【計画の期間】



3 計画の策定体制

(1) 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者（7人）、介護に関する学識又は経験を有する者（3人）及び介護サービスに関する事業に従事する者（7人）の計17人で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

(2) アンケート調査の実施

高齢者が住み慣れた地域で安心して健康で暮らせる社会を実現するために、日常生活圏域における地域の課題や高齢者とその家族のニーズを把握するとともに、本市の介護（予防）サービス提供事業者の状況やニーズを把握し、計画づくりの参考とするために調査を実施しました。

また、調査結果については、今後の課題抽出や認定者数の推計、介護予防事業、福祉サービス、介護サービス等の見込みに活用しました。

- 調査対象者 ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）
②在宅介護実態調査（要支援・要介護認定者）
③施設入所者調査（要支援・要介護認定者）
④介護サービス提供事業者調査（石巻市に所在する介護（予防）サービス提供事業者）
- 調査方法 ①③④：郵送配付・郵送回収、②：認定調査員の訪問による聞き取り調査
- 調査期間 ①③：平成29年2月27日～平成29年3月13日
②：平成29年1月4日～平成29年5月2日
④：平成29年5月8日～平成29年5月22日
- 回収結果

対象	配付数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,900人	1,259人	66.3%
②在宅介護実態調査		365人	
③施設入所者調査	500人	321人	64.2%
④介護サービス提供事業者調査	93事業者	74事業者	79.6%

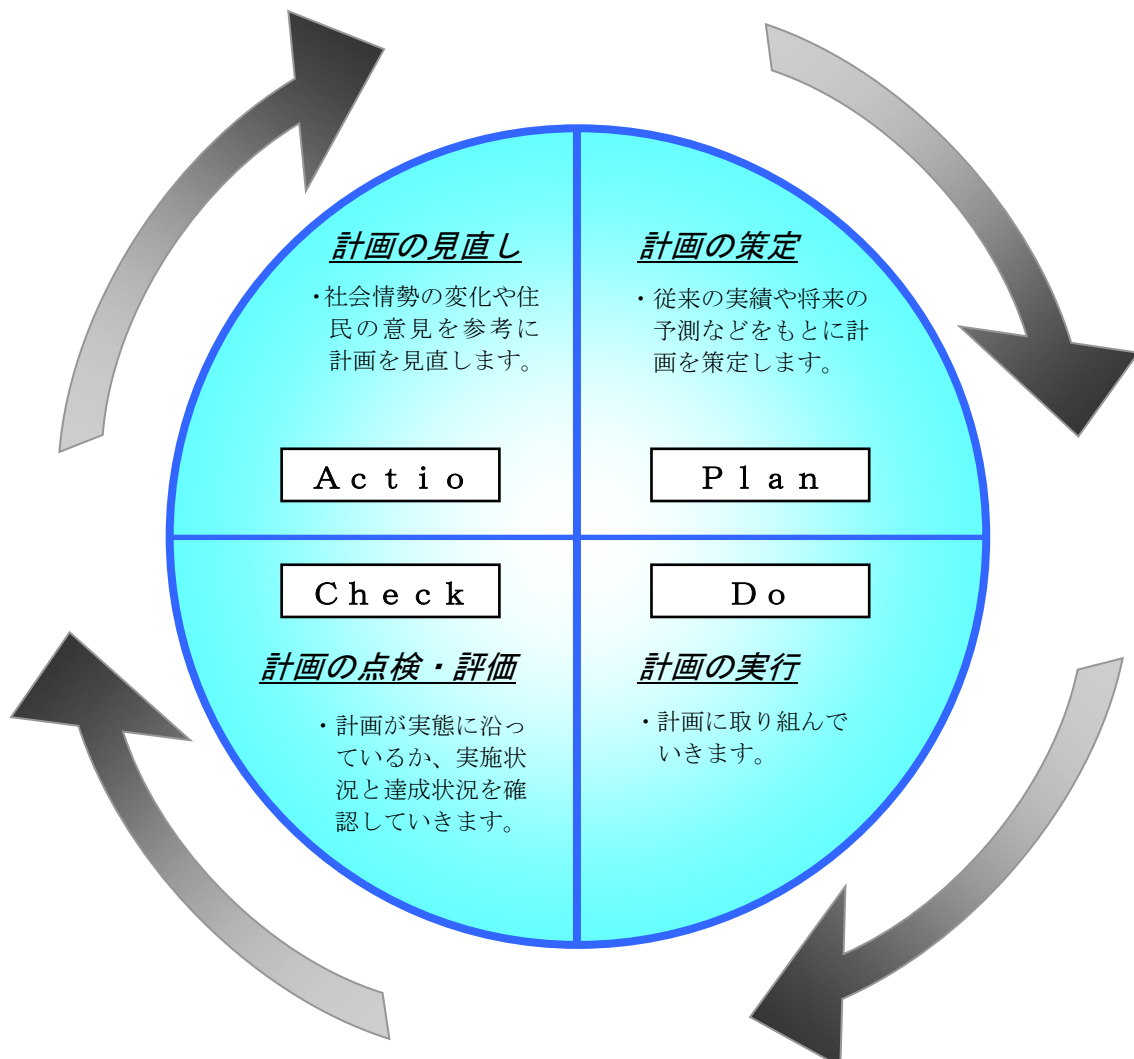
(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを平成29年12月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

4 計画の進行管理 (介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進)

本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成30年度から平成32年度までの3か年の計画ですが、平成37年を見据えた中長期的な計画の最終段階の計画という性格も有しているため、計画の最終年度となる平成32年度には、第7期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画(平成33年度から平成35年度まで)を策定することになります。

そのため、計画の評価・見直しに当たっては、毎年1回、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、介護予防効果の実績、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第8期計画の取組に反映させていきます。



第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像

1 アンケート調査から見る課題

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

課題

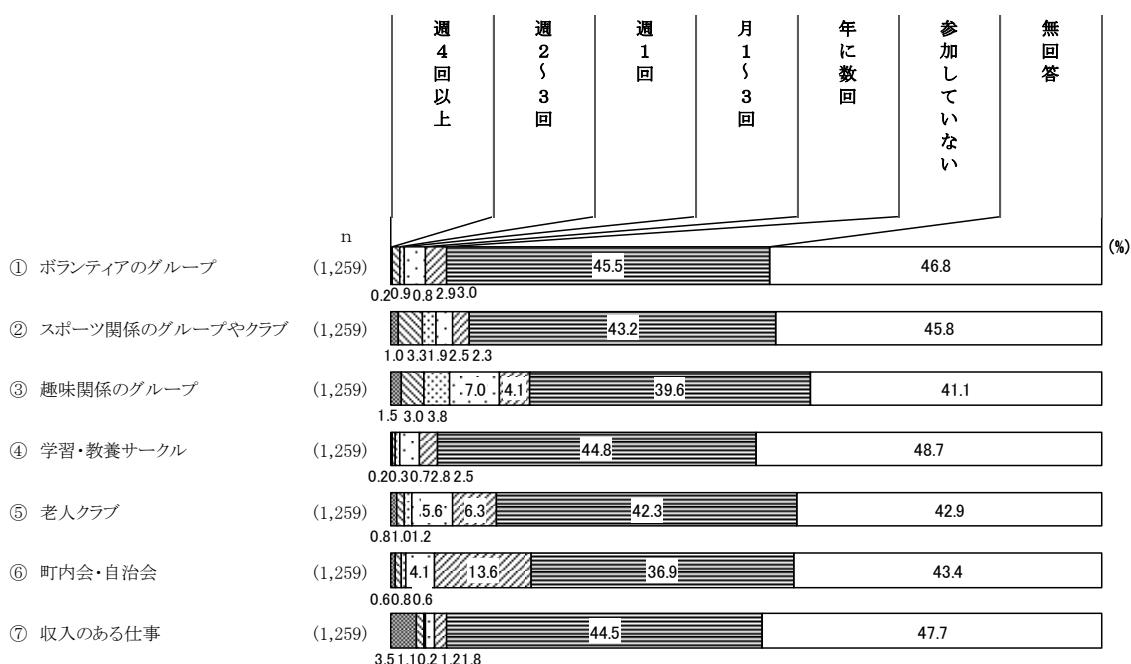
地域活動への参加頻度は、『趣味関係のグループ』、『町内会・自治会』は“年に数回”以上参加している人が約2割ですが、それ以外の項目については、4割以上が「参加していない」となっています。

また、地域活動への参加意向については、“参加したい”人は52.3%（「参加したくない」人は37.6%）、企画・運営として“参加したい”人は32.5%（「参加したくない」人は56.5%）にとどまっています。

高齢者が生きがいを持って、元気で生き生きと社会で活躍できるよう、気軽に参加でき、さらに継続して活動ができるような活動内容の整備が必要で、その情報も入手しやすいよう、情報提供の整備が重要です。

- ◆地域活動への参加頻度は、『趣味関係のグループ』、『町内会・自治会』は“年に数回”以上参加している人が約2割
- ◆それ以外の項目は4割以上が「参加していない」

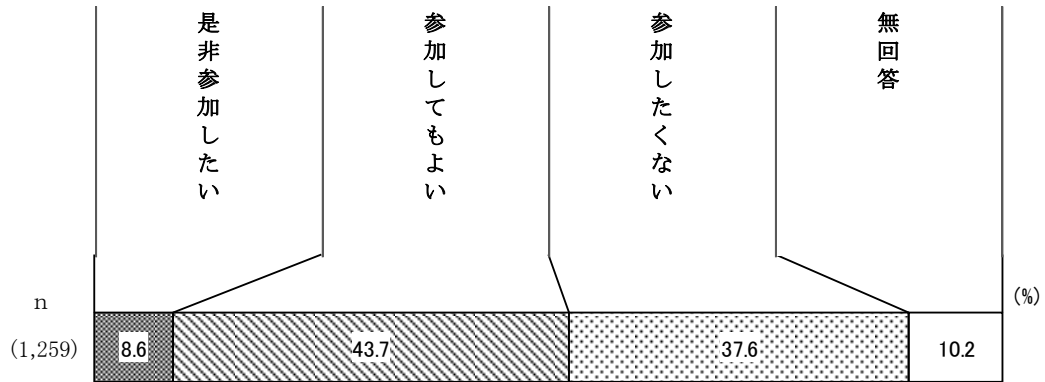
【地域活動への参加頻度】



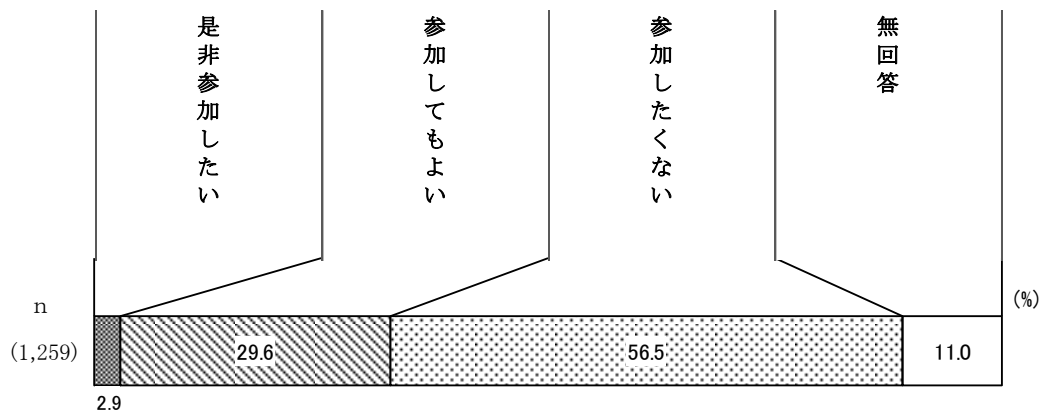
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

- ◆地域活動への参加意向は、“参加したい”人は52.3%、「参加したくない」人は37.6%
- ◆地域活動への企画・運営としての参加意向は、“参加したい”人は32.5%、「参加したくない」人は56.5%

【地域の健康づくりや趣味などのグループ活動への参加意向】



【地域の健康づくりや趣味などのグループ活動の企画・運営への参加意向】



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(2) 健康づくりと介護予防の推進

課題

健康状態が“よい”人は74.1%ですが、“よくない”人は24.5%存在します。

幸福度については、「8点」(21.1%)が最も多く、平均点7.20点を上回る“8点以上”の人は48.0%と約半数となっています。

治療中・後遺症のある病気は、1位「高血圧」、2位「目の病気」、3位「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」、4位「心臓病」で、病気が「ない」人は6.3%と少なく、ほぼ何らかの疾病を持っていますが、「介護・介助は必要ない」人は74.9%となっています。

しかし、何らかの“介護が必要”な人は21.8%おり、介護が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」のほか、「心臓病」、「視覚・聴覚障害」、「骨折・転倒」、「関節の病気(リウマチ等)」、「糖尿病」などと、生活習慣病や高齢によるものが多くなっています。

生活機能評価結果は、『運動器』のリスクなしの割合は一般高齢者では86.9%と高くなっていますが、『認知症予防』、『うつ』については一般高齢者でも低くなっています。

生活機能評価の項目別結果は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者は全体で21.8%おり、一般高齢者でリスクありの割合が高い項目は、認知症予防(47.6%)、うつ(34.5%)及び転倒(29.7%)です。総合事業対象者では、認知症予防(71.3%)及びうつ(59.6%)が多く、その他の運動器、閉じこもり予防、転倒及び口腔機能でも約5割と、半数以上が何らかのリスク該当者となっています。

在宅認定者における障害高齢者の日常生活自立度は、“準寝たきり”(A1、A2)の人は62.5%と多く、B1以上の“寝たきり”の人は16.8%となっています。

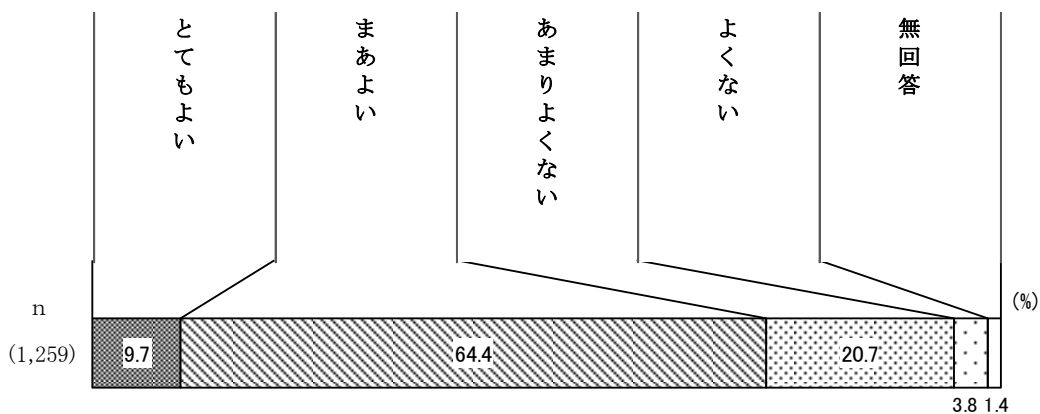
介護保険対象外サービスで利用意向が最も多いのは、「配食サービス」で、その他、「緊急通報装置の給付・貸与」、「外出支援サービス」、「軽易な日常生活援助」、「訪問理美容サービス」などがあげられています。

高齢者が地域で幸せにかつ健康で自立した生活を継続し、又は要介護者になっても重度化せず過ごすためには、健康寿命を延ばすことが重要です。そのためには、疾病や介護予防、介護重度化予防の重要性の周知のほか、高齢者が参加しやすい健康づくり事業や介護予防事業の一層の推進が必要です。

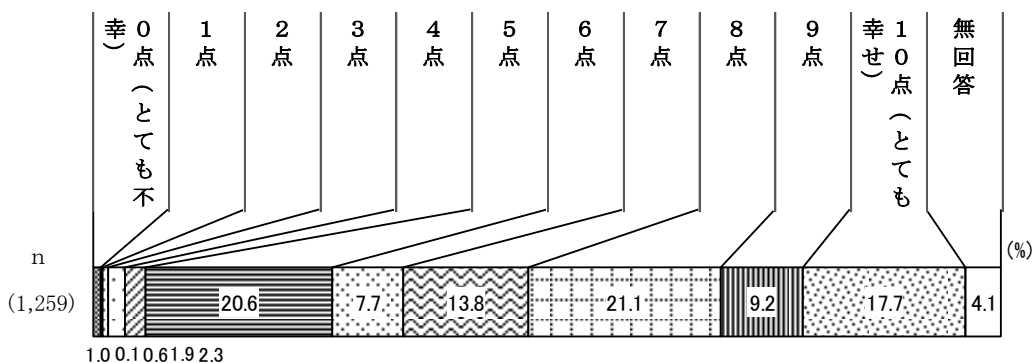
また、介護保険対象外サービスの利用意向でも上位にあげられている高齢者の自立生活を手助けするサービスの充実が必要です。

- ◆健康状態が“よい”人は74.1%、“よくない”人は24.5%
- ◆幸福度は、「8点」（21.1%）が最も多く、平均点7.20点を上回る“8点以上”の人は48.0%

【健康状態】



【幸福度】

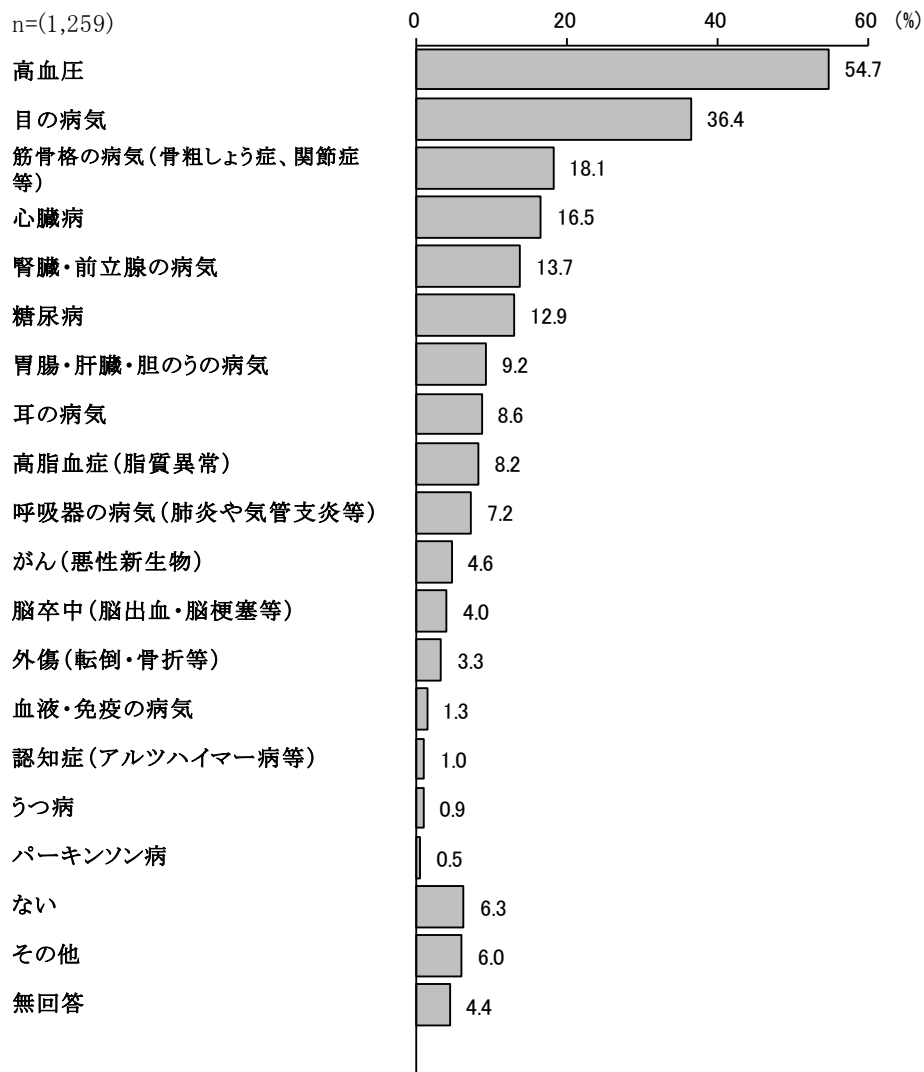


平均点 : 7.20 点

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

- ◆治療中・後遺症のある病気は、1位「高血圧」、2位「目の病気」、3位「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」、4位「心臓病」
- ◆病気が「ない」人は6.3%

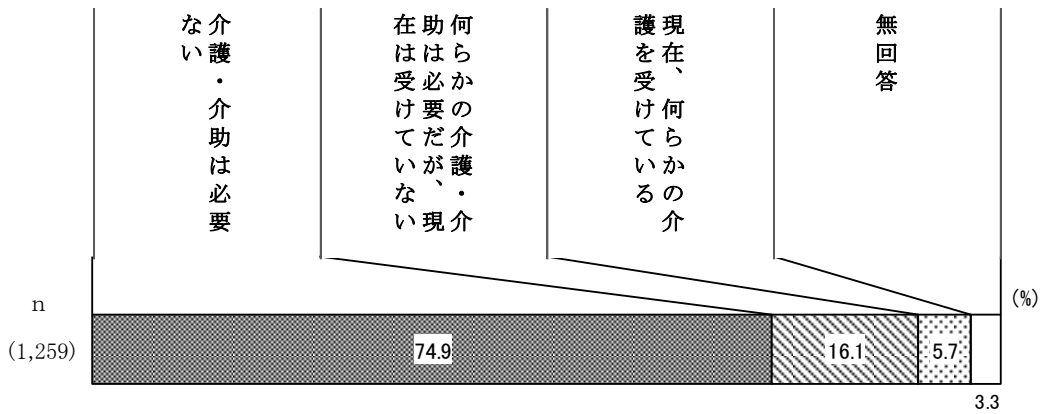
【現在治療中又は後遺症のある病気】



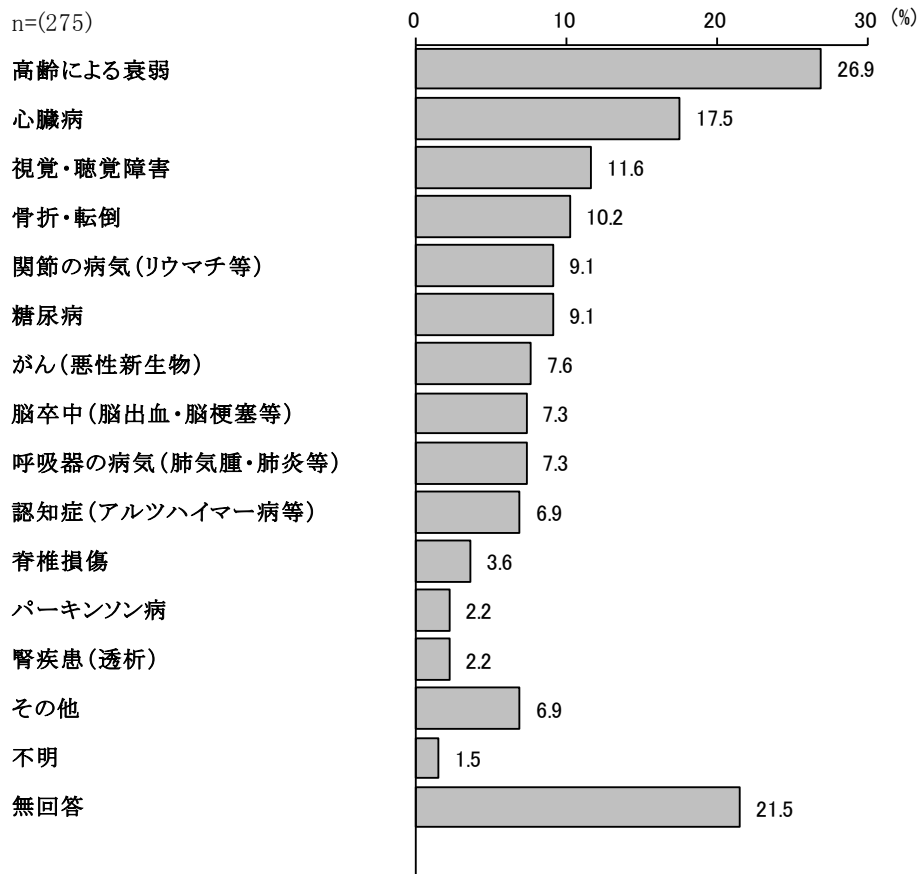
介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

- ◆「介護・介助は必要ない」人は74.9%、何らかの“介護が必要”な人は21.8%
- ◆介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」のほか、「心臓病」、「視覚・聴覚障害」、「骨折・転倒」、「関節の病気（リウマチ等）」、「糖尿病」など

【介護・介助の必要性】



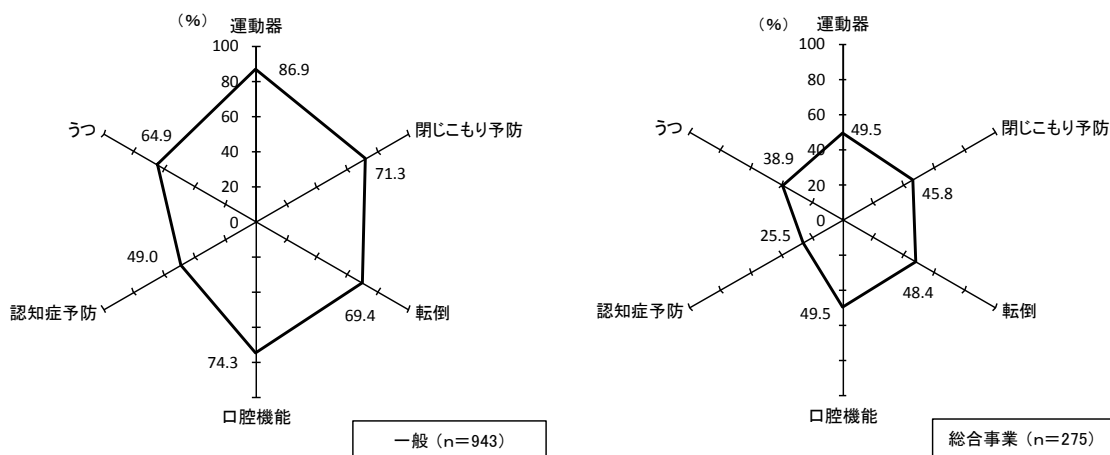
【介護・介助が必要になった主な原因】



介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

- ◆生活機能評価結果は、『運動器』のリスクなしの割合が一般高齢者で86.9%と高い。
- ◆『認知症予防』及び『うつ』のリスクなしの割合は一般高齢者でも低く、総合事業対象者は2割から3割台にとどまっている。

【生活機能評価の結果】

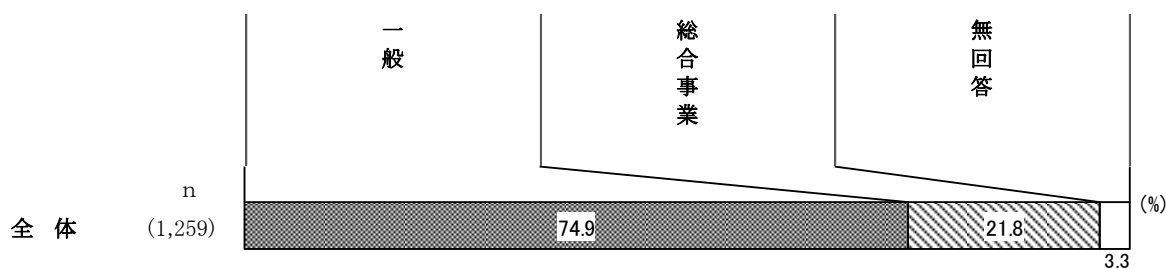


※一般（一般高齢者）…問1（2）において、「1. 介護・介助は必要ない」と回答した人
総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）…問1（2）において、「2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」又は「3. 現在、何らかの介護を受けている」と回答した人

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

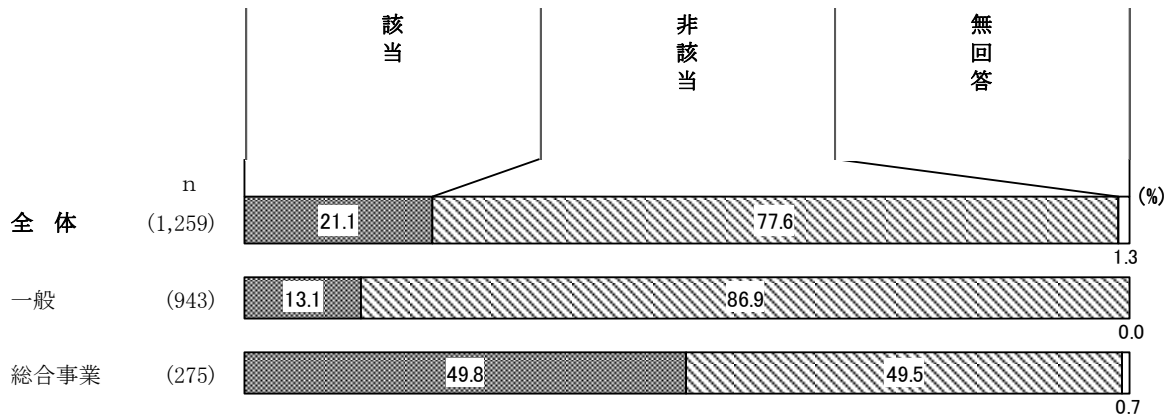
- ◆生活機能評価の項目別結果は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者は全体で21.8%
- ◆一般高齢者でリスクありの割合が高い項目は、認知症予防（47.6%）、うつ（34.5%）及び転倒（29.7%）
- ◆総合事業対象者のリスクありの割合は、認知症予防（71.3%）及びうつ（59.6%）が多く、そのほか、運動器、閉じこもり予防、転倒及び口腔機能でも約5割

【生活機能評価の項目別結果（介護予防・日常生活支援総合事業対象者）】

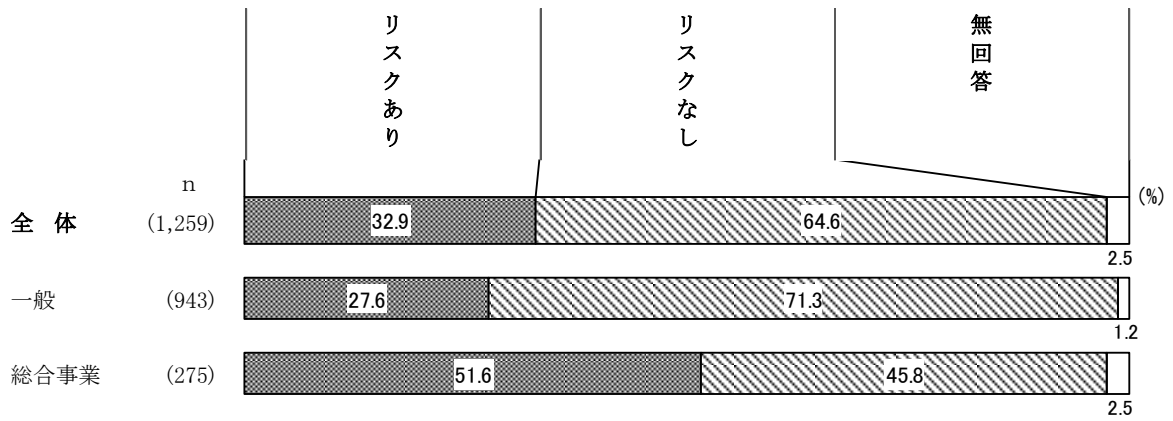


介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

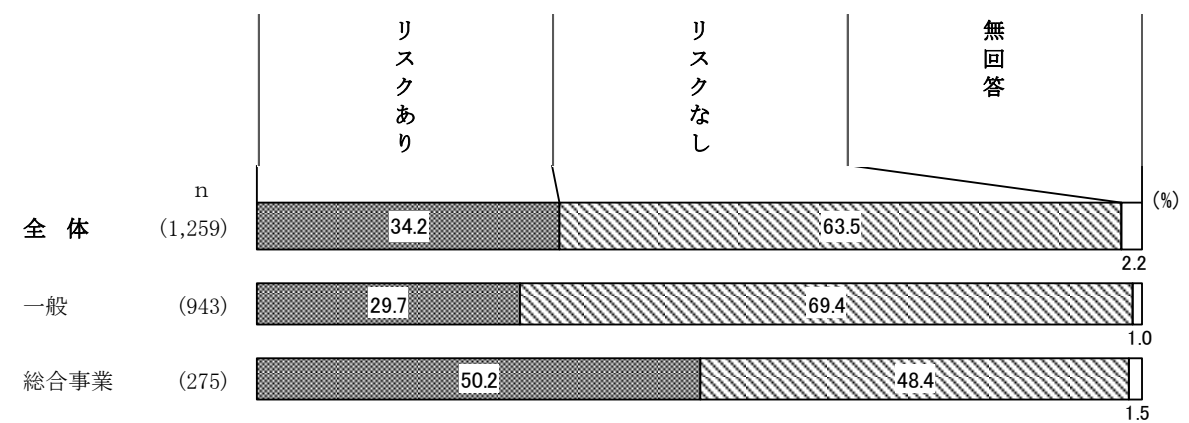
【生活機能評価の項目別結果（運動器）】



【生活機能評価の項目別結果（閉じこもり予防）】

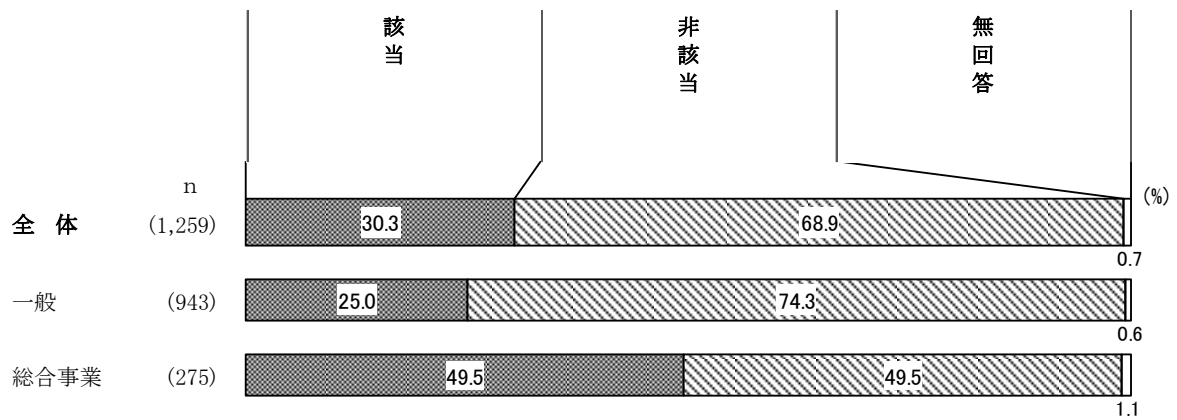


【生活機能評価の項目別結果（転倒）】

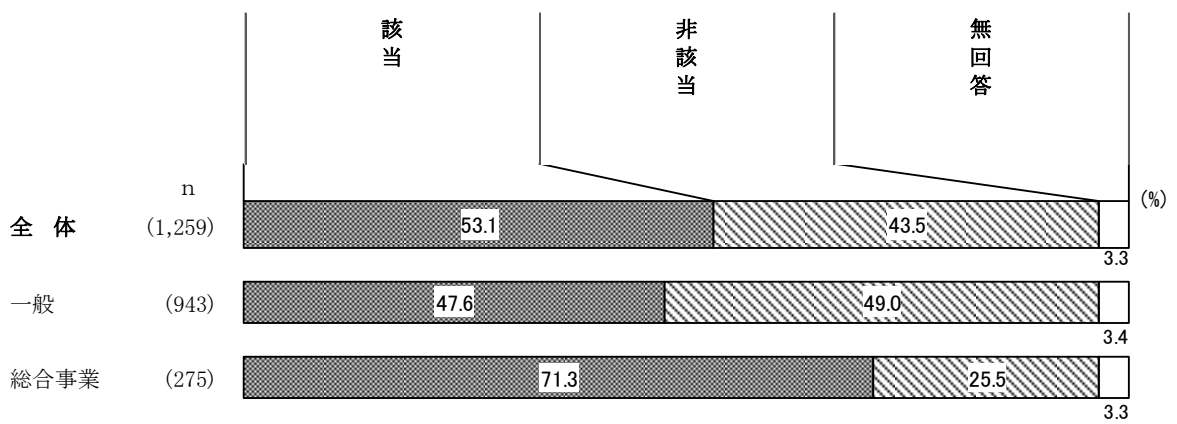


介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

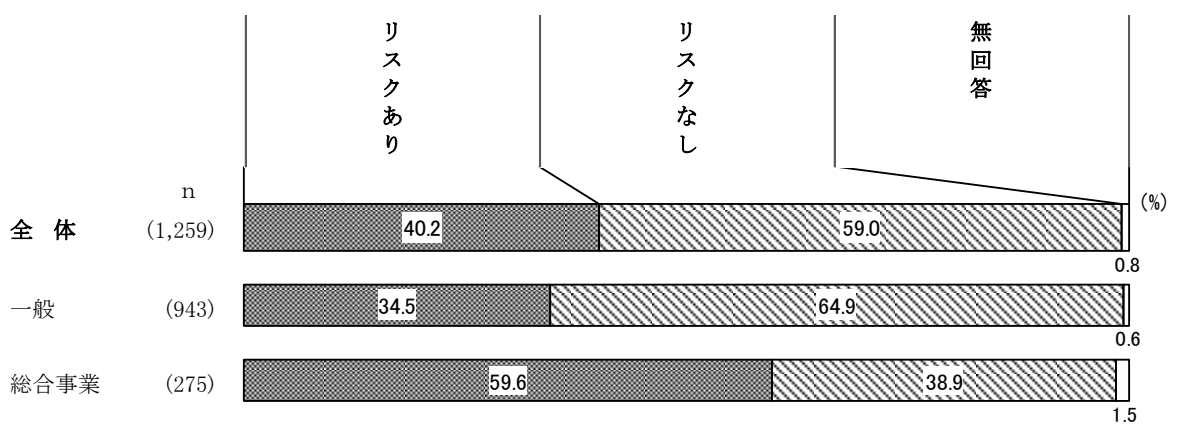
【生活機能評価の項目別結果（口腔機能）】



【生活機能評価の項目別結果（認知症予防）】



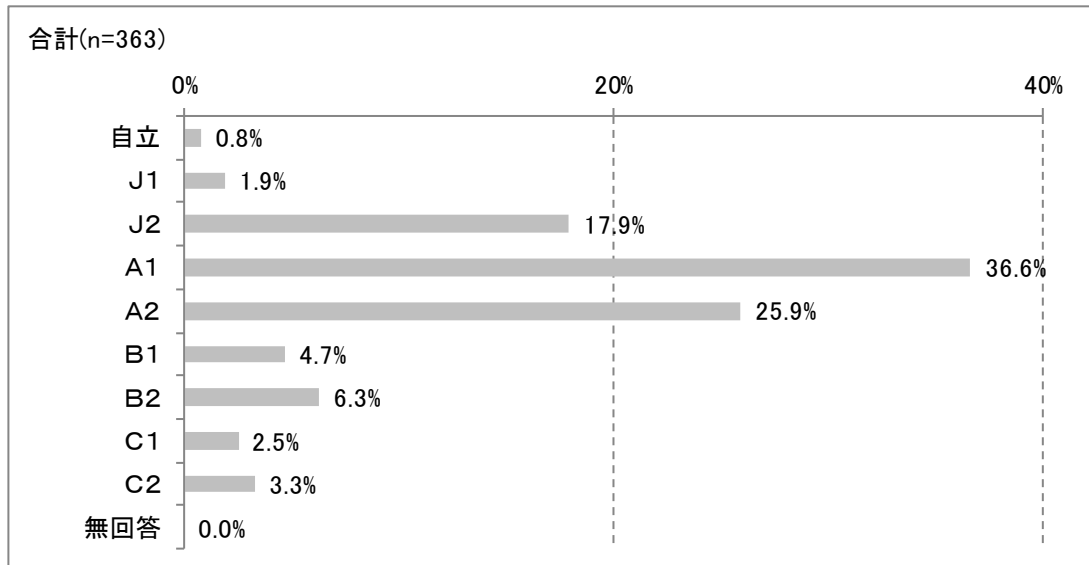
【生活機能評価の項目別結果（うつ）】



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

- ◆在宅認定者における障害高齢者の日常生活自立度は、“準寝たきり”であるA1(36.6%)、A2(25.9%)が多い。
- ◆B1以上の“寝たきり”の人は16.8%

【障害高齢者の日常生活自立度】



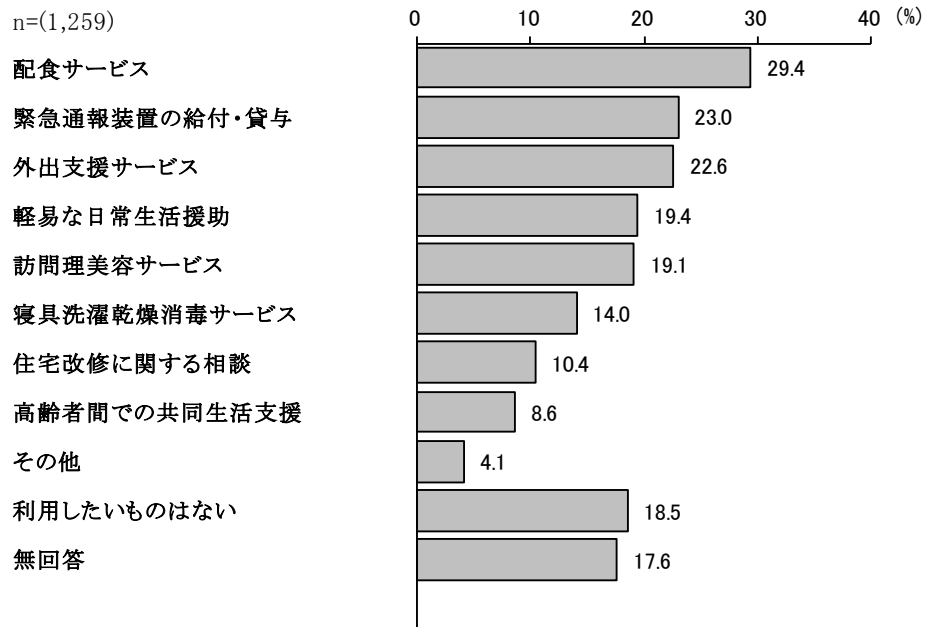
<障害高齢者の日常生活自立度判定基準>

レベル		判定基準
生活自立	ランクJ	何らかの障害などを有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する
		1. 交通機関などを利用して外出する
		2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない
		1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
		2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
		1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
		2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する
		1. 自力で寝返りをうつ
		2. 自力では寝返りもうてない

在宅介護実態調査結果

◆介護保険対象外サービスで利用意向が多いのは、「配食サービス」、「緊急通報装置の給付・貸与」、「外出支援サービス」、「軽易な日常生活援助」、「訪問理美容サービス」など

【今後利用したいと思う介護保険対象外サービス】



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

(3) 要支援・要介護者支援の充実

課題

将来、援助を受けたい人は、「子ども・孫」、「配偶者」などの“家族”が約6割で、「公的サービス」は15.3%となっています。

要介護者になっても地域で生活するために最も重要なことは、家族介護者への支援や在宅・施設サービスの充実が多くなっています。

介護サービス事業者における運営の課題は、従業員の確保や資質向上、サービスの質の向上などが上位にあげられており、従業員の質の確保・向上のために必要な取組としては、「利用者への対応の仕方などマナーやコミュニケーション技術の向上」、「従業員の処遇改善（賃金の増額）」、「基本的な技術や実践的知識の向上」、「利用者の状態に応じた介護技術の向上」などとなっています。

介護人材確保・定着に必要な行政の支援は、「介護職のイメージアップ」が60.8%と最も多くなっています。

介護職員の不足や早期離職、介護職員の定着のための支援を強化することが重要で、労働条件の改善、職員の資質向上のための研修制度の支援等、働きやすい職場づくりへの支援が必要です。

在宅認定者における世帯構成は、“単身・夫婦のみ”の少人数世帯が34.8%と多く、家族等による介護頻度は、「ほぼ毎日」介護をする割合が78.6%を占めています。

主な介護者の年齢は、60代が約3割、60代以上の介護者は64.7%を占め、老老介護の進行がうかがえます。行っている介護は、家事と外出時の付き添い・送迎が多くなっています。

介護者の勤務形態は、働いていない人は63.3%ですが、介護をしながら“働いている”人は32.6%おり、働き方の調整状況は、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら働いている」が最も多く、約7割の人は介護のために“調整を行いながら働いている”人です。

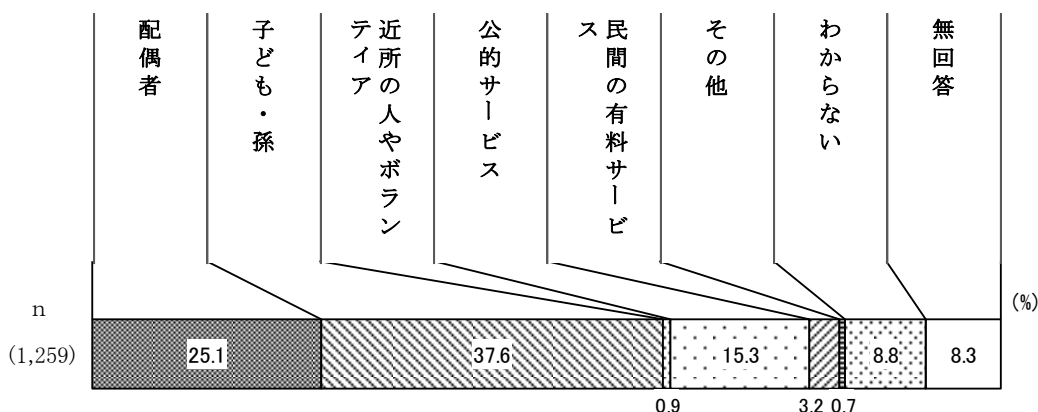
就労継続のための勤め先からの効果的な支援としては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」や「労働時間の柔軟な選択」、「制度を利用しやすい職場づくり」などが多くなっていますが、介護者の就労継続の可否に係る意識で、「問題はあるが、何とか続けている」(36.8%)の人が最も多く、“介護をしながら働くことは難しい”と感じている人は約5割を占めています。

就労しながら介護をしている人への負担軽減及び介護離職者をなくすためには、職場への理解促進や制度や就労時間等の調整が気兼ねなくできる就労環境の改善等、介護者就労支援の推進が必要です。

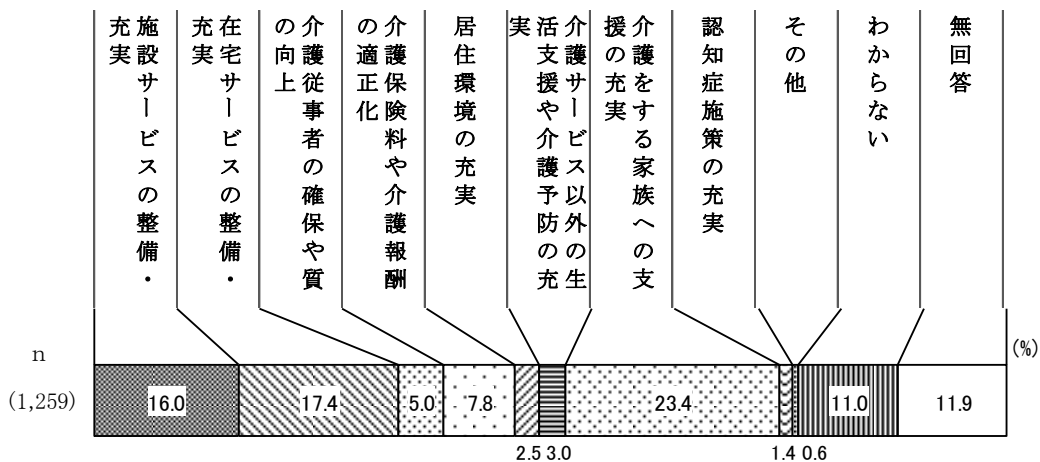
また、今後の在宅生活継続に向けて主な介護者が不安を感じる介護は、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」などが多く、認知症支援の強化のほか、介護者の身体的負担を軽減する支援の強化が必要です。

- ◆将来、援助を受けたい人は、「子ども・孫」、「配偶者」などの“家族”が約6割、「公的サービス」は15.3%
- ◆要介護者になっても地域で生活するために最も重要なことは、1位「介護をする家族への支援の充実」、2位「在宅サービスの整備・充実」、3位「施設サービスの整備・充実」

【将来、援助を受けたい人】



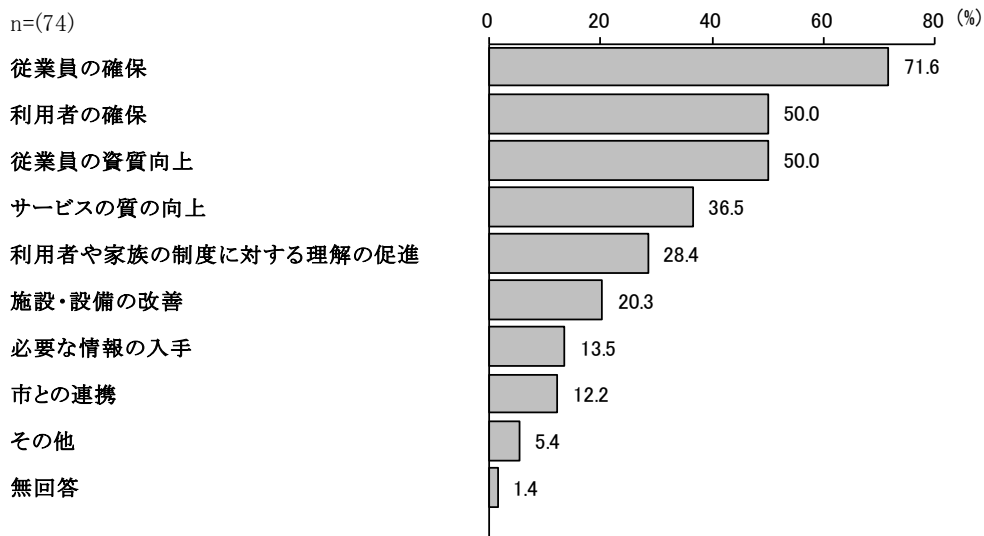
【介護が必要となっても住み慣れた地域で生活するために最も重要なこと】



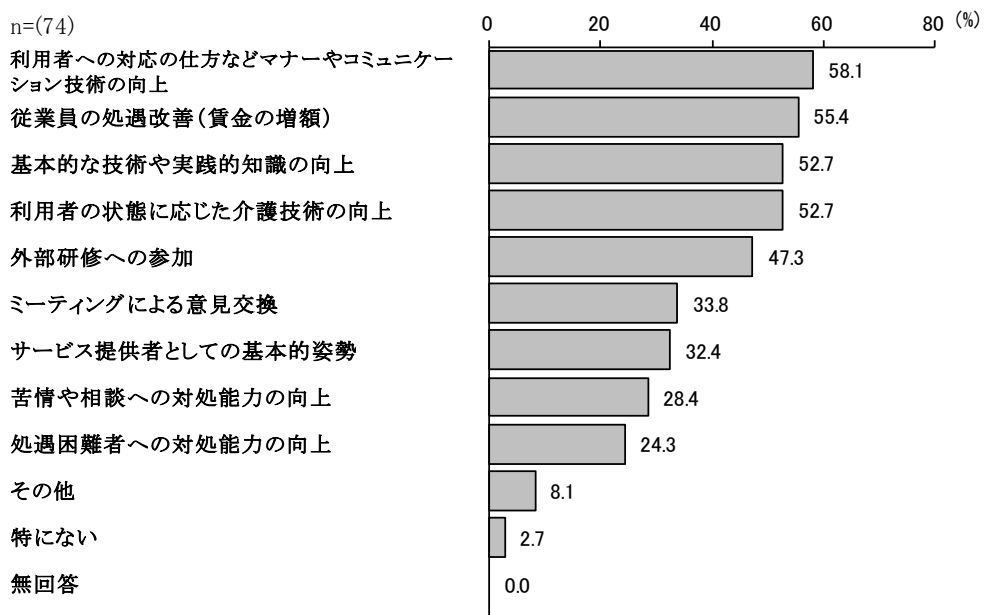
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

- ◆介護サービス事業者における運営の課題は、1位「従業員の確保」、2位「利用者の確保」「従業員の資質向上」、3位「サービスの質の向上」
- ◆従業員の質の確保・向上のために必要な取組は、1位「利用者への対応の仕方などマナーやコミュニケーション技術の向上」、2位「従業員の処遇改善（賃金の増額）」、3位「基本的な技術や実践的知識の向上」及び「利用者の状態に応じた介護技術の向上」
- ◆介護人材確保・定着に必要な行政の支援は、「介護職のイメージアップ」が60.8%と最も多い。

【事業所運営の課題】

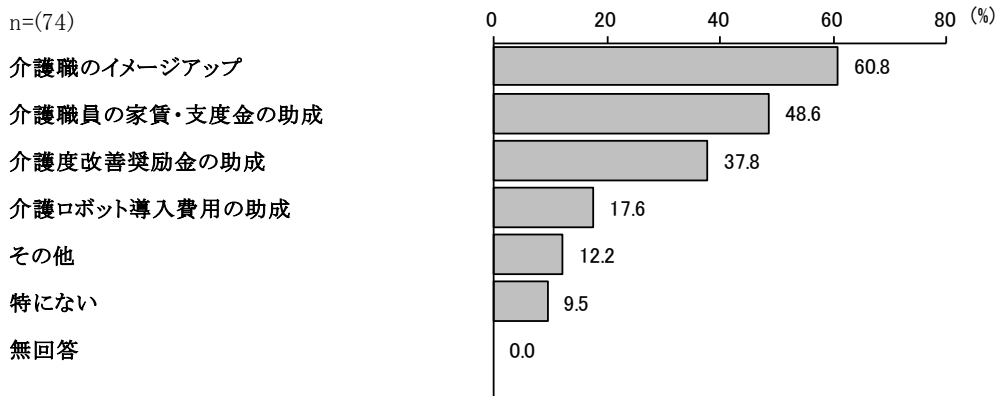


【従業員の質の確保・向上のために必要な取組】



介護サービス提供事業者調査結果

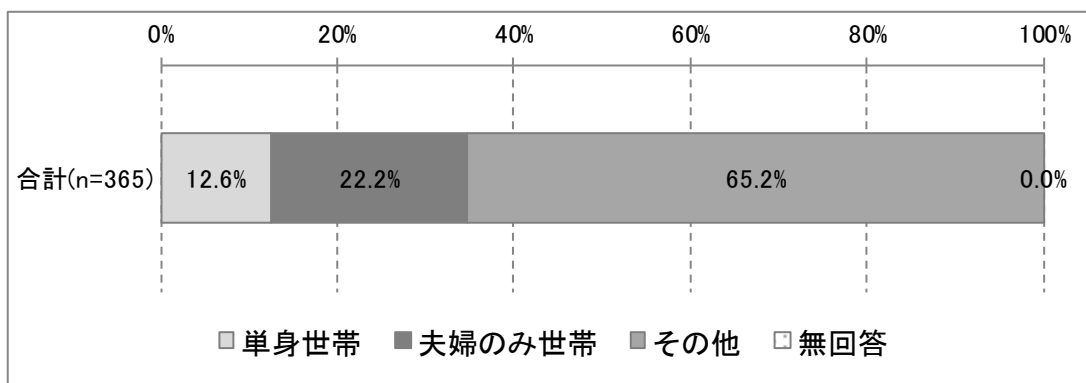
【介護人材確保・定着に必要な行政の支援】



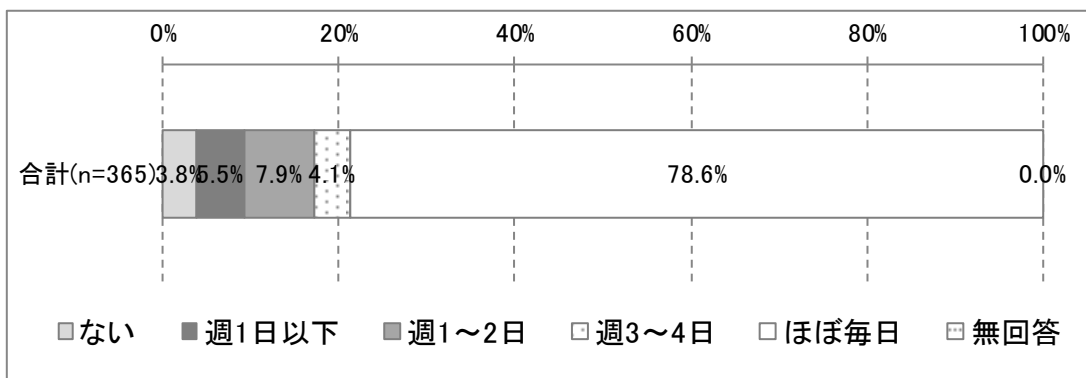
介護サービス提供事業者調査結果

- ◆在宅認定者の世帯構成は、“単身・夫婦のみ”の少人数世帯は34.8%
- ◆家族などによる介護頻度は、「ほぼ毎日」介護をする割合が78.6%

【世帯構成】



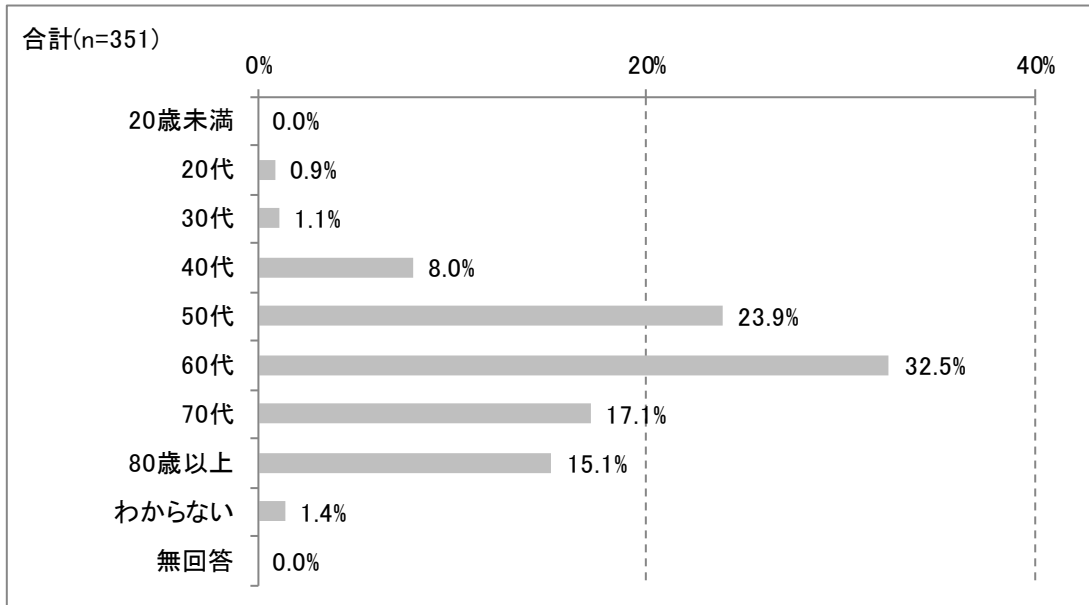
【家族などによる介護の頻度】



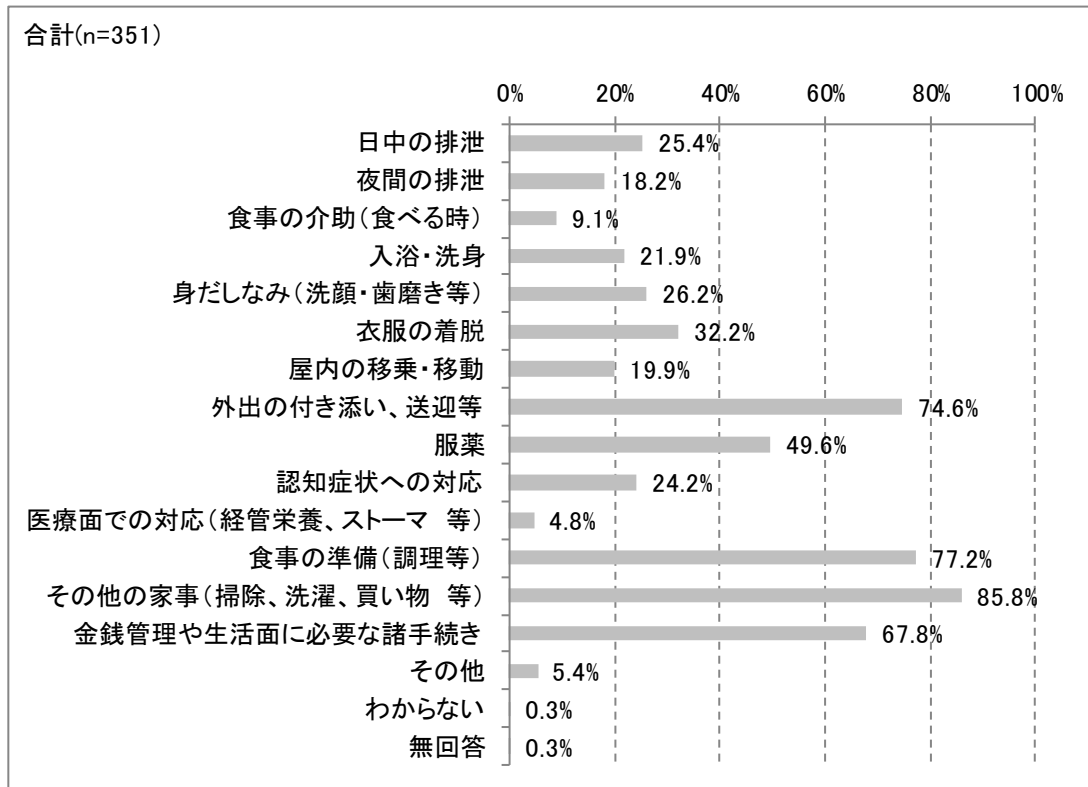
在宅介護実態調査結果

- ◆主な介護者の年齢は、60代が約3割、60代以上の介護者は64.7%を占める。
- ◆主に介護者が行っている介護は、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「食事の準備（調理等）」、「外出の付き添い、送迎等」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」など

【主な介護者の年齢】



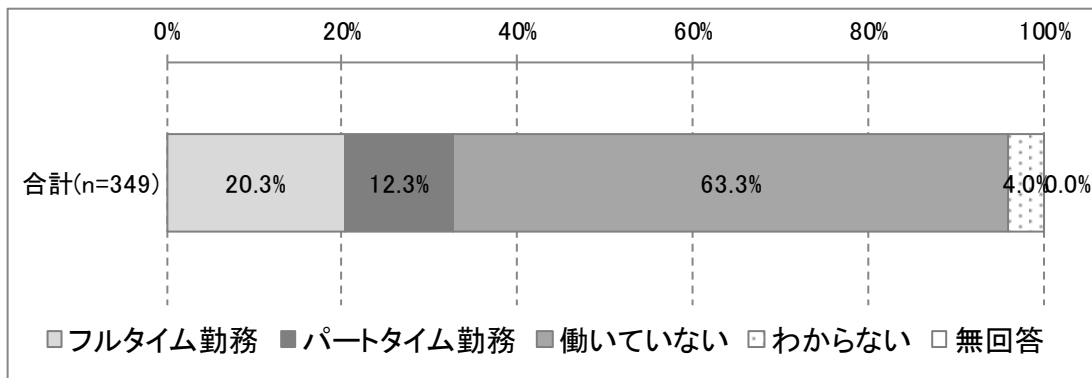
【主な介護者が行っている介護】



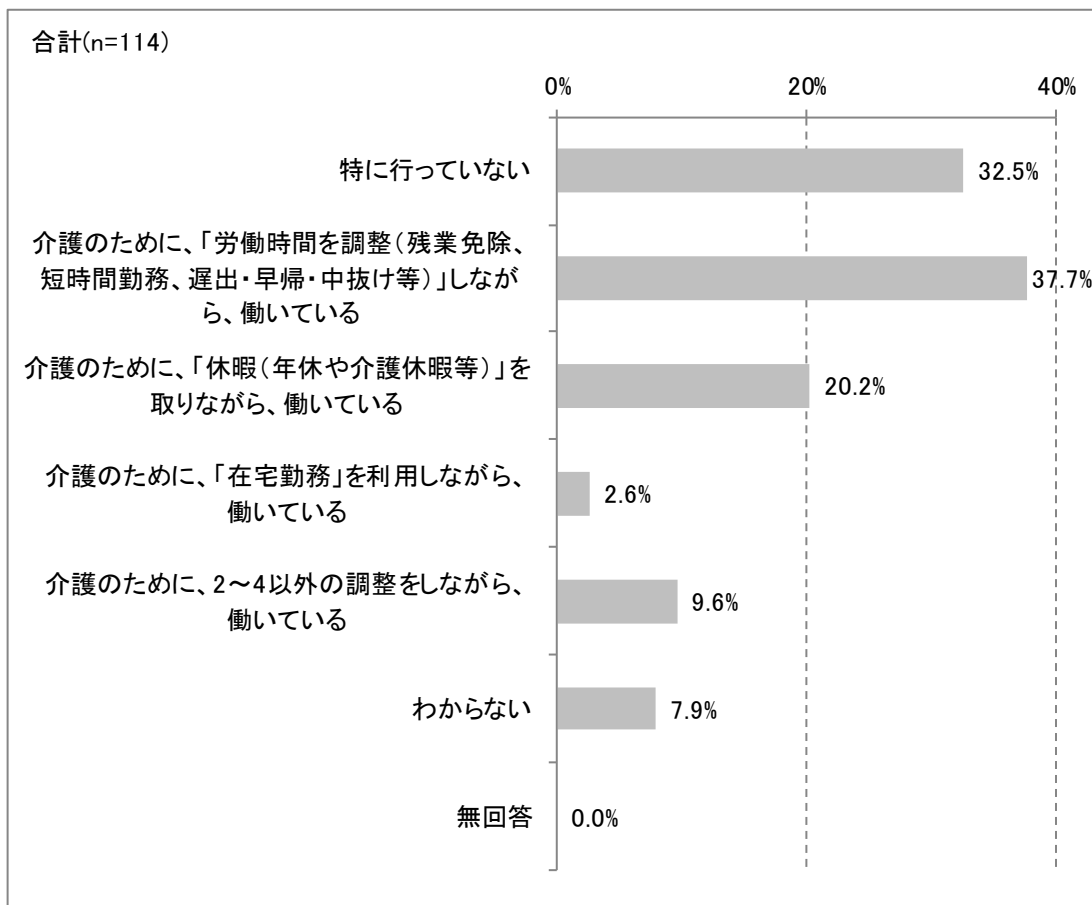
在宅介護実態調査結果

- ◆主な介護者の勤務形態は、働いていないが63.3%、介護をしながら“働いている”人は32.6%
- ◆主な介護者の働き方の調整状況は、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）しながら働いている」が最も多く、介護のために“調整を行いながら働いている”人は約7割を占める。

【主な介護者の勤務形態】

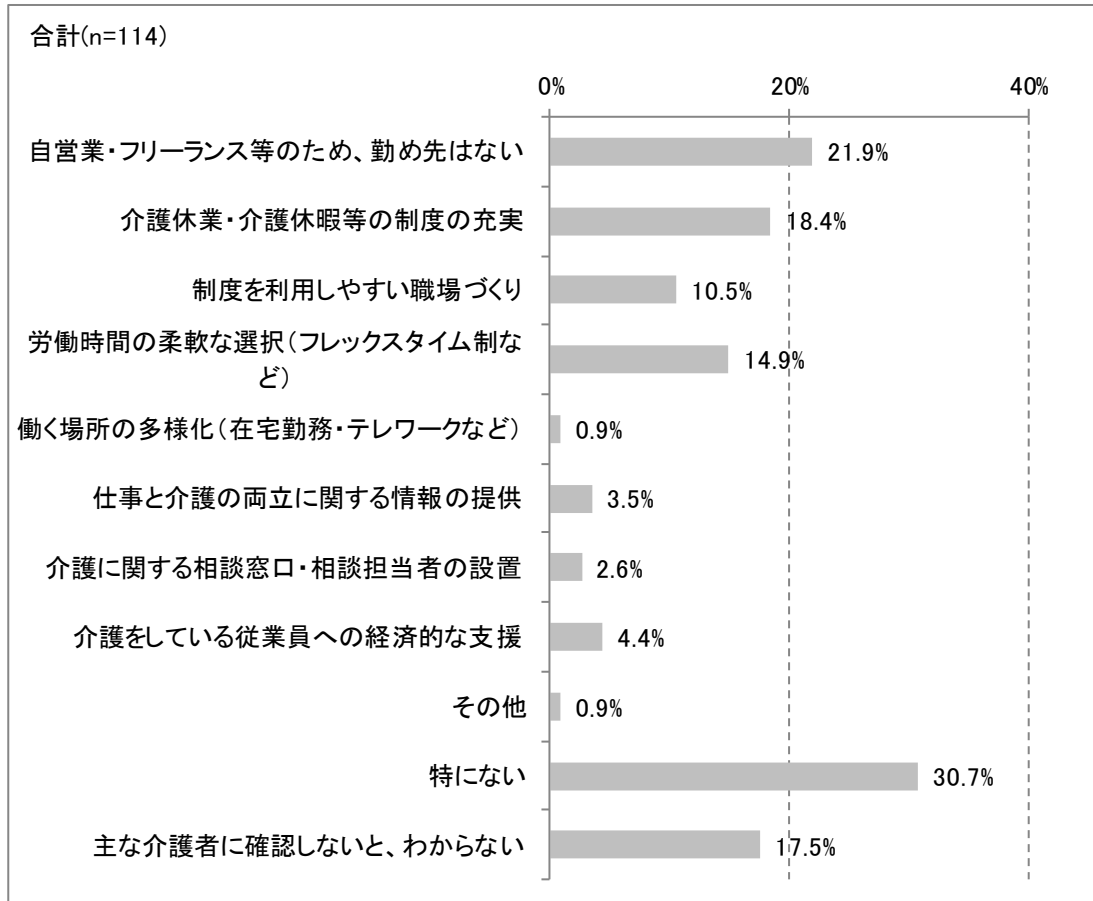


【主な介護者の方の働き方の調整の状況】

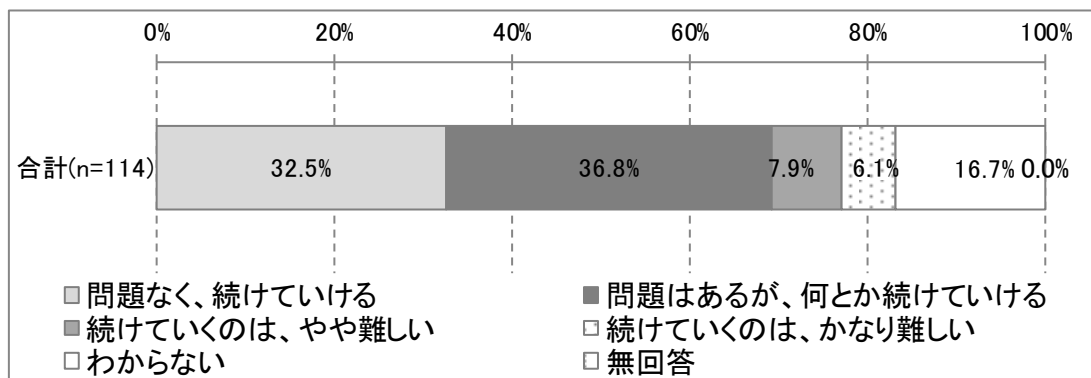


- ◆就労継続のための勤め先からの効果的な支援は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」や「労働時間の柔軟な選択」、「制度を利用しやすい職場づくり」などが多い。
- ◆主な介護者の就労継続の可否に係る意識は、“介護をしながら働くことは難しい”と感じている人は約5割おり、中でも「問題はあるが、何とか続けている」(36.8%)人が最も多い。

【就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援】



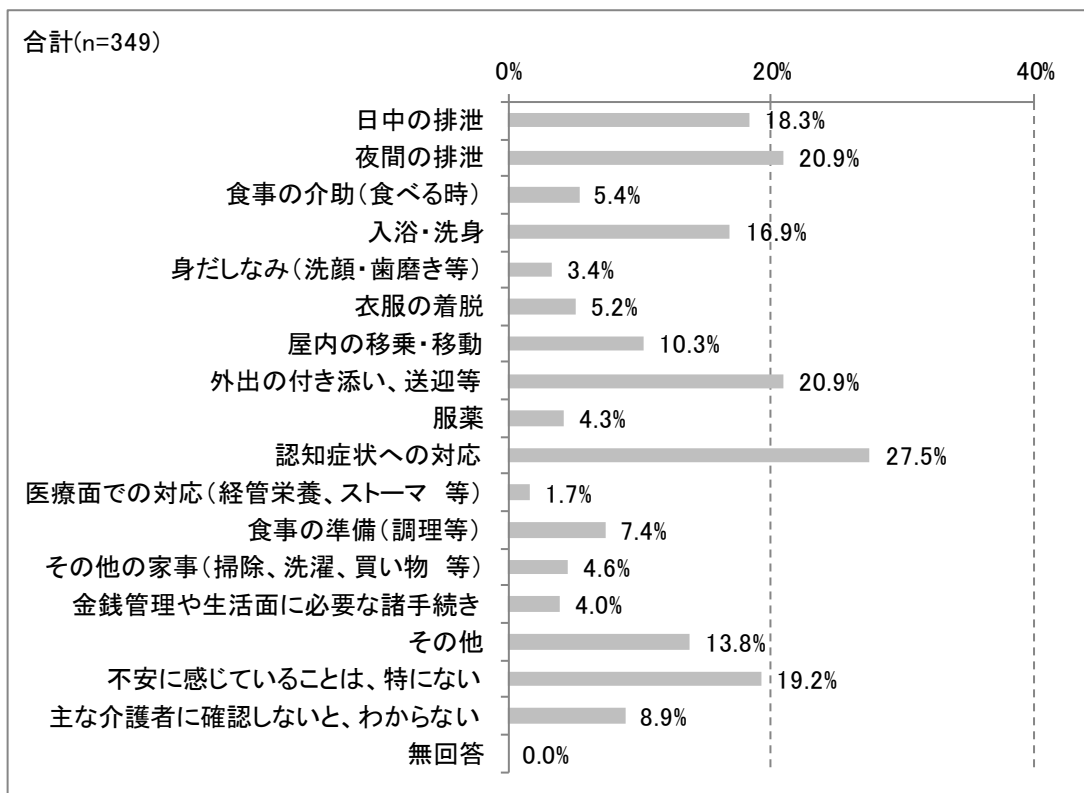
【主な介護者の就労継続の可否に係る意識】



在宅介護実態調査結果

◆今後の在宅生活継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「日中の排泄」などが多い。

【今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護】



在宅介護実態調査結果

(4) 地域包括ケアシステムの深化・推進

課 題

施設入所者の自宅介護を希望する理由として、「住み慣れた場所で生活したいから」が約6割、「家族に介護してもらいたいから」が約2割となっています。

介護保険対象外サービスの利用意向では、「配食サービス」が1番目に、「緊急通報装置の給付・貸与」が2番目に、「外出支援サービス」が3番目に多くなっています。

高齢者が住み慣れた『場所（自宅）』で身近な『家族』と一緒に地域で生活し続けるためには、介護保険サービスに加え、介護保険以外のサービスも、必要なときに円滑に利用できるよう、高齢者のニーズに合わせたサービスの提供・充実が必要です。

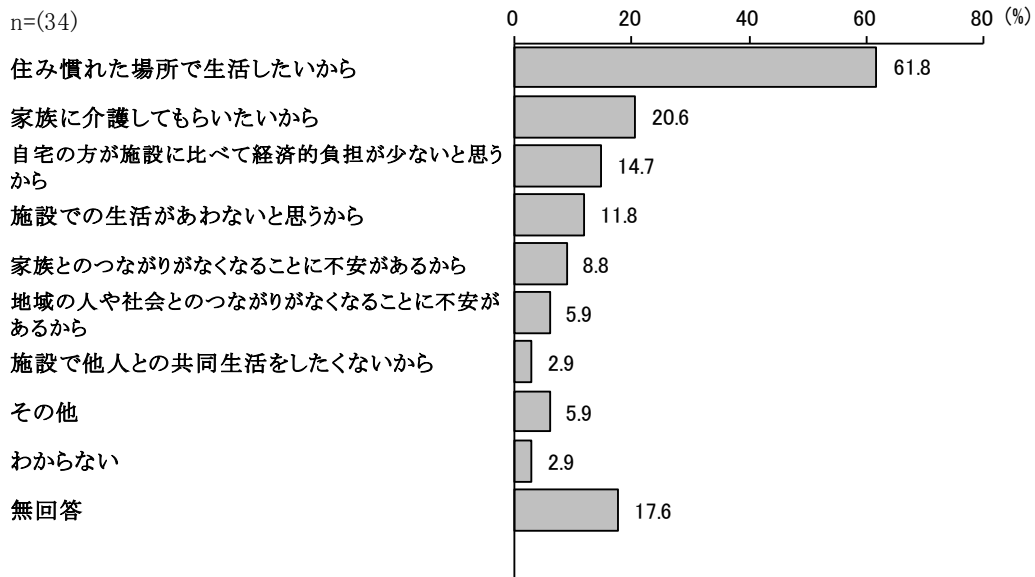
在宅認定者の認知症高齢者の日常生活自立度は、誰かの見守りが必要な人は約4割、「介護が必要」な人については約1割います。

一人暮らし高齢者や認知症の人を地域で見守る体制づくりに必要なものとしては、「隣近所での見守り・あいさつ」、「サロン（だれでも気軽に寄り合いができる場所）」、「災害時における支援」、「警察・市・地域包括支援センターなど関係機関への連絡ネットワーク」などとなっています。

今後、高齢化の進行により認知症高齢者も増加する見込みとなっていることから、災害時にも対応した地域における見守り体制の整備を図るとともに、関係機関とのネットワークの強化等、認知症高齢者をはじめ、全ての高齢者を支える地域の支え合い体制の整備が必要です。

◆自宅介護を希望する理由は、「住み慣れた場所で生活したいから」及び「家族に介護してもらいたいから」が多い。

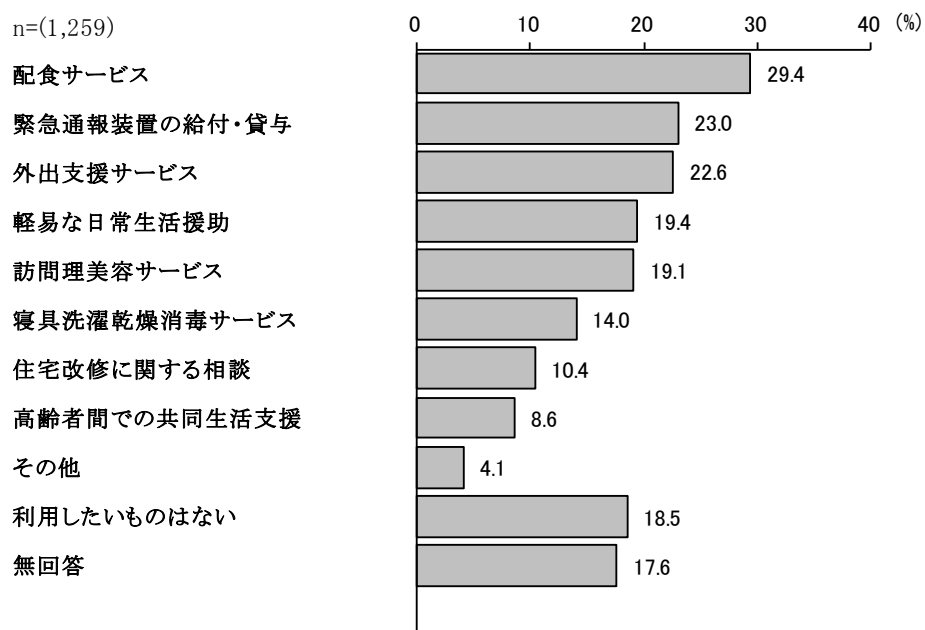
【自宅での介護を希望する理由】



施設入所者調査結果

◆介護保険対象外サービスで利用意向が多いのは、「配食サービス」、「緊急通報装置の給付・貸与」、「外出支援サービス」、「軽易な日常生活援助」、「訪問理美容サービス」など

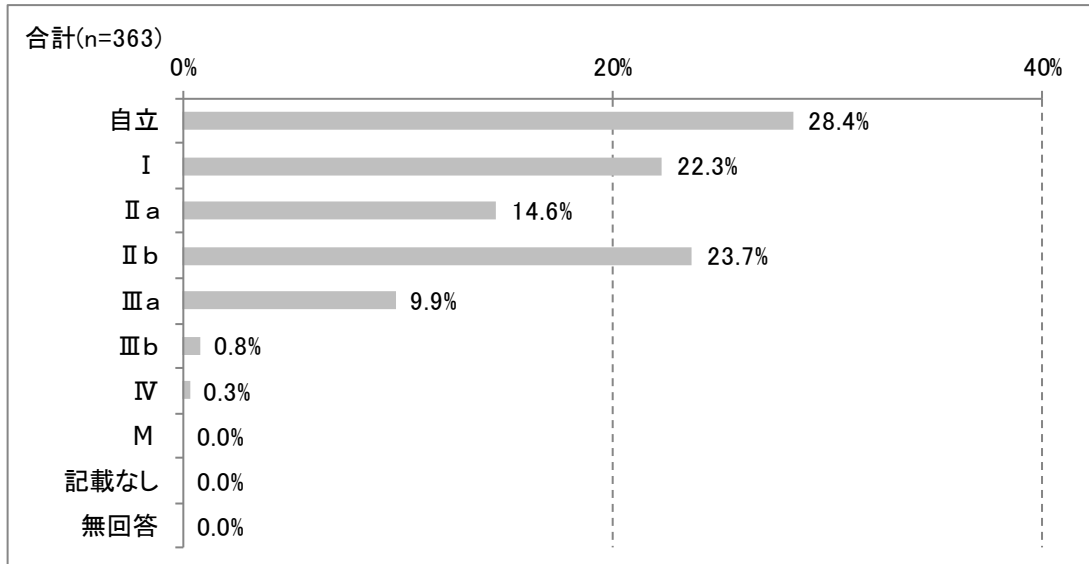
【今後利用したいと思う介護保険対象外サービス】



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

- ◆ 認知症高齢者の日常生活自立度は、“「自立」可能” な人（自立と I）は 50.7%
- ◆ “症状はあるが誰かが見守れば自立可能” な人（II a と II b）は 38.3%、“介護が必要” な人（III 以上）は 11.0%

【認知症高齢者の日常生活自立度】



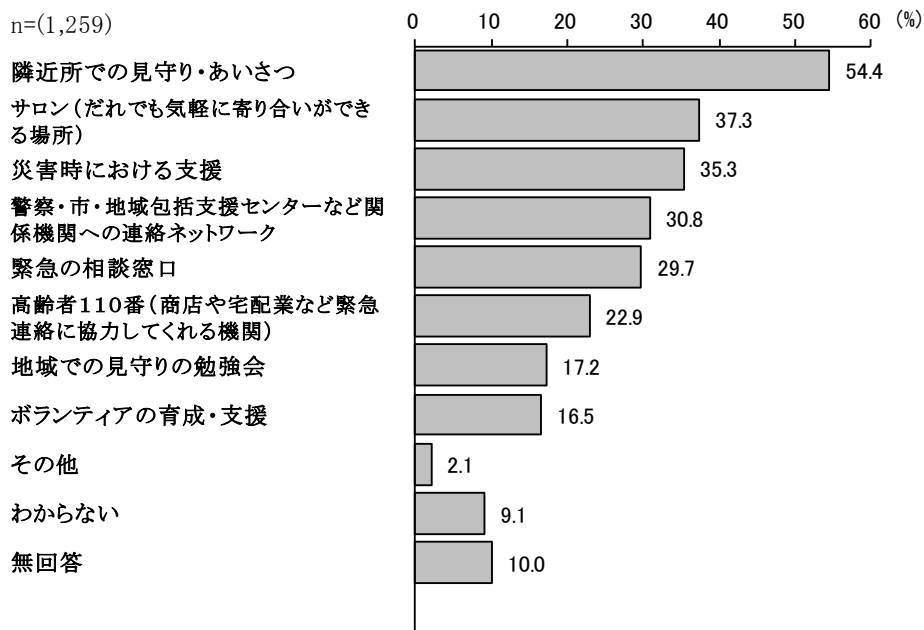
＜認知症高齢者の日常生活自立度判定基準＞

レベル	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態で基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
II a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
II b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態
III a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態
III b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心として見られ、介護を必要とする状態
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

在宅介護実態調査結果

◆一人暮らし高齢者や認知症の人を地域で見守る体制づくりに必要なものは、「隣近所での見守り・あいさつ」、「サロン（だれでも気軽に寄り合いができる場所）」、「災害時における支援」、「警察・市・地域包括支援センターなど関係機関への連絡ネットワーク」など

【一人暮らし高齢者や認知症の人を地域で見守る体制づくりに必要なもの】



介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

2 人口及び要支援・要介護認定者数の推移と推計

(1) 人口と高齢者数の推移と推計

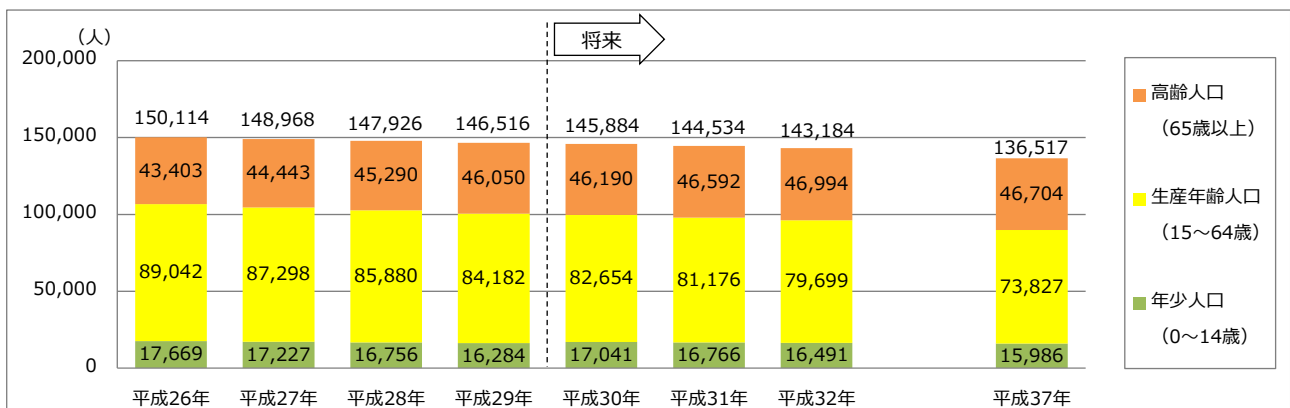
本市の人口の推移を見ると、平成 26 年から平成 29 年までの住民基本台帳では減少傾向で推移し、平成 26 年の 150,114 人から平成 29 年には 146,516 人と 3,598 人減少しています。それ以降の人口ビジョン推計においても緩やかに減少は続き、平成 32 年は 143,184 人と平成 26 年より 6,930 人減少、平成 37 年は 136,517 人と 13,597 人減少する見込みです。

生産年齢人口は総人口と同様に減少傾向が続きます。年少人口は平成 30 年にやや増加し、その後は減少傾向になる見込みです。

年齢 3 区分人口構成比の推移を見ると、高齢人口割合は増加傾向が続き、平成 28 年には 30.6%と 30%を超えました。それ以降の推計も増加は続き、平成 32 年には 32.8%、平成 37 年には 34.2%になる見込みです。

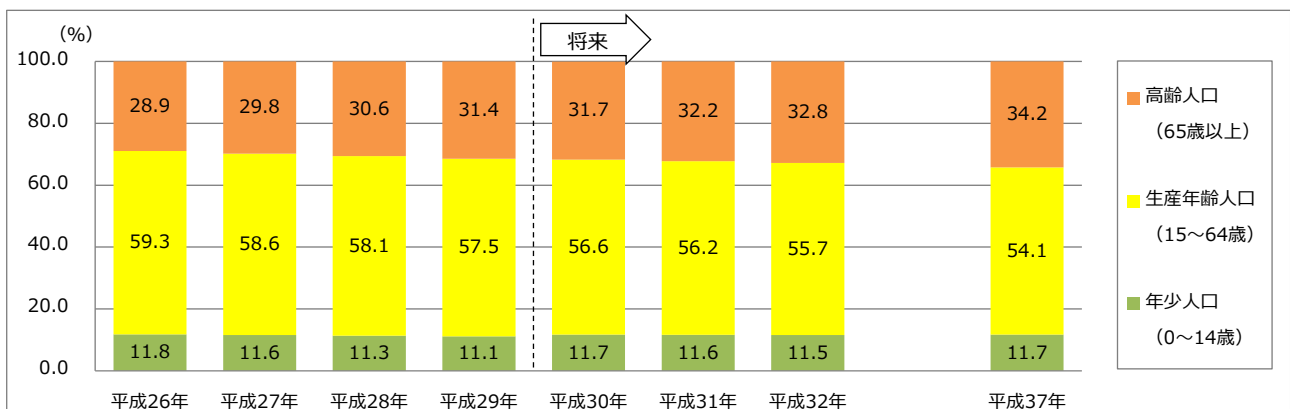
一方で、生産年齢人口割合は減少傾向で推移し、平成 29 年の 57.5%から、平成 32 年には 55.7%と 1.8 ポイント減少、更に平成 37 年には 54.1%と 6.4 ポイント減少する見込みです。

【人口の推移】



出典：平成 26 年～平成 29 年：住民基本台帳 各年 9 月末現在
平成 30 年～平成 37 年：石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～より

【人口構成比の推移】

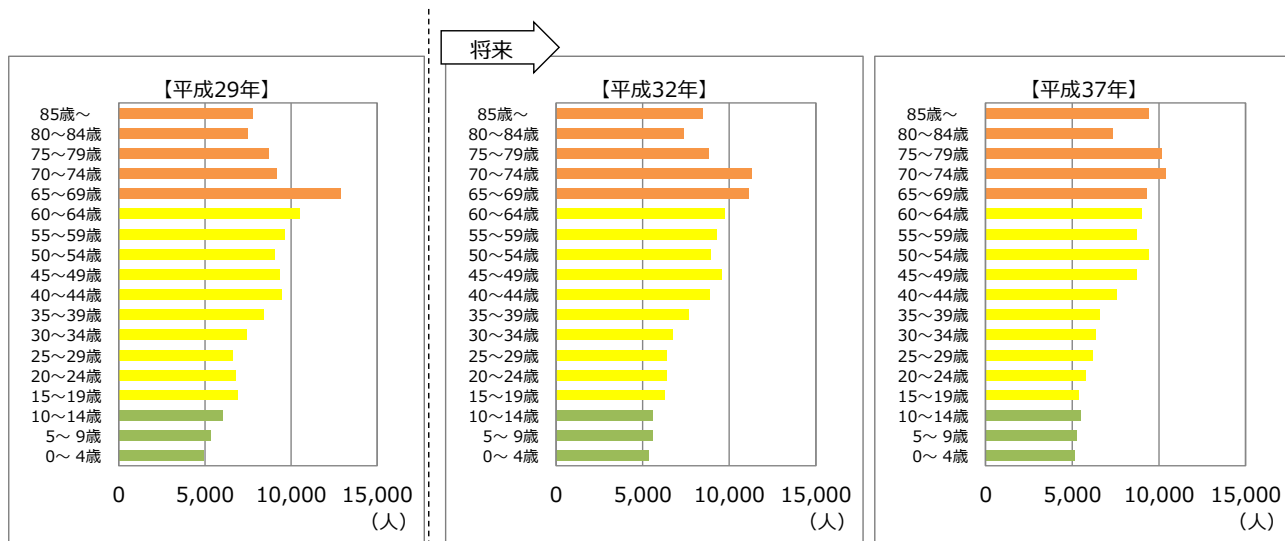


出典：平成 26 年～平成 29 年：住民基本台帳 各年 9 月末現在
平成 30 年～平成 37 年：石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～より

(2) 人口ピラミッド

平成29年の60歳から64歳までは、平成37年には65歳以上の高齢者となり、高齢者人口は総人口の3分の1以上を占め、それを支える生産年齢人口、年少人口の減少が見込まれます。それに伴い、高齢者の人口構造は変化し、平成29年では65歳から69歳までが最も多くなっていますが、平成32年には65歳から74歳までの層が最も多くなり、平成37年には70歳から79歳までと85歳以上の層で多い人口構成となっていきます。

【人口ピラミッド】



出典：平成29年：住民基本台帳 9月末現在
平成32年～平成37年：石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～より

(3) 高齢者のいる世帯の状況

国勢調査から本市の世帯数の推移を見ると、平成27年には世帯総数、65歳以上世帯員のいる世帯ともに減少している状況ですが、全体の約半数の世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯については、いずれも世帯数、比率ともに増加しています。

【世帯数の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年
全世帯数（一般世帯総数）	56,770世帯	57,796世帯	56,712世帯
65歳以上世帯員のいる世帯 （対全世帯数比）	27,015世帯 47.6%	29,039世帯 50.2%	28,681世帯 50.5%
高齢者単身世帯 （対全世帯数比）	4,330世帯 7.6%	5,400世帯 9.3%	6,211世帯 12.0%
高齢夫婦世帯 （対全世帯数比）	5,483世帯 9.7%	6,238世帯 10.8%	6,484世帯 11.4%

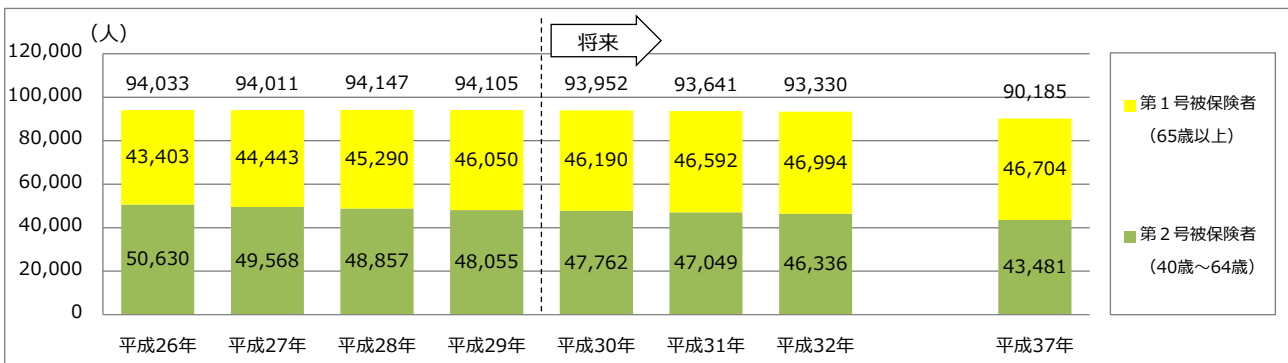
出典：国勢調査 各年10月1日現在

(4) 被保険者数の推移と推計

本市の被保険者数の推移を見ると、第 1 号被保険者数（65 歳以上）は増加する一方、第 2 号被保険者数（40 歳から 64 歳まで）は減少傾向になる見込みです。

さらに、第 1 号被保険者数（65 歳以上）は、平成 32 年で 46,994 人と第 2 号被保険者数（40 歳から 64 歳まで）の 46,336 人を上回り、以降も第 1 号被保険者数（65 歳以上）の方が多くなる見込みです。

【被保険者数の推移】



出典：平成 26 年～平成 29 年：住民基本台帳 各年 9 月末現在

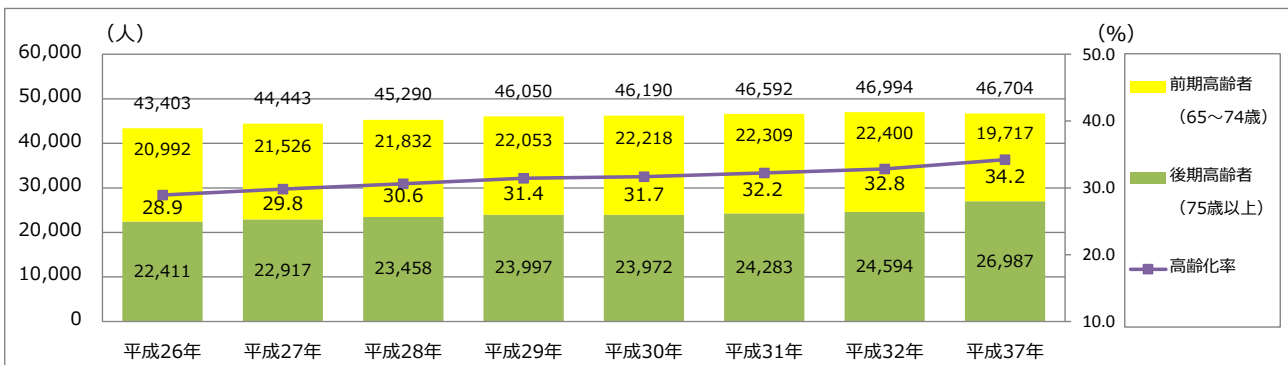
平成 30 年～平成 37 年：石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～より

(5) 第 1 号被保険者数（前期高齢者・後期高齢者）の推移と推計

本市の第 1 号被保険者数の推移を見ると、平成 32 年までは増加傾向で推移しますが、平成 37 年には減少となる予想です。前期高齢者（65 歳から 74 歳まで）は、平成 32 年にピークを迎え、それ以降は減少し平成 37 年には 19,717 人になる見込みです。後期高齢者（75 歳以上）は増加し続け、平成 32 年には 24,594 人、平成 37 年には 26,987 人になる見込みです。

高齢化率も増加傾向は続き、平成 29 年の 31.4%から平成 32 年には 32.8%、平成 37 年には 34.2%になる見込みです。

【第 1 号被保険者数の推移】



出典：平成 26 年～平成 29 年：住民基本台帳 各年 9 月末現在

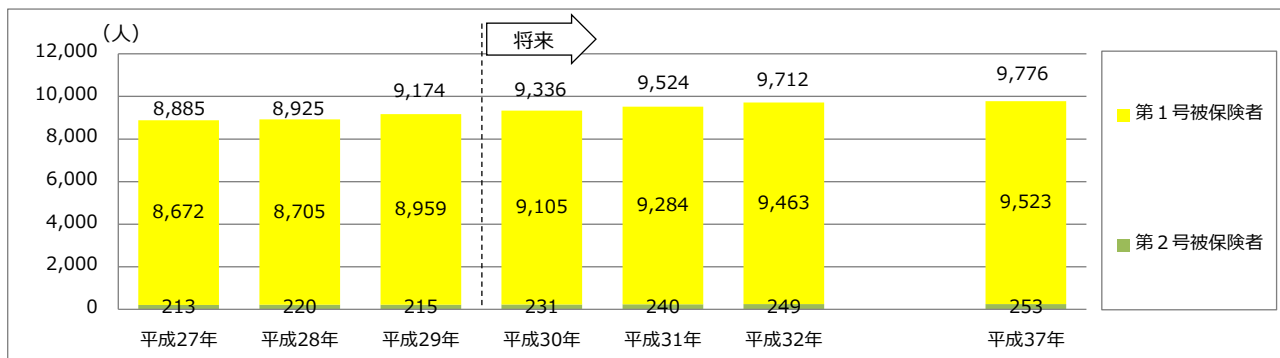
平成 30 年～平成 37 年：石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略～石巻市人口ビジョン～より

(6) 要支援・要介護認定者数の推移と推計

①被保険者種類別の要支援・要介護認定者数の推移

本市の被保険者種類別の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、第2号被保険者の微増に対し、第1号被保険者では年々増加しており、平成29年の9,174人から平成32年には9,712人と538人増、平成37年には9,776人と602人増になる見込みです。

【被保険者別要支援・要介護認定者数の推移】



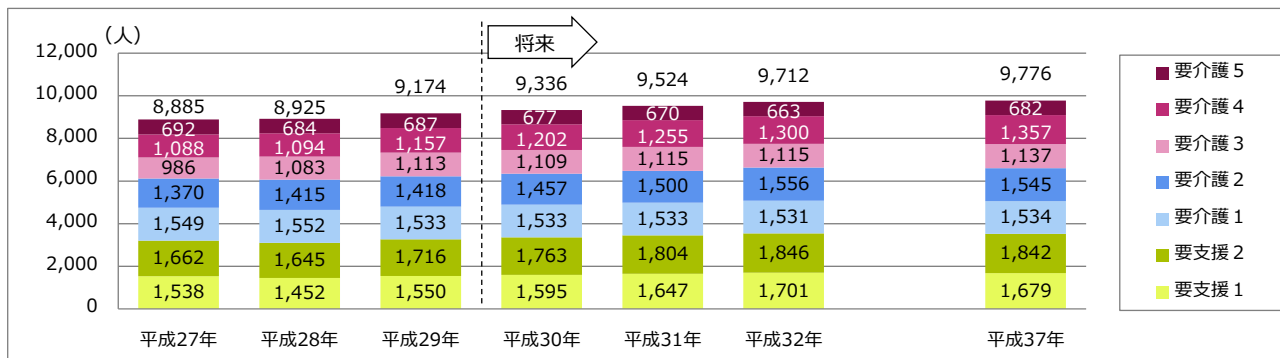
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年9月末現在

②要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移

本市の要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、平成29年以降、要支援1と要支援2が増加する見込みです。

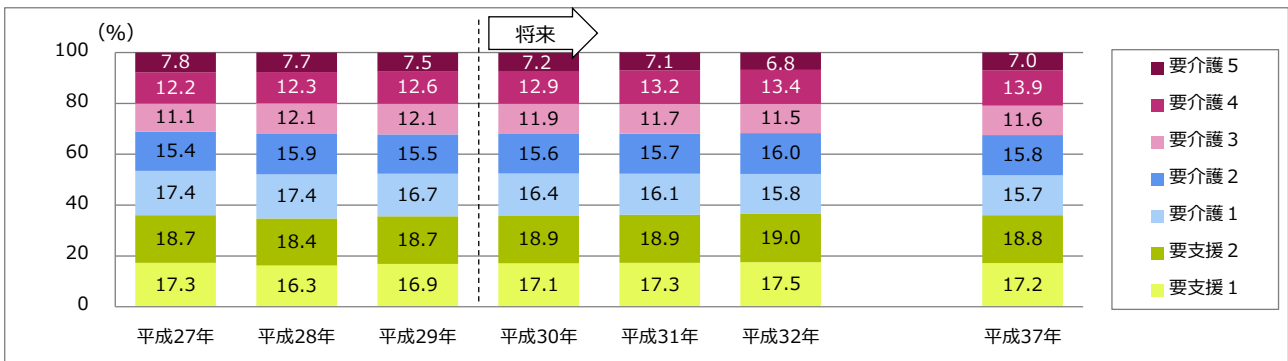
要介護度別の要支援・要介護認定者構成比の推移を見ると、要支援1と要支援2は平成32年までやや高くなりますが、それ以降はほぼ横ばい傾向になる見込みです。

【要介護度別要支援・要介護認定者数の推移】



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年9月末現在

【要介護度別要支援・要介護認定者構成比の推移】



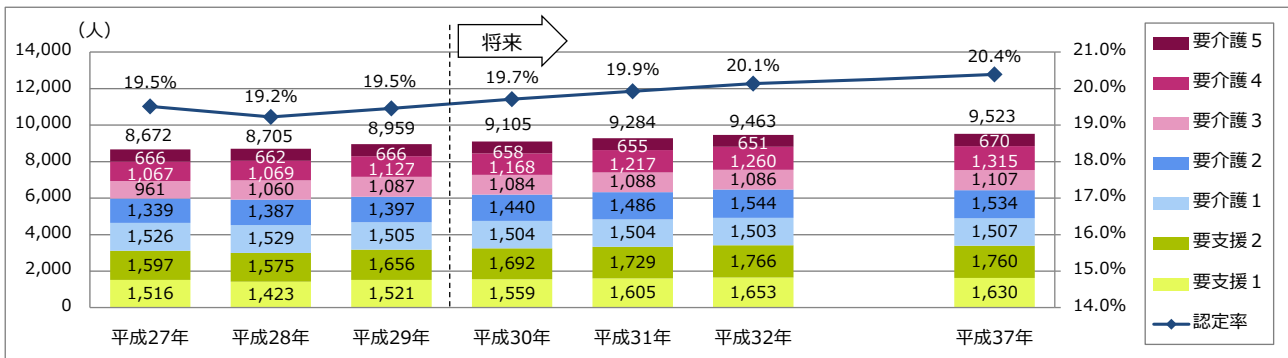
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年9月末現在

(7) 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数と認定率

第1号被保険者の要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、平成29年以降、要支援1と要支援2が増加する見込みです。65歳以上に占める要支援・要介護認定者割合は平成29年以降増加が続き、平成37年には20.4%になる見込みです。

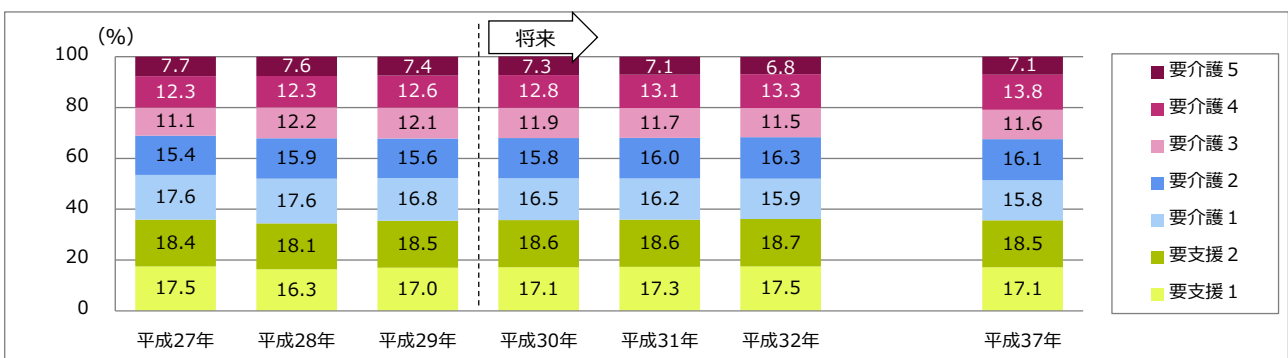
要介護度別の要支援・要介護認定者構成比の推移を見ると、要支援1と要支援2は平成32年までやや高くなりますが、それ以降はほぼ横ばい傾向になる見込みです。

【要介護度別要支援・要介護認定者数の推移】



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年9月末現在

【要介護度別要支援・要介護認定者構成比の推移】



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年9月末現在

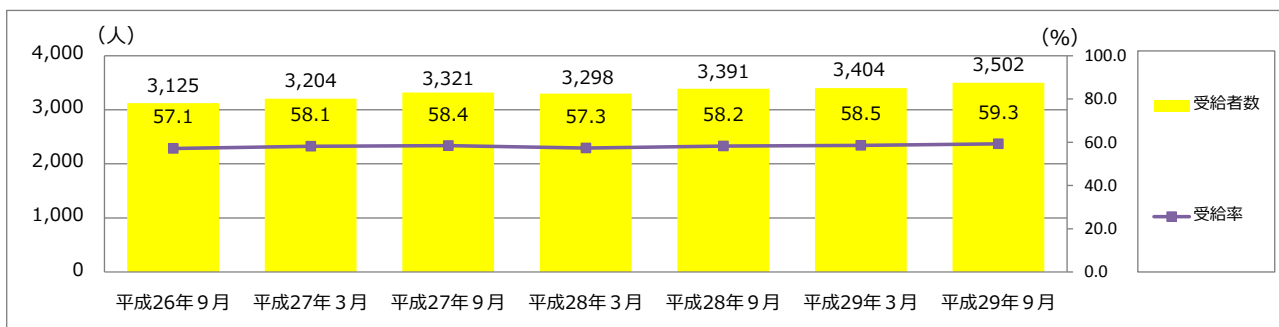
3 介護保険事業の状況

(1) 介護保険サービスの利用状況

①居宅サービス

居宅サービスの受給者数と受給率の推移を見ると、平成26年9月以降、受給者数は微増しており、受給率は平成29年9月時点で59.3%となっています。

【居宅サービス受給者数とサービス受給率の推移】

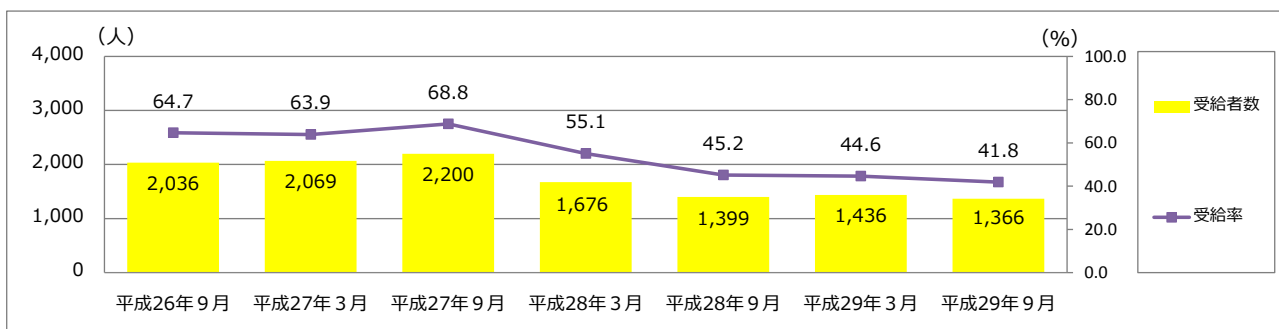


※受給率：認定者数に占めるサービス受給者数割合

②介護予防サービス

介護予防サービスの受給者数と受給率の推移を見ると、平成27年9月までは増加傾向でしたが、それ以降は減少しており、受給率は平成29年9月時点で41.8%となっています。

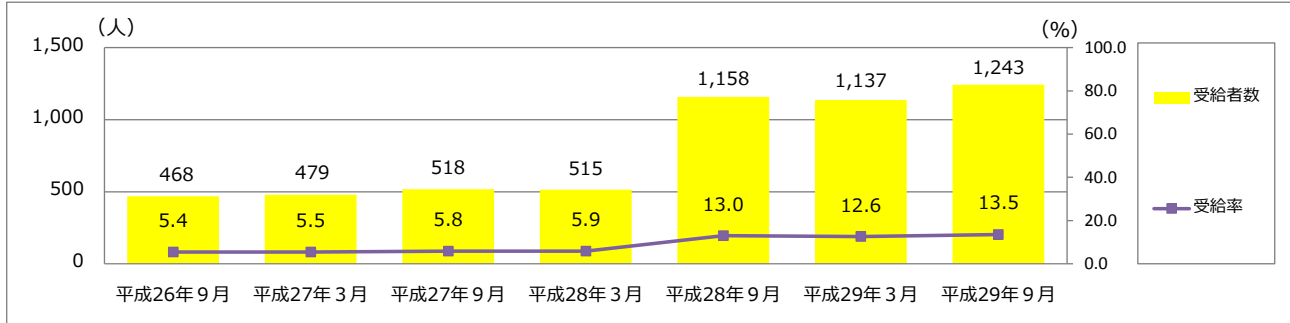
【介護予防サービス受給者数とサービス受給率の推移】



③地域密着型サービス

地域密着型サービスの受給者数と受給率の推移を見ると、平成 28 年 3 月までは横ばいでしたが、それ以降は増加しており、受給者数は平成 29 年 9 月時点で 13.5% となっています。

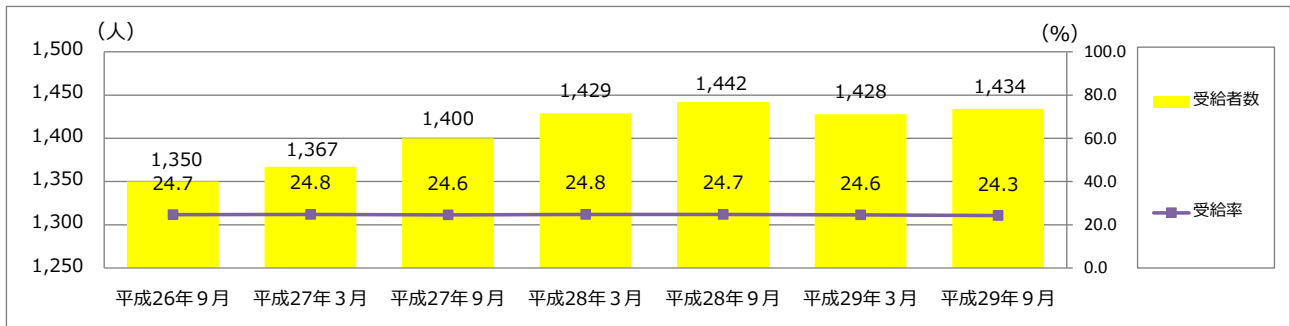
【地域密着型サービス受給者数とサービス受給率の推移】



④施設サービス

施設サービスの受給者数の推移を見ると、平成 28 年 9 月までは増加傾向でしたが、それ以降は横ばいとなっており、受給率はほぼ横ばいとなっています。

【施設サービス受給者数とサービス受給率の推移】

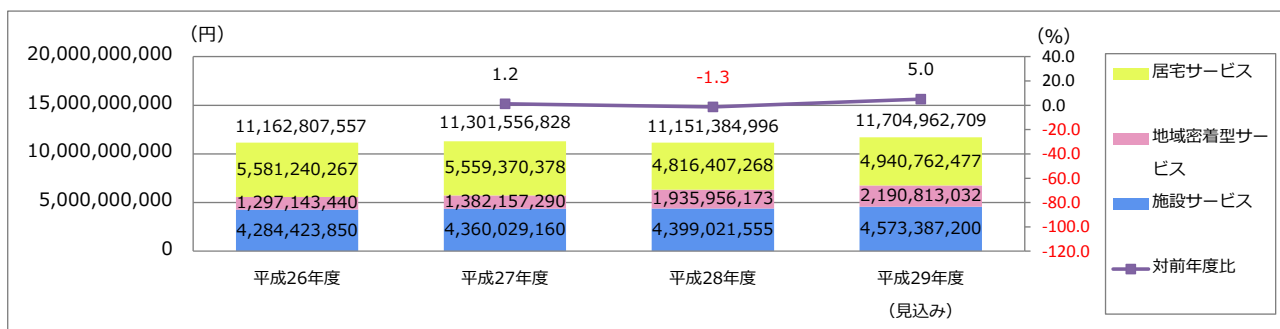


(2) 介護給付費の状況

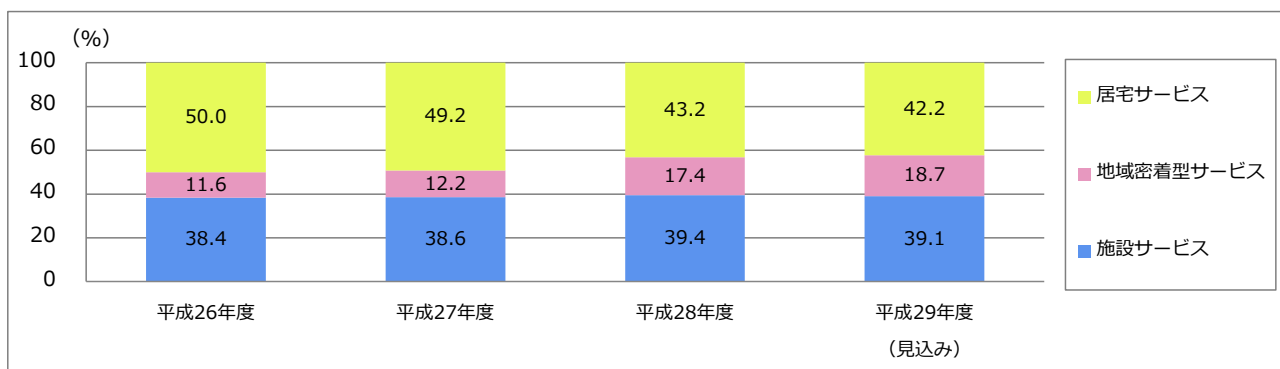
本市の介護保険給付費の推移を見ると、平成28年度に減少しましたが、平成29年度には増加の見込みとなっています。

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス費の構成比の推移を見ると、居宅サービス費割合は、平成26年度には50.0%を占めていましたが、平成29年度には42.2%と減少傾向の見込みとなっています。地域密着型サービス費割合は増加、施設サービス費割合はほぼ横ばいとなっています。

【介護保険給付費の推移】



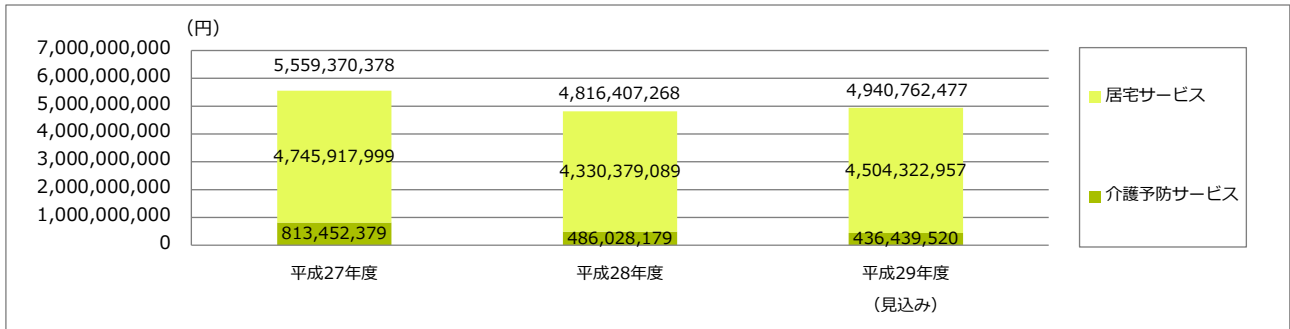
【居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス費の構成比の推移】



① 居宅サービス給付費の現状

居宅サービス給付費の推移を見ると、平成 27 年度以降減少傾向となっており、要介護 1 から要介護 5 までの方を対象とする居宅サービス給付費は平成 28 年度にやや減少しましたが、平成 29 年度には増加の見込みとなっています。一方、要支援 1 と要支援 2 の方を対象とする介護予防サービス給付費は平成 27 年度以降、大きく減少しています。

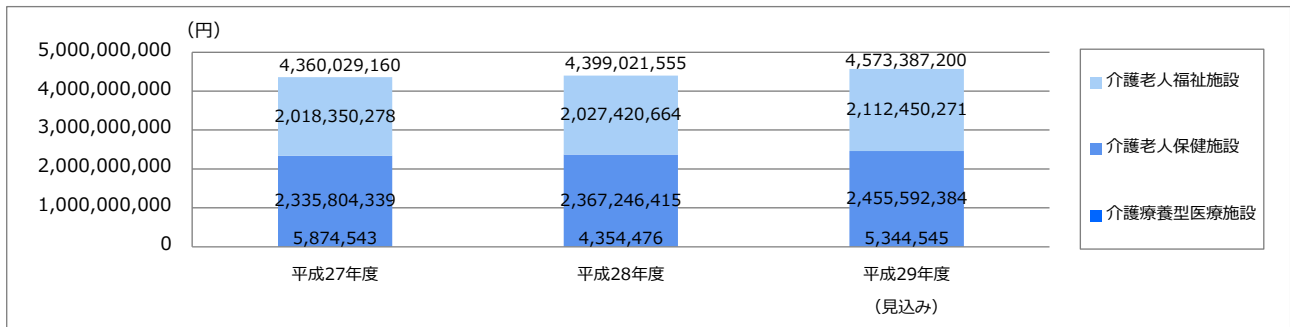
【居宅サービス給付費の推移】



② 施設サービス給付費の現状

施設サービス給付費の推移を見ると、平成 27 年度以降増加傾向となっており、いずれの年度も介護老人保健施設給付費が最も多くなっています。

【施設サービス給付費の推移】



(3) 第 6 期介護保険事業計画における計画値と実績値

①介護保険事業費

第 6 期計画期間の介護保険事業費の計画値と実績値を比較して見ると、総費用額では各年度とも実績値が計画値を上回りましたが、対計画値はおおむね 5 % 以内に収まっています。

費用別の内訳を見ると、いずれの年度も①居宅サービス給付費、②地域密着型サービス給付費、④特定入所者介護サービス費等給付額の実績値が計画値を上回っています。

【介護保険事業費の計画値と実績値】

(単位：円)

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比
①居宅サービス給付費	4,539,301,000	5,559,370,378	122.5%	4,646,066,000	4,816,407,268	103.7%	4,544,758,000	4,940,762,477	108.7%
②地域密着型サービス給付費	1,336,538,000	1,382,157,290	103.4%	1,338,220,000	1,935,956,173	144.7%	1,423,066,000	2,190,813,032	154.0%
③施設サービス給付費	4,437,455,000	4,360,029,160	98.3%	4,464,870,000	4,399,021,555	98.5%	4,830,286,000	4,573,387,200	94.7%
④特定入所者介護サービス費等給付額	571,845,000	644,260,366	112.7%	538,172,000	615,647,335	114.4%	542,715,000	603,202,587	111.1%
⑤高額介護サービス費等給付額	214,987,000	155,492,912	72.3%	233,112,000	173,390,873	74.4%	252,921,000	181,021,439	71.6%
⑥審査支払手数料	12,949,000	11,580,348	89.4%	14,153,000	11,728,792	82.9%	15,469,000	12,319,965	79.6%
⑦地域支援事業費	1,017,105,501	377,619,345	37.1%	1,032,816,907	737,806,740	71.4%	1,049,150,949	900,000,000	85.8%
総費用額	12,130,180,501	12,490,509,799	103.0%	12,267,409,907	12,689,958,736	103.4%	12,658,365,949	13,401,506,700	105.9%

②予防給付費

予防給付費の計画値と実績値を比較して見ると、総額では各年度とも実績値が計画値を上回っています。

サービス別の内訳を見ると、いずれの年度も介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修及び介護予防支援給付費の実績値が計画値を上回りましたが、介護予防サービスは平成 29 年度の実績値は計画値を下回りました。一方で、地域密着型介護予防サービスは、平成 29 年度の実績値に対し計画値が大きく上回りました。

【予防給付費の計画値と実績値】

(単位：円)

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比
①介護予防サービス	359,954,000	813,452,379	226.0%	395,238,000	486,028,179	123.0%	437,527,000	436,439,520	99.8%
介護予防訪問介護	643,000	118,243,395	18389.3%	590,000	28,756,362	4874.0%	0	3,000,000	-
介護予防訪問入浴介護	6,182,000	2,129,142	34.4%	7,643,000	1,981,256	25.9%	9,376,000	2,438,799	26.0%
介護予防訪問看護	71,428,000	62,877,833	88.0%	87,241,000	63,501,619	72.8%	108,668,000	74,866,477	68.9%
介護予防訪問リハビリテーション	18,410,000	16,272,663	88.4%	18,350,000	18,676,097	101.8%	18,379,000	20,652,740	112.4%
介護予防居宅療養管理指導	8,758,000	6,300,925	71.9%	11,218,000	5,985,059	53.4%	13,828,000	7,286,706	52.7%
介護予防通所介護	2,342,000	294,236,581	12563.5%	2,150,000	71,026,324	3303.5%	0	7,000,000	-
介護予防通所リハビリテーション	93,101,000	91,530,604	98.3%	103,985,000	108,424,554	104.3%	117,282,000	118,090,744	100.7%
介護予防短期入所生活介護	22,569,000	18,940,499	83.9%	20,493,000	12,532,890	61.2%	18,409,000	18,793,835	102.1%
介護予防短期入所療養介護	1,865,000	525,801	28.2%	2,076,000	785,055	37.8%	2,234,000	770,798	34.5%
介護予防福祉用具貸与	45,824,000	50,710,251	110.7%	51,329,000	53,881,585	105.0%	57,922,000	61,899,265	106.9%
特定介護予防福祉用具購入	7,410,000	9,291,105	125.4%	6,719,000	8,347,974	124.2%	6,054,000	9,139,018	151.0%
介護予防住宅改修	21,650,000	27,402,607	126.6%	22,081,000	22,513,667	102.0%	22,741,000	26,133,149	114.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	20,767,000	12,226,353	58.9%	19,402,000	16,611,065	85.6%	17,592,000	16,986,695	96.6%
介護予防支援	39,005,000	102,764,620	263.5%	41,961,000	73,004,672	174.0%	45,042,000	69,381,294	154.0%
②地域密着型介護予防サービス	15,470,000	7,052,797	45.6%	7,655,000	10,303,020	134.6%	5,172,000	22,488,946	434.8%
介護予防認知症対応型通所介護	483,000	146,934	30.4%	308,000	0	0.0%	137,000	234,261	171.0%
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,387,000	1,936,761	44.1%	4,678,000	5,399,844	115.4%	5,035,000	8,981,095	178.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	10,600,000	4,969,102	46.9%	2,669,000	4,903,176	183.7%	0	13,273,590	-
予防給付費合計	375,424,000	820,505,176	218.6%	402,893,000	496,331,199	123.2%	442,699,000	458,928,466	103.7%

③介護給付費

介護給付費の計画値と実績値を比較して見ると、総額では各年度とも実績値が計画値を上回っています。サービス別の内訳を見ると、実績値が計画値を上回るサービスが多く見られ、居宅サービスと地域密着型サービスは各年度とも実績値が計画値を上回りましたが、施設サービスは実績値が計画値を下回っています。

【介護給付費の計画値と実績値】

(単位：円)

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値 (見込み)	対計画比
①居宅サービス	4,179,347,000	4,745,917,999	113.6%	4,250,828,000	4,330,379,089	101.9%	4,107,231,000	4,504,322,957	109.7%
訪問介護	694,155,000	788,624,543	113.6%	700,263,000	754,335,740	107.7%	651,632,000	763,095,107	117.1%
訪問入浴介護	102,875,000	159,083,692	154.6%	87,929,000	147,740,956	168.0%	55,256,000	151,626,473	274.4%
訪問看護	328,668,000	289,387,534	88.0%	368,134,000	289,125,791	78.5%	382,237,000	286,442,531	74.9%
訪問リハビリテーション	28,894,000	40,404,430	139.8%	28,439,000	49,555,974	174.3%	27,412,000	44,783,257	163.4%
居宅療養管理指導	45,394,000	51,035,642	112.4%	51,628,000	50,440,747	97.7%	55,273,000	50,230,198	90.9%
通所介護	1,434,711,000	1,662,473,880	115.9%	1,471,828,000	1,180,748,861	80.2%	1,511,352,000	1,395,202,496	92.3%
通所リハビリテーション	271,624,000	272,366,505	100.3%	276,845,000	278,584,512	100.6%	266,654,000	272,964,770	102.4%
短期入所生活介護	391,718,000	483,987,547	123.6%	371,315,000	503,978,185	135.7%	283,033,000	489,712,060	173.0%
短期入所療養介護	56,008,000	38,917,847	69.5%	67,359,000	30,781,660	45.7%	75,744,000	34,298,520	45.3%
福祉用具貸与	247,630,000	292,524,838	118.1%	246,336,000	306,495,893	124.4%	234,543,000	296,969,346	126.6%
特定福祉用具購入	10,617,000	14,246,421	134.2%	8,345,000	14,866,285	178.1%	5,518,000	16,356,291	296.4%
住宅改修	26,807,000	23,556,969	87.9%	28,803,000	21,088,814	73.2%	30,488,000	23,303,942	76.4%
特定施設入居者生活介護	50,024,000	91,401,054	182.7%	37,353,000	159,569,007	427.2%	30,657,000	126,051,869	411.2%
居宅介護支援	490,222,000	537,907,097	109.7%	506,251,000	543,066,664	107.3%	497,432,000	553,286,097	111.2%
②地域密着型サービス	1,321,068,000	1,375,104,493	104.1%	1,330,565,000	1,925,653,153	144.7%	1,417,894,000	2,168,324,086	152.9%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	0	0	-	0	501,147,241	-	0	600,000,000	-
認知症対応型通所介護	25,060,000	36,481,917	145.6%	24,879,000	39,724,496	159.7%	12,451,000	42,671,585	342.7%
小規模多機能型居宅介護	216,503,000	183,977,853	85.0%	220,504,000	233,776,379	106.0%	253,695,000	233,603,761	92.1%
認知症対応型共同生活介護	903,085,000	916,677,896	101.5%	907,623,000	907,876,685	100.0%	970,269,000	1,022,509,350	105.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	176,420,000	181,626,061	103.0%	177,559,000	185,231,405	104.3%	181,479,000	205,539,599	113.3%
複合型サービス	0	56,340,766	-	0	57,896,947	-	0	63,999,791	-
③施設サービス	4,437,455,000	4,360,029,160	98.3%	4,464,870,000	4,399,021,555	98.5%	4,830,286,000	4,573,387,200	94.7%
介護老人福祉施設	2,095,680,000	2,018,350,278	96.3%	2,107,846,000	2,027,420,664	96.2%	2,427,682,000	2,112,450,271	87.0%
介護老人保健施設	2,333,664,000	2,335,804,339	100.1%	2,349,541,000	2,367,246,415	100.8%	2,394,976,000	2,455,592,384	102.5%
介護療養型医療施設	8,111,000	5,874,543	72.4%	7,483,000	4,354,476	58.2%	7,628,000	5,344,545	70.1%
療養病床(医療保険適用)からの転換分	0	0	-	0	0	-	0	0	-
介護給付費合計	9,937,870,000	10,481,051,652	105.5%	10,046,263,000	10,655,053,797	106.1%	10,355,411,000	11,246,034,243	108.6%

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本市においては、東日本大震災（以下「震災」という。）からの復興が「発展期」を迎え、復興公営住宅等への入居の推進や、防災集団移転促進事業の宅地造成が完了する予定となっています。

今後は、石巻市震災復興基本計画の3つの基本理念のうち「基本理念3：絆と協働の共鳴社会づくり」が目指す、人と人との結びつき・「絆」を大切にするとともに、市、地域、企業、大学、NPOなどが総力を結集し、新たなまちづくりに向かって「共鳴」しながら、豊かで支え合う地域社会の構築の推進が一層重要となっています。

国でも、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人が生きがいを持って、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を掲げています。

これは、本市が将来的に目指す、高齢者及び障害者や子育て世代を含めた全市民を視野に入れた「次世代型」の地域包括ケアシステムにほかならず、被災により新しい地域で暮らすようになった方や住み慣れたところで暮らしている方がそれぞれ役割を持って、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成することが必要です。

石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムを一層深化・推進するために、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

**共に支え合い、住み慣れた地域で
生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり**

2 基本方針

基本理念の下、本計画の基本方針を以下のとおり定めます。

生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者ができるだけ楽しく日常生活を送るためには何らかの生活のほりや生きがいが重要です。

地域社会の中で、支える側にもなれる仕組みづくりや各種活動に参加しやすい環境を整えることにより、多様な人付き合いのきっかけを作り、高齢者が生きがいを持って活動することができる環境づくりを推進します。

健康づくりと介護予防の推進

高齢者がいつまでも元気で過ごせるよう、生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じることにより、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進します。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業により、訪問・通所等の様々な場において、認知症予防、運動機能向上、口腔機能の向上等の各種介護予防の取組を推進することにより、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

要支援・要介護者支援の充実

介護を必要とする状態になっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、各種サービス事業者のほか、NPOやボランティア、地域コミュニティ等多様な担い手による日常生活支援等を含むサービスの充実を図り、要介護状態等の悪化防止、介護離職者の減少及び家族介護者の負担軽減を図ります。

地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスの充実を図り、5つの日常生活圏域の実情に配慮した地域包括ケアシステムの取組を推進し、より良い生活環境づくりを推進します。

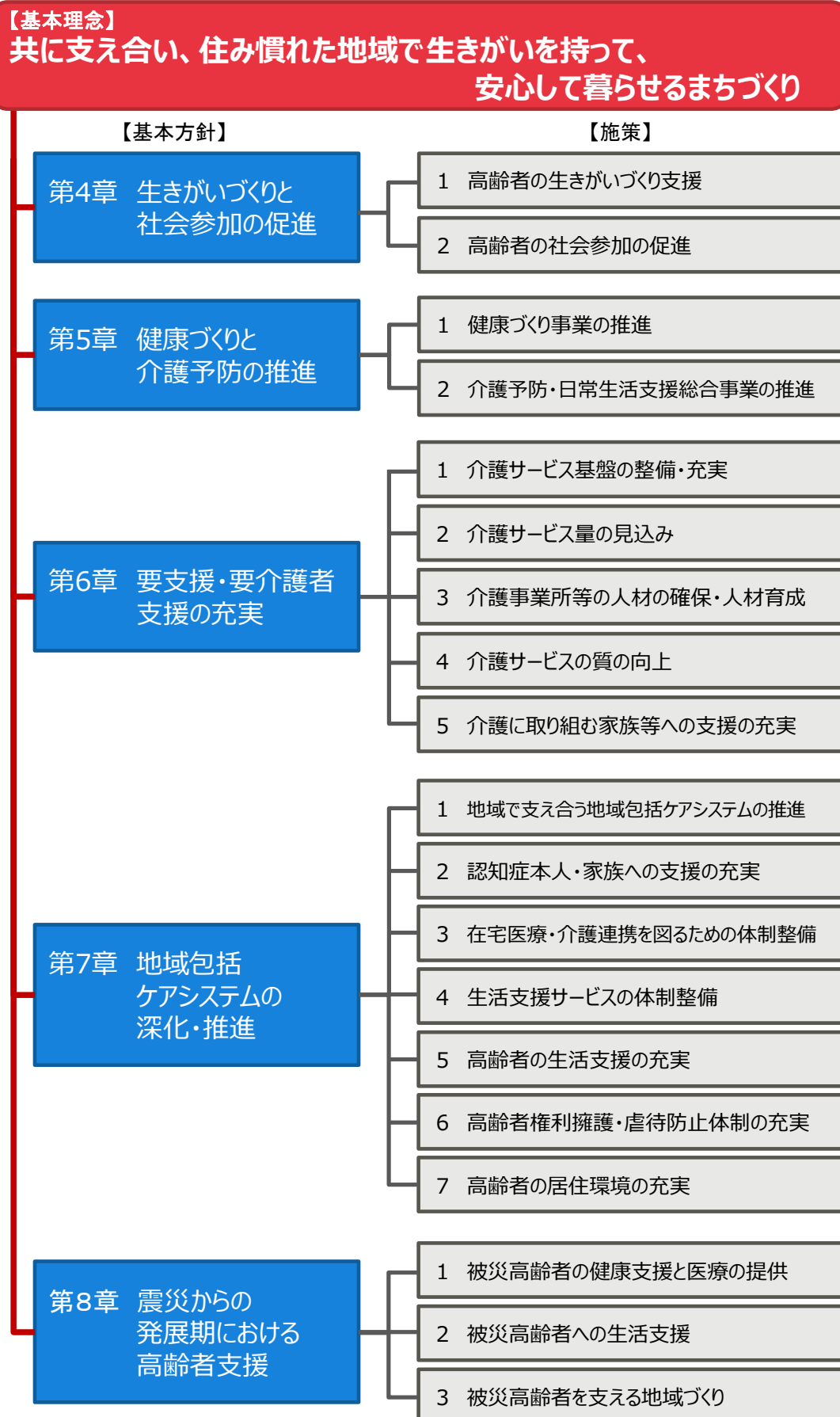
また、医療・介護の連携の推進により、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら地域で穏やかに暮らすことができ、家族も安心して過ごせる地域包括ケアシステムを一層深化・推進します。

震災からの発展期における高齢者支援

被災した高齢者の多くが新しい生活に踏み出す時期に当たり、その一歩を支える取組が重要です。

既存地域住民のコミュニティ及び新たな街づくりのための地域コミュニティの形成に向け、高齢者の方々に対し、相談・見守り、助け合い等の支援を継続し推進します。

3 施策の体系



【主な事業など】

(1)高齢者の生きがいと創造の事業 (2)高齢者スポーツ大会 (3)敬老会 (4)敬老祝金支給事業
(5)老人福祉センター等運営事業 (6)地域サロン活動支援事業 (7)生涯学習の推進

(1)老人クラブ活動助成事業 (2)高齢者就業支援事業

(1)高齢者のための健康づくり事業

(1)介護予防普及啓発事業 (2)介護予防把握事業 (3)訪問指導員派遣事業 (4)軽度生活援助訪問型サービス事業 (5)機能訓練訪問事業
(6)通所型サービス支援事業 (7)通所型介護予防事業 (8)地域介護予防活動支援事業 (9)地域リハビリテーション活動支援事業
(10)デイサービス事業 (11)「食」の自立支援事業 (12)訪問型サービス事業 (13)通所型サービス事業

(1)介護予防サービス/居宅サービス (2)地域密着型介護予防サービス/地域密着型サービス (3)施設サービス

(1)介護・福祉の啓発を図るイベントの開催 (2)介護職員研修の実施 (3)奨学金返還支援事業
(4)介護事業所との意見交換会の開催 (5)ハローワーク石巻との連携 (6)国への要望

(1)制度の周知徹底 (2)苦情処理 (3)介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上 (4)サービス事業者の指導・監督
(5)地域密着型サービス運営推進会議の運営支援 (6)情報開示とサービス評価体制の充実 (7)事業者間の連携の支援
(8)適正化事業の推進 (9)離島介護対策事業

(1)住宅改修支援事業 (2)高額介護サービス費貸付事業 (3)社会福祉法人等による利用者負担軽減制度
(4)家族介護慰労金支給事業 (5)介護用品支給事業

(1)地域包括支援センター活動支援 (2)地域包括ケアのコーディネート (3)地域ケア会議等の推進 (4)相談体制の充実
(5)避難行動要支援者対策 (6)地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供

(1)認知症への理解を深めるための普及・啓発 (2)認知症地域支援推進員活動の充実 (3)認知症初期集中支援推進事業の充実
(4)認知症サポーター・キャラバンメイトの養成 (5)認知症相談の実施 (6)若年性認知症への対応 (7)徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

(1)地域の医療・介護の資源の把握 (2)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
(3)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進 (4)医療・介護関係者の情報共有の支援
(5)在宅医療・介護連携に関する相談支援 (6)医療・介護関係者の研修 (7)地域住民への普及・啓発
(8)在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

(1)地域づくり支援事業

(1)一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業 (2)外出支援サービス事業 (3)訪問理美容サービス事業
(4)高齢者日常生活用具給付等事業 (5)高齢者保護措置事業 (6)養護老人ホーム

(1)成年後見制度利用支援事業 (2)高齢者虐待への組織的対応 (3)高齢者虐待対応体制

(1)住宅改修・福祉用具利用の支援 (2)バリアフリー住宅普及促進事業 (3)高齢者世話付住宅事業

(1)心のケアの実施 (2)まちの保健室等の実施 (3)発展期における医療の提供

(1)相談支援等の充実 (2)見守り等の実施

(1)民生委員・児童委員活動の推進 (2)各種福祉サービスとサービス事業者への支援 (3)適切な支援をつなぐ地域づくり
(4)災害時における要配慮者への対応策の強化

4 介護サービス基盤と日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況を総合的に勘案し設定するものです。

(1) 地区別人口

本市の人口は、平成29年9月末現在で146,516人となっており、地区別に見ると、石巻地区が全体の約7割を占めています。

高齢化率については、全体では31.4%ですが、地区別に見ると、雄勝地区では52.4%、牡鹿地区では47.4%と、地区によっては高齢化率が高いところがあります。

一方、人口の多い石巻地区の高齢化率は29.9%と地区の中でも一番低い割合となっています。

【地区別人口・高齢化率】

(単位：人)

	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
人口	102,252	10,635	1,703	19,321	7,446	2,517	2,642	146,516
高齢者数	30,593	3,775	892	5,985	2,563	991	1,251	46,050
高齢化率	29.9%	35.5%	52.4%	31.0%	34.4%	39.4%	47.4%	31.4%

出典：住民基本台帳 平成29年9月末現在

(2) 日常生活圏域の設定

本市は、面積が約 555 平方kmと広い市であり、今後、地域的な均衡を図る必要があることや地域密着型サービスの供給を充実したものにする必要があります。

日常生活圏域については、第6期では4圏域に設定しましたが、震災後に人口が増加している蛇田地区については、今後も増加することが予想されることから、蛇田地区を1圏域として第7期では5圏域とすることとします。

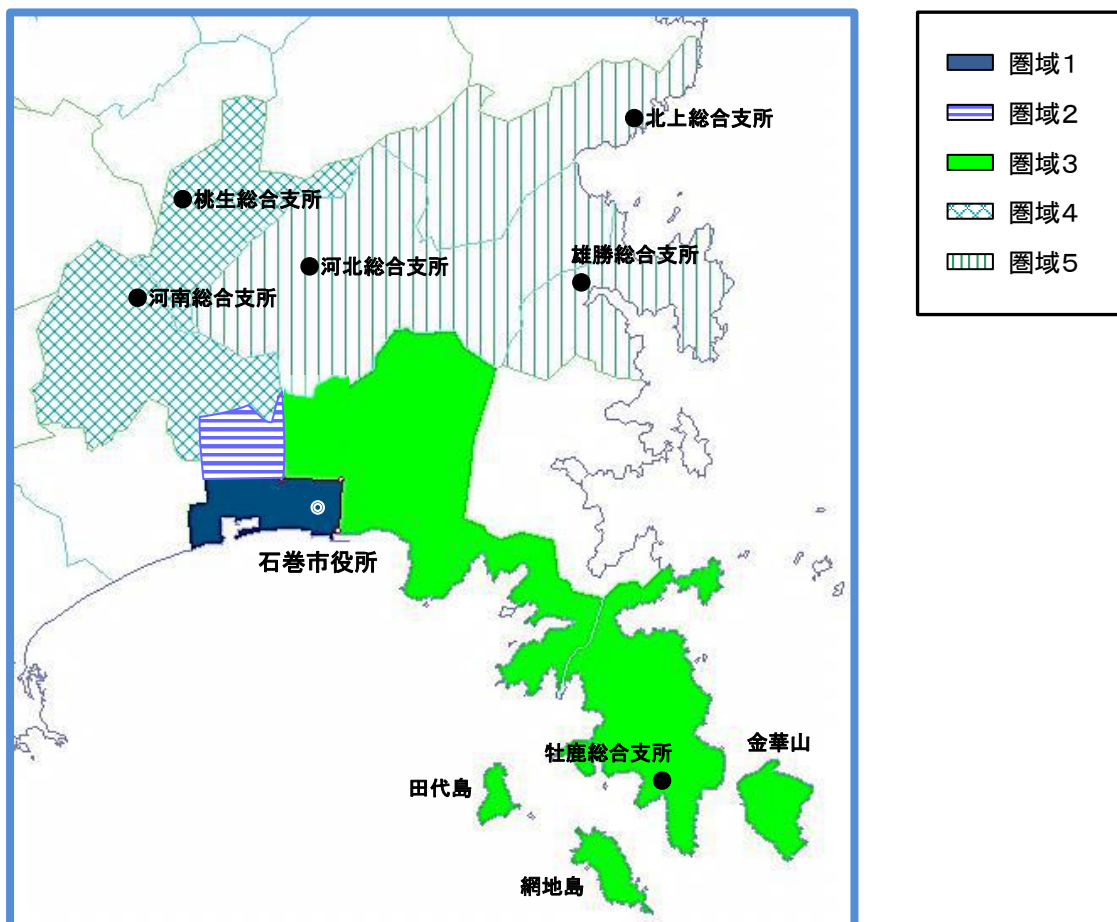
【圏域別高齢者人口】

(単位：人)

	高齢者数
圏域1 (蛇田・稲井・湊・渡波・荻浜地区以外の石巻地区)	14,700
圏域2 (蛇田地区)	6,773
圏域3 (稲井・湊・渡波・荻浜地区・牡鹿地区)	10,371
圏域4 (河南地区・桃生地区)	8,548
圏域5 (河北地区・北上地区・雄勝地区)	5,658

出典：住民基本台帳 平成29年9月末現在

【日常生活圏域】



(3) 介護サービス基盤の状況

本市の介護サービス基盤状況を見ると、施設・居住系サービスは50か所です。圏域1と圏域3は、4施設とも整備されています。

居宅系サービスは、201か所で、看護小規模多機能型居宅介護は、圏域1の1か所のみとなっています。

【介護サービス基盤状況】

		圏域1	圏域2	圏域3	圏域4	圏域5	計
施設・居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	2	3	5	4	15
	介護老人保健施設	4		2	1		7
	認知対応型共同生活介護	8	2	6	6	4	26
	特定施設入居者生活介護	1		1			2
小計		14	4	12	12	8	50
居宅系	小規模多機能型居宅介護	1	2	1	2		6
	看護小規模多機能型居宅介護	1					1
	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	2	1	4	2	3	12
	居宅介護支援事業所	14	4	13	12	5	48
	訪問介護(ホームヘルプ)	11	8	9	9	4	41
	訪問入浴介護	1	2	1	1	1	6
	訪問看護	5	2	3	3		13
	通所介護(デイサービス)	22	11	16	14	6	69
	短期入所生活介護・療養介護※	2			3		5
小計		59	30	47	46	19	201
合計		73	34	59	58	27	251

※介護老人福祉施設15か所でもサービス提供あり

第II部 各論（施策編）

第4章 生きがいつくりと社会参加の促進

1 高齢者の生きがいつくり支援

高齢者が生き生きと充実した生活を送るためには、趣味や生きがいを持つ必要があります。生きがいを持つことにより、健康状態の維持や介護予防にもつながることから、高齢者の生きがいつくりを支援することが重要となっています。

アンケート調査結果によると、趣味活動や町内会・自治会活動への参加頻度は年に数回程度となっており、その他の活動への参加頻度は低い状況です。

一方、健康づくりや趣味などの活動への参加意向が高いことから、参加しやすい環境やきっかけづくりが求められています。

趣味や生きがいつくり活動を通し、地域において役割を持ち、仲間づくりをすることで、閉じこもり予防や心身の健康にもつながることから、高齢者が気軽に参加できる活動の場を充実するとともに、地域における様々な活動の情報提供を行います。

(1) 高齢者の生きがいと創造の事業

専門講師による各種講座を開講し、高齢者が知識と経験をいかし、創造的活動と趣味を通して生きがいを高めることを支援していきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
陶芸	開催日数 (日)	131	134	134	134	134	134
	受講延べ人数 (人)	2,684	2,757	2,700	2,700	2,700	2,700
木工	開催日数 (日)	94	94	96	96	96	96
	受講延べ人数 (人)	1,499	1,391	1,200	1,200	1,200	1,200
手芸 (手編み)	開催日数 (日)	88	93	96	96	96	96
	受講延べ人数 (人)	1,070	1,391	1,500	1,500	1,500	1,500
七宝	開催日数 (日)	20	20	20	22	22	22
	受講延べ人数 (人)	133	122	120	120	120	120

（２）高齢者スポーツ大会

石巻市老人クラブ連合会等が主催する高齢者スポーツ大会を後援するなどし、高齢者がスポーツを通して健康の保持・増進と相互の親睦を図り、老後の生きがいを高めることを支援していきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加人数（人）	1,237	1,133	1,450	1,600	1,600	1,600

（３）敬老会

77歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長年の功績と長寿を祝います。
今後も、より多くの高齢者に参加していただけるよう、開催内容を検討します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
対象者数（人）	19,890	20,261	20,750	21,200	21,650	22,100
参加人数（人）	1,589	1,654	1,661	1,700	1,800	1,900

（４）敬老祝金支給事業

88歳及び100歳の高齢者に敬老祝金を支給しています。
今後も、高齢者に対する敬意を払い、長年の功績と長寿をお祝いするとともに、高齢者にとっても生きがいのひとつとなるよう、本事業の継続を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
88 歳	対象者数 (人)	851	909	856	991	1,089	1,273
	支給金額 (円)	8,510,000	9,090,000	8,560,000	9,910,000	10,890,000	12,730,000
100 歳	対象者数 (人)	28	48	27	45	60	75
	支給金額 (円)	7,000,000	9,400,000	5,100,000	9,000,000	12,000,000	15,000,000

(5) 老人福祉センター等運営事業

①老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者同士の交流を図り、健康で明るい生活を営むことに寄与する場所として開設していきます。

○老人福祉センターの設置状況

施設名称	老人福祉センター寿楽荘	河南老人福祉センター
所在地	石巻市日和が丘一丁目1番1号	石巻市前谷地字黒沢前35番地
概要	図書コーナー室、娯楽室、娯楽談話室、機能回復室、集会室、会議室、浴室	栄養指導室、教養娯楽室、健康相談室、工作室、集会及び運動指導室、生活相談室、図書室、ゲートボール場
利用料	条例に基づく	無料
管理運営主体	石巻市寿楽荘コンソーシアム	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

今後も、指定管理者制度による効果的運営を図り、利用者の満足度を高めます。

○老人福祉センターの利用状況

区分	実績		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)
寿楽荘(延べ人数)	11,961	14,433	22,244
河南(延べ人数)	6,536	8,293	8,500

②いきいきふれあい交流センター運営等事業

地域の高齢者に対して、介護予防、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域住民との交流の場所として開設しています。

○いきいきふれあい交流センターの設置状況

河北地区	河南地区	桃生地区
新田交流会館	館ふれあいセンター 梅木ふれあいセンター 和淵山根ふれあいセンター 俵庭ふれあいセンター 柏木ふれあいセンター	永井いきいき交流センター

③老人憩の家管理等事業

地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の心身の健康を保持し、高齢者福祉の増進を図る場所として開設しています。

○老人憩の家の設置状況

河北地区	河南地区	桃生地区	牡鹿地区
沢田老人憩の家 吉野老人憩の家 成田老人憩の家 皿貝老人憩の家 後谷地老人憩の家 本地老人憩の家 馬鞍老人憩の家 北境老人憩の家	北村老人憩の家 和淵老人憩の家 砂押老人憩の家 三軒谷地老人憩の家 根方老人憩の家 谷地中老人憩の家 箱清水老人憩の家	向永井老人憩の家 城内老人憩の家 薬田老人憩の家 新田老人憩の家 檜崎東老人憩の家 小池老人憩の家	泊老人憩の家

④高齢者生活福祉センター運営事業

高齢者の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者に住居を提供し、相談、指導等の援助を行う場所として開設しています。

○高齢者生活福祉センターの設置状況

施設名称	北上高齢者生活福祉センター	網地島高齢者生活福祉センター
所在地	石巻市北上町十三浜字吉浜 266 番地	石巻市長渡浜杉 13 番地 3
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住部門 ・ 老人憩の家部門 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイサービス部門 居宅サービス、基本事業、通所事業 ・ 居住部門
管理運営主体	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会	医療法人陽気会網小医院

（6）地域サロン活動支援事業

身近な地域で高齢者向けのサロン活動を行う団体に助成金を交付し、高齢者の生きがいづくりを支援します。

（7）生涯学習の推進

将来の石巻を展望し、市民が主体となった生涯学習によるまちづくりを進めることを目的に、石巻市民大学「まなび舎」を開設していきます。

その中で、高齢者を対象とした講座を開催し、健康で明るい生活ができ、時代に即した教養を身に付けるとともに、相互の交流と親睦を図るための学習機会の提供を行います。

2 高齢者の社会参加の促進

高齢者が生活に張りを持って自分らしく暮らしていくためには、今までの経験の中で培ってきた知識や技術を社会で発揮し、地域の担い手として活躍できる地域づくりが重要となっています。

アンケート調査結果によると、地域で行っている活動への参加が少ない状況です。

高齢者の社会参加の必要性を周知するとともに、社会参加として参加しやすいと思われる老人クラブ活動への支援を充実するとともに、石巻市シルバー人材センター等において高齢者の就労の場を確保できるよう支援を行い、積極的な地域活動への参加を促進していきます。

(1) 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者の孤独感の解消と社会交流を図り、高齢者の生きがいを高めるため、石巻市老人クラブ連合会及び各単位クラブに、活動費補助金を交付することにより自主的活動を支援します。

震災による地域コミュニティの変化により、会員数及びクラブが減少傾向にあるため、今後も組織率の向上を目標とし、老人クラブ離れに歯止めをかけ、クラブの新設と加入促進を支援します。

○単位クラブ補助金の交付単価

区 分	会員数	交付額 (1クラブ当たり)
適 正	100人以上	70,000円
	70人以上 100人未満	60,000円
	35人以上 70人未満	50,000円
小規模	10人以上 35人未満	34,000円

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
市老連補助金 交付額(円)		連合会	連合会	連合会	連合会	連合会
		1,625,400	1,609,350	1,632,000	1,632,000	1,632,000
単位クラブ補助金 交付額(円)	92クラブ	90クラブ	92クラブ	94クラブ	94クラブ	94クラブ
	4,034,000	3,914,000	3,934,000	4,054,000	4,054,000	4,054,000

（2）高年齢者就業支援事業

高年齢者に対して地域に密着した仕事を提供し、高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図ります。

公益社団法人石巻市シルバー人材センターの運営費等に対して補助金を交付するとともに、平成29年度より「役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定事務に関する要綱」を制定し、市内事業者の認定を実施しています。

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
シルバー 人材 センター	会員数（人）	427	423	455	460	465	470
	就業延べ人数 （人）	45,839	43,513	45,200	45,400	45,600	45,800
企業組合 石巻 事業団	会員数（人）	18	15	18	22	26	30
	就業延べ人数 （人）	2,232	1,739	2,300	2,800	3,300	3,800

第5章 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくり事業の推進

高齢者が自立して生活するためには、できるだけ長く健康状態を持続していくことが重要です。アンケート調査結果によると、高血圧、目の病気、筋骨格の病気、心臓病など、何らかの疾病を持っている人が多く見られ、その多くは生活習慣病や高齢によるものとなっています。

一方、自身の健康状態がよいと感じている人は7割以上を占め、現在の幸福度を点数で表すと平均点が7.20点と、中間値を上回っており、本市では快活な高齢者が多いことが分かります。

高齢者が心身ともに、できるだけ健康であり続けられるよう、今後も健康づくりの情報や取組方法などを提供し、一人一人の健康に対する意識を高めます。

(1) 高齢者のための健康づくり事業

「第2次石巻市健康増進計画」における高齢者の健康では、「心も身体もいきいき・元気高齢者の増加」という大目標の実現のために、健（検）診の受診勧奨及び生活習慣病重症化予防、栄養・食生活、運動、歯科等に関する健康づくり教室や健康相談会等を開催し、自分に合った心と身体の健康づくりを推進します。

また、地域で高齢者の健康づくりを推進するために、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者が参加できる場、サロン活動等の情報提供や、地域での自主的な交流の機会の支援に努めます。

○事業の実施状況と見込み（健康づくり教室）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 施 回 数 (回)	356	439	440	450	450	450
参 加 延 べ 人 数 (人)	5,939	5,892	6,000	6,200	6,200	6,200

○事業の実施状況と見込み（健康相談会）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 施 回 数 (回)	281	371	350	350	350	350
参 加 延 べ 人 数 (人)	1,501	1,959	1,800	1,800	1,800	1,800

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

一人暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者、要支援認定者などが増加する中、住み慣れた地域で暮らしていくためには、介護予防の取組や高齢者の生活に対する支援が必要となっています。

アンケート調査結果によると、一般高齢者に向けて実施した生活機能評価結果では、認知症予防、うつ及び転倒に関する項目でリスク該当者が多い結果となっています。介護予防・日常生活支援総合事業対象者になると、認知症予防及びうつの項目で6割以上、その他の項目でも約5割がリスク該当者となっています。

元気な高齢者は健康の維持、介護が必要となる可能性が高い高齢者は介護予防の取組が重要であるため、介護予防の普及啓発をはじめ、各種介護予防サービスの充実を図り、介護予防の取組を強化します。

（1）介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布、出前講座や介護予防教室等の取組を進め、できるだけ多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう普及啓発に努めます。

（2）介護予防把握事業

地域包括支援センター等で収集した高齢者実態把握票等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

（3）訪問指導員派遣事業

療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し必要な指導を行うことにより、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問実人員（人）	96	105	120	120	120	120
訪問延べ回数（回）	1,249	1,149	1,400	1,400	1,400	1,400

(4) 軽度生活援助訪問型サービス事業

要支援者等に対し、住民等の多様な主体が、掃除、洗濯、ゴミ出し等の軽度生活援助のサービスを提供することにより、要支援者等が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

(5) 機能訓練訪問事業

体力の改善に向けた支援が必要なケースや日常生活動作等の改善に向けた支援が必要なケースに対し、理学療法士と連携しながら、看護師等が在宅にて短期集中的に相談・指導を行い、身体状況の改善を図っていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問実人数(人)	9	12	20	20	20	20
訪問延べ回数(回)	87	91	240	240	240	240

(6) 通所型サービス支援事業

要支援者等を中心に、高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、要支援者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施団体数(団体)		1	1	10	10	10
参加延べ人数(人)		360	400	3,000	3,000	3,000

（7）通所型介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に要介護状態等にならないよう、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協働しながら介護予防全般について学び、日常生活で実践できるよう支援するとともに、住民主体の集いの場の創出に向けての支援を行います。

①介護予防はつらつ元気教室

専門スタッフによる運動、口腔機能向上、栄養改善等介護予防プログラムの実施及び住民主体の自主活動へ向けた支援を実施します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 施 回 数 (回)	140	192	192	192	192	192
参加延べ人数 (人)	2,153	2,799	2,880	2,880	2,880	2,880

②いきいき 100 歳体操普及事業

専門スタッフによるいきいき 100 歳体操プログラムの実施及び自主活動に向けた支援を行います。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 施 回 数 (回)			15	18	19	20
参加延べ人数 (人)			150	180	190	200

③地域介護予防教室

各地域包括支援センターが管轄する地域の高齢者を対象に、介護予防、権利擁護、総合相談等を取り入れた気軽に参加できる介護予防教室を実施します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 施 回 数 (回)	200	202	216	240	240	240
参加延べ人数 (人)	2,963	2,837	3,240	3,600	3,600	3,600

(8) 地域介護予防活動支援事業

高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施団体数 (団体)		48	50	50	50	50
参加延べ人数 (人)		857	900	900	900	900

（9）地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や個人宅にリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を派遣し、健康づくり、介護予防のための運動指導や日常生活動作の改善等の指導を集団又は個別に行うことで、自立支援と通いの場への継続参加を支援します。

①個別指導

個別の運動プログラムや住宅環境の改善、福祉用具の利活用等に関する相談及び指導を行います。

②集団運動指導

住民主体の集いの場に対し、生活不活発病を予防するなど、健康づくりのための安全で効果的な運動指導を実施します。

③リハビリテーション相談

住民主体の集いの場、介護予防事業実施対象者に対し、生活不活発病を予防するなど、健康づくりのための安全で効果的な生活指導を個別に実施します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実 施 回 数 (回)		24	50	60	60	60
参 加 延 べ 人 数 (人)		318	350	400	400	400

（10）デイサービス事業

閉じこもり等の社会的活動の低下により引き起こされる要介護状態を予防するために、生きがいデイサービスやミニデイサービス事業により、健康づくり及び生きがいづくりに努め、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

復興公営住宅等への移転により高齢者の閉じこもり状態の増加が懸念されることから、介護保険制度改正による新たな地域支援事業との整合性を図りながら、一層の介護予防推進のため、より効果的に事業を展開します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利 用 延 べ 人 数 (人)	13,008	12,595	14,788	14,788	14,788	14,788

(11) 「食」の自立支援事業

在宅の一人暮らし高齢者等で日常の食生活において支援が必要な方に対し、食事の提供と安否確認を行うことにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるよう支援します（市民税非課税世帯が対象）。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用実人数（人）	156	130	200	200	200	200
延べ食数（食）	23,634	22,816	27,600	27,600	27,600	27,600

(12) 訪問型サービス事業

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

(13) 通所型サービス事業

要支援者等がデイサービス等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言及び健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

第6章 要支援・要介護者支援の充実

1 介護サービス基盤の整備・充実

今後も要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスが必要となるときに利用できるよう、サービスの充実を図る必要があります。

アンケート調査結果によると、要支援・要介護状態となっても、地域で生活するために最も重要なことは、家族介護者への支援や在宅・施設サービスの充実があげられています。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、必要な基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設入所者の待機者減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

区 分	施 設	整備数
平成 31 年度整備	地域密着型介護老人福祉施設	1 施設 定員 29 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）
	小規模多機能型居宅介護	1 施設 定員 29 人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設
平成 32 年度整備	地域密着型介護老人福祉施設	1 施設 定員 29 人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設 2 ユニット（18 人）
	看護小規模多機能型居宅介護	1 施設 定員 29 人

○介護保険施設等整備状況

区 分	6 期計画（見込み）		7 期整備目標数		7 期末見込	
	施設数 （か所）	定員数 （人）	施設数 （か所）	定員数 （人）	施設数 （か所）	定員数 （人）
介護老人福祉施設	15	892	2	58	17	950
うち地域密着型	2	58	2	58	4	116
介護老人保健施設	7	760			7	760
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	26	378	2	36	28	414
小規模多機能型居宅介護	6	163	1	29	7	192
看護小規模多機能型居宅介護	1	29	1	29	2	58
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護			1		1	
計	55	2,222	7	152	62	2,374

2 介護サービス量の見込み

在宅での生活を継続するための居宅サービスや地域密着型サービスと自宅での介護が困難な人のための施設サービスを提供しています。

今後も、必要とするサービスを適切に受けられるように、サービス供給量の確保に努めます。

(1) 介護予防サービス／居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが介護予防サービス及び居宅サービスです。要支援1と要支援2の方を対象とする介護予防サービス、要介護1から要介護5までの認定者の方を対象とする居宅サービスという区分になっています。

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数等を、過去の実績を加味して算出すると、平成30年度から平成32年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下のようになります。

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護	要介護 1～5	25,805回	26,695回	27,460回
		971人	1,003人	1,030人

②介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

要介護者等の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問入浴介護	要支援 1・2	14回	14回	18回
		5人	5人	6人
訪問入浴介護	要介護 1～5	1,051回	1,095回	1,151回
		238人	248人	261人

③介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等（看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士）が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者等となります。

○サービスの利用見込み

（1か月当たり）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問看護	要支援 1・2	1,561回 229人	1,601回 235人	1,626回 239人
	要介護 1～5	5,147回 770人	5,469回 814人	5,834回 863人

④介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用見込み

（1か月当たり）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防 訪問リハビリテーション	要支援 1・2	664回 76人	710回 81人	756回 86人
	要介護 1～5	1,601回 157人	1,702回 167人	1,803回 177人

⑤介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者等の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用状況

（1か月当たり）

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防居宅療養管理指導	要支援 1・2	67人	71人	73人
居宅療養管理指導	要介護 1～5	595人	637人	682人

⑥通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプラン※¹に基づき提供されます。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所介護	要介護 1～5	12,728回	13,316回	13,920回
		1,322人	1,367人	1,417人

⑦介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者等です。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防 通所リハビリテーション	要支援 1・2	360人	370人	380人
	要介護 1～5	2,877回	2,988回	3,082回
通所リハビリテーション		382人	397人	410人

⑧介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防短期入所生活介護	要支援 1・2	211日	226日	231日
		42人	45人	46人
短期入所生活介護	要介護 1～5	5,313日	5,378日	5,387日
		594人	602人	605人

※1 ケアプランとは、介護保険サービスを利用するための計画

⑨介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理の下に機能訓練、日常生活の介護及び看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防短期入所療養介護	要支援 1・2	6日 2人	6日 2人	6日 2人
	要介護 1～5	239日 40人	250日 42人	266日 44人

⑩介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護及び生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 特定施設入居者生活介護	要支援 1・2	14人	12人	10人
	要介護 1～5	76人	80人	84人

⑪介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト及び歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防福祉用具貸与	要支援 1・2	984人	1,034人	1,087人
	要介護 1～5	2,007人	2,067人	2,098人

⑫特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を購入した場合に、その費用の一部を支給します。

○サービスの利用見込み

(1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
特定介護予防福祉用具購入	要支援 1・2	28人	28人	30人
特定福祉用具購入	要介護 1～5	40人	40人	45人

(2) 地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス

日常生活圏域を設定し、その中での提供を中心とする地域密着型サービスについては、保険者による事業者の指定により計画的に整備されます。

また、地域密着型で提供されるサービスにおいては、増加が予想される認知症高齢者や一人暮らし高齢者を地域で支えていくという観点が強く含まれています。

本市では5つの日常生活圏域を設定しており、制度を有効に活用しながら地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

①介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能その他認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用見込み

(1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防 認知症対応型通所介護	要支援 1・2	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	要介護 1～5	411回	435回	478回
		50人	53人	58人

②介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	21 人	21 人	25 人
小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	142 人	142 人	167 人

③介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者等が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

なお、サービスの利用に当たっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防 認知症対応型共同生活介護	要支援 2	3 人	3 人	3 人
認知症対応型共同生活介護	要介護 1～5	348 人	348 人	366 人

④地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	要介護 1～5	54 人	54 人	83 人

⑥夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的に巡回し、又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。

⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	要介護 1～5	0 人	0 人	29 人

⑧看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせ一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
看護小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	29 人	29 人	29 人

◎地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模のデイサービスセンター等に通り、入浴・食事の提供とその他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型通所介護	要介護 1～5	661人	688人	715人

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	要介護 1～5	712人	727人	742人

②介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護及び医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的として造られた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記のサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用見込み (1か月当たり)

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人保健施設	要介護 1～5	747人	747人	747人

③介護療養型医療施設

療養病床を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき、療養上の管理、看護及び医学的管理下での介護等の世話並びに機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

入院の対象者は、病状が安定期にある長期療養患者であって、上記のサービスが必要な要介護者です。医師は、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には退院を指示し、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退院後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用見込み

(1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護療養型医療施設	要介護 1～5	0人	0人	0人

④介護医療院

介護療養型医療施設からの新たな転換先の施設で、療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね揃えた施設です。状態が安定しているものの、自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期療養をするための施設です。

○サービスの利用見込み

(1か月当たり)

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護医療院	要介護 1～5	0人	0人	0人

3 介護事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進行により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられます。介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

アンケート調査結果によると、介護事業所を運営するに当たって介護職員の不足や早期離職などの課題があげられており、介護を担う人材の確保・定着が必要となっています。

県や関係機関と連携し、介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

（1）介護・福祉の啓発を図るイベントの開催

介護サービス提供事業者アンケートでは、介護人材確保・定着に必要な行政の支援について尋ねたところ、「介護職のイメージアップ」が最も多くなっています。

このことから、介護サービス事業所等と連携し、介護人材確保を図るため、介護や福祉の魅力を発信するとともに、地域住民への介護や福祉の啓発を目的としたイベントを開催します。

（2）介護職員研修の実施

介護職員の職場定着及び質の高いサービスを提供できる人材育成を図るため、介護事業所に勤務する職員向けの研修会を開催します。

（3）奨学金返還支援事業

地域包括ケアを推進する上で必要となる医療・福祉・介護分野の専門職員の人材確保を図るため、奨学金の返還に対する支援を実施します。

（4）介護事業所との意見交換会の開催

介護人材確保の現状や課題等について、介護事業所と意見交換や情報共有を図りながら、効果的な人材確保及び人材育成策を検討します。

（5）ハローワーク石巻との連携

ハローワークが行っている介護職の求人情報、面談会、施設見学会等のチラシやパンフレット等を介護保険課の窓口を設置するなど、ハローワークとの連携を強化し、人材確保に向けた事業等を実施します。

（6）国への要望

介護事業所が、質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬の設定を含めた介護職員の処遇改善や労働環境整備について、国に対し引き続き要望します。

4 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス利用も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

アンケート調査結果によると、多くの高齢者は介護が必要となってもサービスを受けながら自宅での生活を希望しており、在宅・施設サービスの充実が求められています。しかし、サービス事業者側としては、介護職員の確保や資質向上、サービスの質の向上などの課題があり、改善に向けて介護職員の処遇改善や技術・知識の向上に向けた取組などを行っている状況です。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、適切なサービスを提供できるよう、サービス事業所に対して指導・助言などを行ってきました。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行います。

さらに、サービス事業所間の連携体制づくりを支援するとともに、介護給付適正化の取組を強化し、質の高いサービスの提供と不適切な給付を減らすことにより、介護保険制度の持続可能性を高めます。

(1) 制度の周知徹底

高齢者やその家族へ介護保険制度の改正における変更点や保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、ホームページ、パンフレット等により広報体制の充実を図ります。

また、市の職員による出前講座や各種講演会を実施し、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底を図ります。

(2) 苦情処理

利用者や家族からの苦情処理については、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等と連携して、利用者の立場に立ち、迅速かつ適切な対応に努めます。

（3）介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

安定的で質の高いサービスを提供するためには、居宅サービスを担う職員や介護保険施設の職員等の資質や専門性を向上させることが大切です。

このため、地域包括支援センターを中心に情報提供や支援困難ケース等への対応等の支援体制を強化することにより、介護支援専門員の更なる資質の向上に努めます。

また、施設や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域密着型サービス事業所の介護支援専門員の資質向上のための研修や支援を推進し、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れ要介護者等を支援できるよう、適切なケアマネジメントを行うケアプランの点検に努めます。

（4）サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所に対し指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な運営とサービスの質の確保を図ります。

また、指定基準違反や不正請求が疑われる事業所には、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

（5）地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏域内で質の高いサービス提供が継続できるよう、行政や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的運営を支援します。

（6）情報開示とサービス評価体制の充実

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、介護サービス事業者と連携し、県の「介護サービス情報公表システム」を活用します。

また、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見が反映できるように、介護保険運営審議会、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

（7）事業者間の連携の支援

事業者連絡会議や研修会等において情報の共有化を図り、事業者間の連携強化を支援することにより、質の高いサービスを効率的に提供します。

(8) 適正化事業の推進

①要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施する要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を入念に点検します。チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認の上、必要に応じて修正や指導を行います。

②ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、適切なケアプランが作成されているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

③福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

福祉用具の購入及び貸与・住宅改修工事が利用者の状態やニーズに対して適切に給付されるよう点検を行います。

④医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

⑤介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数又は回数、介護保険給付額及び利用者負担額を通知することにより、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

(9) 離島介護対策事業

田代島は、人口 64 人(平成 29 年 9 月末現在)で、高齢化率は 71.9%と極めて高くなっていますが、島内には介護サービス事業所がない状況にあります。

また、網地島は、人口 357 人(平成 29 年 9 月末現在)で高齢化率は 70.0%とこちらもかなり高く、島内の介護サービス事業所は「網地島デイサービスセンター」及び「医療機関併設型小規模介護老人保健施設網小」の 2 か所という状況です。

本市では、「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合に要する船賃等を、今後も継続して補助金として交付しながら安心して暮らし続けることができる環境づくりに努めます。

5 介護に取り組む家族等への支援の充実

本市においても、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加が見られ、それに伴い、高齢者自身が介護を行う老老介護、認知症高齢者が介護を行う認認介護など、社会全体の問題に取り組んでいかなければなりません。

アンケート調査結果によると、介護者の6割以上が60歳以上を占めています。

また、介護をしながら働いている人も見られ、介護をしながら働くことは難しいと感じている人は約5割を占めており、介護者の負担を軽減する取組が一層重要となっています。

介護者の様々な負担を軽減するため、家族介護慰労金支給や介護用品支給等を行ってきました。

今後も引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

（1）住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付することにより、介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

（2）高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

対象者の要件	対象となるサービス※	軽減の割合
世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方	<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○訪問介護 ○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ○複合型サービス ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○介護老人福祉施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の 25% ・老齢福祉年金受給者は利用者負担の 50%

※都道府県に申出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

(4) 家族介護慰労金支給事業

要介護4又は要介護5の状態にある65歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

対象者	支給額
市民税非課税世帯で、過去1年間介護保険のサービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く。）を受けなかった高齢者を介護している同居の家族	高齢者1人当たり 年額10万円

（5）介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

○事業の内容

区 分	介護用品支給券の額	対象となる介護用品
要支援1～要介護3	高齢者1人当たり 月額2,000円	紙おむつ、尿取りパット
要介護4・5	高齢者1人当たり 月額5,000円	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、 清拭剤、ドライシャンプー

6 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、次のようになりました。

(1) 介護サービス給付費見込額

○介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、計画期間中、毎年が増加が見込まれ、平成32年度では約4億7千万円、3年間合計で約13億8千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①介護予防訪問入浴介護	1,386千円	1,387千円	1,733千円	4,506千円
②介護予防訪問看護	73,452千円	75,378千円	76,565千円	225,395千円
③介護予防訪問リハビリテーション	22,757千円	24,346千円	25,926千円	73,029千円
④介護予防居宅療養管理指導	6,397千円	6,782千円	6,973千円	20,152千円
⑤介護予防通所リハビリテーション	130,878千円	134,332千円	137,727千円	402,937千円
⑥介護予防短期入所生活介護	15,353千円	16,449千円	16,821千円	48,623千円
⑦介護予防短期入所療養介護	743千円	743千円	743千円	2,229千円
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	13,976千円	12,187千円	10,391千円	36,554千円
⑨介護予防福祉用具貸与	64,845千円	68,022千円	71,396千円	204,263千円
⑩介護予防福祉用具購入	8,959千円	8,959千円	9,603千円	27,521千円
⑪介護予防住宅改修	30,653千円	30,653千円	33,011千円	94,317千円
⑫介護予防支援	78,040千円	82,224千円	86,480千円	246,744千円
介護予防サービス給付費計	447,439千円	461,462千円	477,369千円	1,386,270千円

○居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、平成32年度では約50億5千万円、3年間合計で約146億2千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①訪問介護	883,444千円	914,649千円	941,822千円	2,739,915千円
②訪問入浴介護	149,806千円	156,025千円	164,106千円	469,937千円
③訪問看護	316,468千円	335,037千円	355,780千円	1,007,285千円
④訪問リハビリテーション	57,114千円	60,741千円	64,341千円	182,196千円
⑤居宅療養管理指導	52,184千円	55,881千円	59,818千円	167,883千円
⑥通所介護	1,241,106千円	1,315,746千円	1,390,539千円	3,947,391千円
⑦通所リハビリテーション	297,894千円	312,333千円	324,573千円	934,800千円
⑧短期入所生活介護	527,441千円	534,359千円	534,383千円	1,596,183千円
⑨短期入所療養介護	29,970千円	31,271千円	33,544千円	94,785千円
⑩特定施設入居者生活介護	181,584千円	192,094千円	201,176千円	574,854千円
⑪福祉用具貸与	338,161千円	351,065千円	358,068千円	1,047,294千円
⑫福祉用具購入	16,304千円	16,304千円	18,349千円	50,957千円
⑬住宅改修	20,381千円	20,381千円	24,978千円	65,740千円
⑭居宅介護支援	573,463千円	584,895千円	584,274千円	1,742,632千円
居宅サービス給付費計	4,685,320千円	4,880,781千円	5,055,751千円	14,621,852千円

○地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、平成32年度では約26億7千万円、3年間合計で約73億7千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域密着型サービス	2,308,005千円	2,342,984千円	2,645,664千円	7,296,653千円
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0千円	0千円	57,187千円	57,187千円
②夜間対応型訪問介護	0千円	0千円	0千円	0千円
③認知症対応型通所介護	44,008千円	46,640千円	51,125千円	141,773千円
④小規模多機能型居宅介護	360,290千円	360,451千円	423,924千円	1,144,665千円
⑤認知症対応型共同生活介護	1,026,429千円	1,026,888千円	1,079,542千円	3,132,859千円
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0千円	0千円	0千円	0千円
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	173,604千円	173,681千円	267,227千円	614,512千円
⑧看護小規模多機能型居宅介護	64,919千円	64,948千円	64,948千円	194,815千円
⑨地域密着型通所介護	638,755千円	670,376千円	701,711千円	2,010,842千円
地域密着型介護予防サービス	23,684千円	23,695千円	26,818千円	74,197千円
①介護予防認知症対応型通所介護	0千円	0千円	0千円	0千円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	16,179千円	16,187千円	19,310千円	51,676千円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	7,505千円	7,508千円	7,508千円	22,521千円
地域密着型サービス給付費計	2,331,689千円	2,366,679千円	2,672,482千円	7,370,850千円

○施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ、平成32年度では約46億5千万円、3年間合計で約138億1千万円の費用を見込んでいます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①介護老人福祉施設	2,165,755千円	2,211,825千円	2,257,173千円	6,634,753千円
②介護老人保健施設	2,394,159千円	2,395,232千円	2,395,232千円	7,184,623千円
③介護医療院	0千円	0千円	0千円	0千円
④介護療養型医療施設	0千円	0千円	0千円	0千円
施設サービス給付費計	4,559,914千円	4,607,057千円	4,652,405千円	13,819,376千円

（２）標準給付費見込額

第7期介護保険事業計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○第7期各年度の標準給付費見込額

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
①総給付費（一定以上所得者負担の調整後）（①a－①b＋①c）	12,018,732千円	12,454,983千円	13,157,287千円	37,631,003千円
①a 総給付費	12,024,362千円	12,315,979千円	12,858,007千円	37,198,348千円
①b 一定以上所得者の利用者負担見直しに伴う財政影響額	5,629千円	8,787千円	9,311千円	23,728千円
①c 消費税率等の見直しを勘案した影響額	0千円	147,791千円	308,592千円	456,383千円
②特定入所者介護サービス費等給付額※ ¹	725,704千円	785,785千円	850,840千円	2,362,330千円
③高額介護サービス費等給付額※ ²	280,250千円	371,242千円	491,776千円	1,143,269千円
④高額医療合算介護サービス費等給付額※ ³	20,243千円	23,821千円	28,031千円	72,097千円
⑤審査支払手数料※ ⁴	12,495千円	12,620千円	12,746千円	37,863千円
合計 （①＋②＋③＋④＋⑤）	13,057,427千円	13,648,453千円	14,540,684千円	41,246,565千円

※千円以下の数値は端数処理のため、内訳計と合計が合わない場合があります

- ※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。
- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

<平成30年度介護報酬改定に係る対応について>
平成30年度介護報酬改定率は0.54%であり給付費に含んでいます。

<平成31年10月に予定されている消費税増税等に係る対応について>
第7期（平成30年度～32年度）期間中の平成31年10月に、消費税率の引き上げ（8%→10%）が予定されています。また、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において「介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」とされており、「こうした処遇改善については、消費税率の引き上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。」とされています。
本市においては、国が示した保険料の算定における財政影響額の考え方をもとに積算しました。

(3) 地域支援事業費見込額

介護予防・生活支援サービス等に関する費用が地域支援事業費です。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、既存の介護予防事業費と予防給付から移行される訪問介護サービス費等の前年実績等から算出しています。包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の前年実績等から算出しています。

○第7期各年度の地域支援事業費の見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	670,061,900円	696,841,703円	724,590,975円	2,091,494,578円
包括的支援事業・任意事業費	240,874,000円	244,771,612円	248,732,292円	734,377,904円
地域支援事業費	910,935,900円	941,613,315円	973,323,267円	2,825,872,482円

(4) 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業（高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会等）について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○第7期各年度の保健福祉事業費の見込み

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
保健福祉事業費	4,542,000円	4,676,554円	4,815,094円	14,033,648円

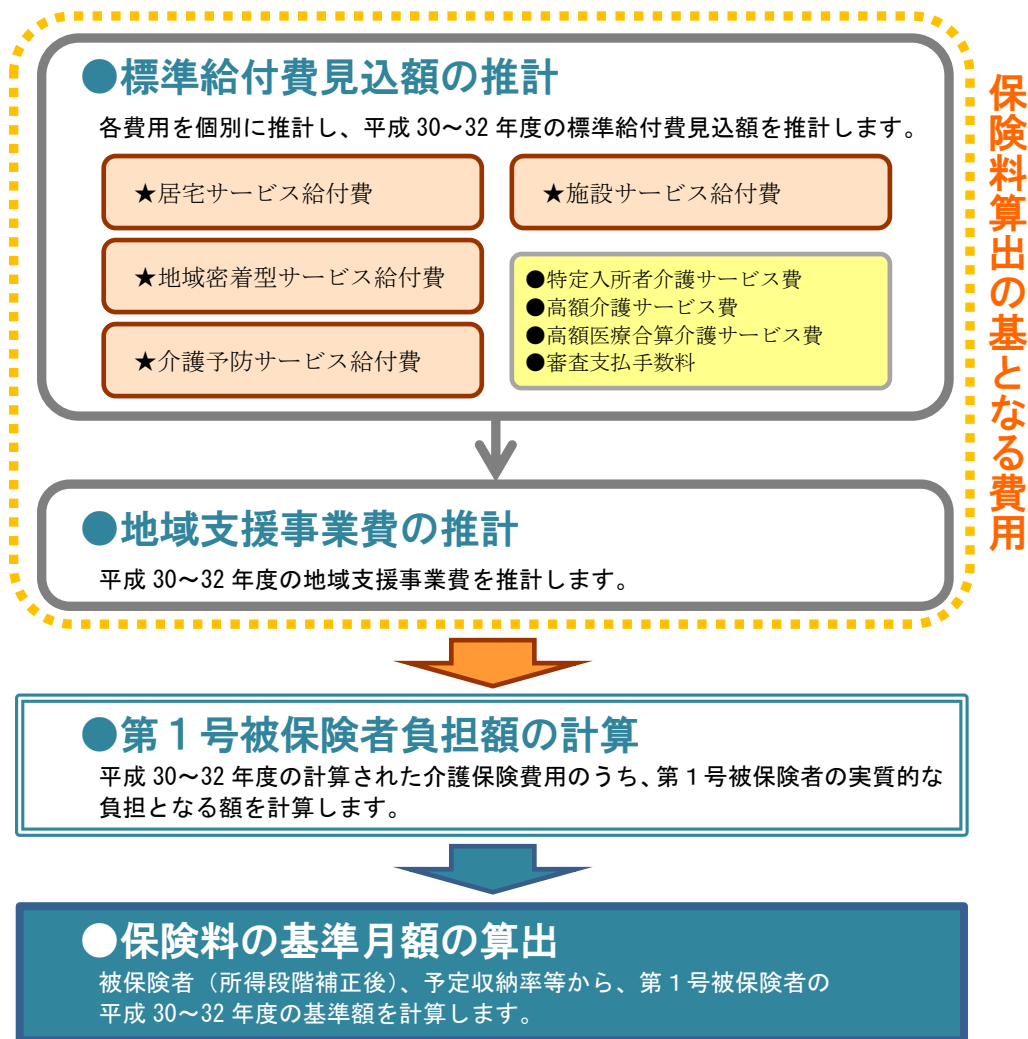
7 第1号被保険者の保険料

（1）介護保険料算出の考え方

①介護保険料算出の流れ

第1号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下のようになります。

○介護保険料の算出フロー



②第1号被保険者の負担割合

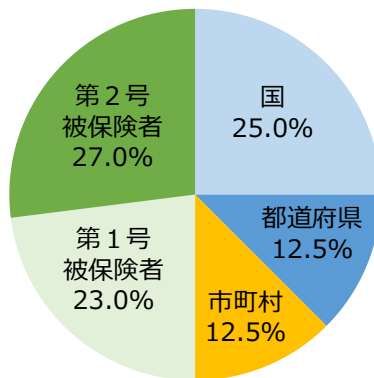
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で負担し、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。

また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は、居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

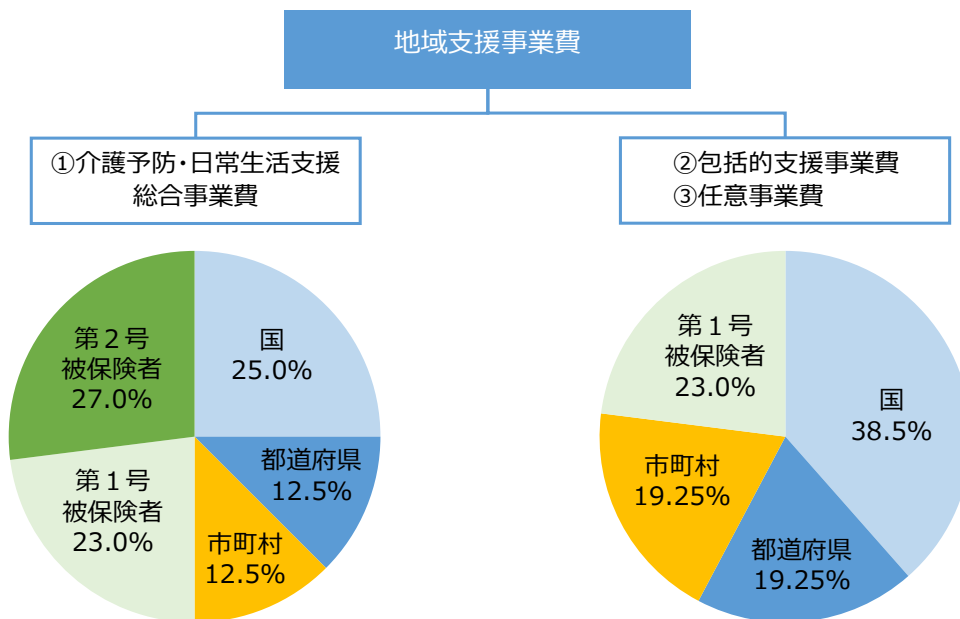
○標準給付費の負担割合



※ただし、施設等給付費については国20%、都道府県17.5%

地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

○地域支援事業費の負担割合



（２）第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者保険料については、負担能力をきめ細かく反映して保険料段階別に基準額乗率を設定することが重要です。

第7期介護保険事業計画における第1号被保険者保険料については、所得水準に応じて9段階に設定します。

（３）保険料の算出

①第7期計画期間保険料の算出

第7期計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出すると、以下のようになります。

○保険料の算出

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額 (A)	13,057,427,269円	13,648,453,464円	14,540,684,490円	41,246,565,223円
地域支援事業費見込額 (B)	910,935,900円	941,613,315円	973,323,267円	2,825,872,482円
介護予防・日常生活支援総合事業額 (B) a	670,061,900円	696,841,703円	724,590,975円	2,091,494,578円
第1号被保険者負担分相当額【(A+B) × 23%】 (C)	3,212,723,529円	3,355,715,359円	3,568,221,784円	10,136,660,672円
調整交付金相当額【(A+B a) × 5.0%】 (D)	686,374,458円	717,264,758円	763,263,773円	2,166,902,990円
調整交付金見込み割合 (E)	6.08%	5.92%	5.85%	
調整交付金見込額【(A+B a) × (E)】 (F)	834,631,000円	849,241,000円	893,019,000円	2,576,891,000円
財政安定化基金交付金 (G)				0円
介護保険事業財政調整基金取崩額 (H)				223,000,000円
保健福祉事業費見込額 (I)	4,542,000円	4,676,554円	4,815,094円	14,033,648円
保険料収納必要額【C+D-F-G-H+I】 (J)				9,517,706,310円
予定保険料収納率 (K)				98.00%
所得段階別加入割合補正後被保険者数（第1号被保険者数） (L)	45,333人	45,727人	46,120人	137,180人
保険料基準額（年額）【J÷K÷L】 (M)				70,800円
保険料基準額（月額）【M÷12】 (N)				5,900円

②第7期の所得段階別保険料一覧

平成30年度から平成32年度までにおける本市の段階別の保険料、基準額等については、以下のようになります。

○段階別の保険料及び基準額に対する割合

(一か月当たり)

段階	対象者	基準額に対する割合		第7期保険料	
		平成30年度	平成31～32年度	平成30年度	平成31～32年度
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	0.45	0.30	2,655円	1,770円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税 かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.75	0.50	4,425円	2,950円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税 かつ ○本人年金収入等が120万円超の方	0.75	0.70	4,425円	4,130円
第4段階	○本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方	0.90	0.90	5,310円	5,310円
第5段階 (基準)	○本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	1.00	5,900円 (基準額)	5,900円 (基準額)
第6段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満の場合)	1.20	1.20	7,080円	7,080円
第7段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合)	1.30	1.30	7,670円	7,670円
第8段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合)	1.50	1.50	8,850円	8,850円
第9段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が300万円以上の場合)	1.70	1.70	10,030円	10,030円

※保険料については、現時点での案であり、今後、変更する場合があります。

第7章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域で支え合う地域包括ケアシステムの推進

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、地域で包括的な支援・サービス提供体制づくりの構築を目指してきましたが、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による地域共生社会の実現を図るための体制づくりの強化が必要となっています。

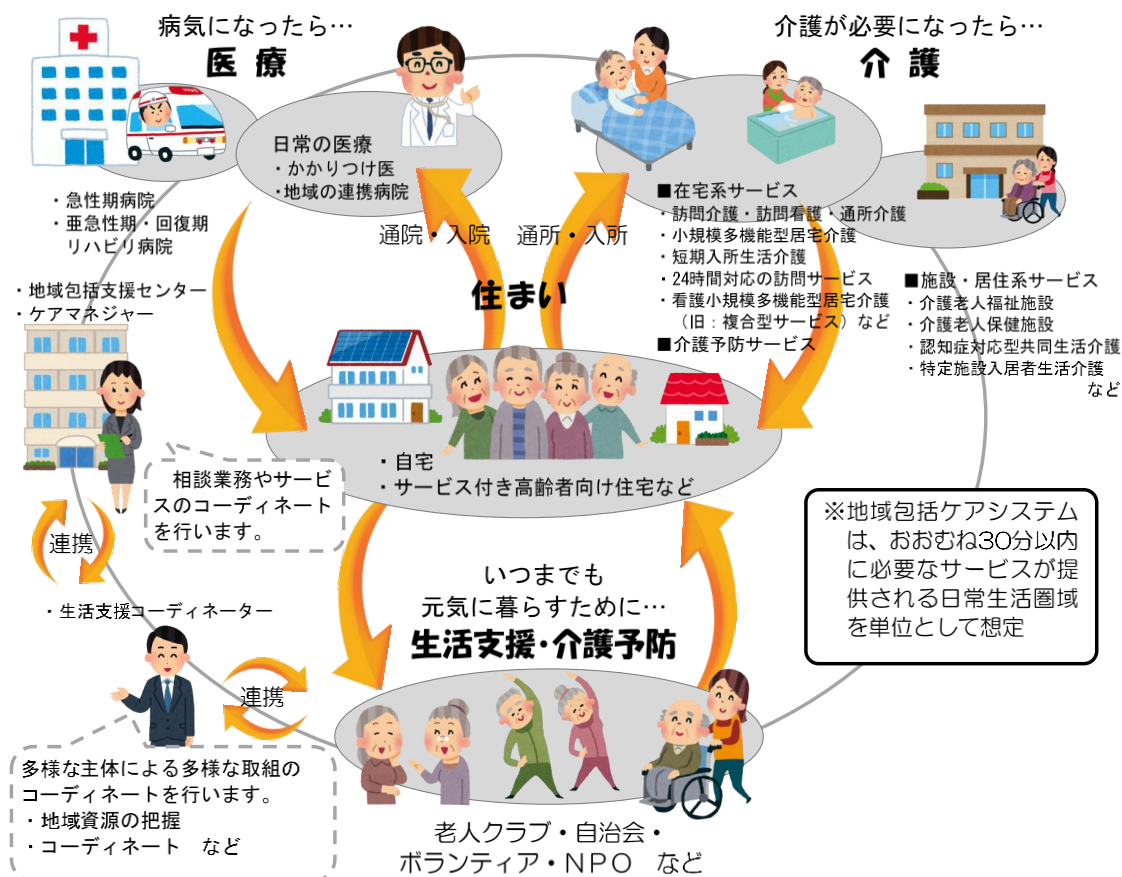
これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

第7期計画では、高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携の推進及び多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みが地域包括ケアシステムです。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



（1）地域包括支援センター活動支援

地域包括支援センターは、身近な総合相談窓口をはじめ、地域で暮らす人たちを介護予防や医療、生活など様々な側面から支援するための中心的な機関です。

現在、本市では12か所の地域包括支援センターを設置しており、総合相談支援や介護予防のケアプラン作成、介護予防教室の実施、権利擁護業務等を実施しています。

①総合相談・支援事業

介護サービスだけではなく、保健、福祉、医療及び生活に関する様々な相談内容に対応するとともに、訪問等により高齢者と家族の実態を把握し、必要なサービスにつなげる支援を行います。

②権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

③包括的支援・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の地域における生活を支援するために、介護支援専門員と主治医をはじめ、多職種との連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための支援を行います。

④予防給付・介護予防事業のケアマネジメント事業

要支援者（予防給付）と介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるよう、ケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

○石巻市地域包括支援センター（12か所）

名 称	担当地区	電話番号	住 所
石巻市中央地域包括支援センター	石巻・中央	21-5171	石巻市大街道西三丁目1番28号
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	93-8166	石巻市大瓜字箕輪17番地
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	92-7355	石巻市蛇田字小斎61番地1
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	96-2010	石巻市山下町二丁目1番5号
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	25-3771	石巻市新成一丁目7番地1
石巻市湊地域包括支援センター	湊	90-3146	石巻市大橋三丁目1番地3
石巻市河北地域包括支援センター	河北	61-1252	石巻市大森字内田1番地28
石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝	61-3732	石巻市雄勝町小島字和田123番地
石巻市河南地域包括支援センター	河南	86-5501	石巻市鹿又字八幡前15番
石巻市ものう地域包括支援センター	桃生	76-5581	石巻市桃生町中津山字八木46番地3
石巻市北上地域包括支援センター	北上	61-7023	石巻市北上町十三浜字吉浜266番地
石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿	44-1652	石巻市鮎川浜清崎山7番地

（2）地域包括ケアのコーディネート

地域包括支援センターの役割等の認知度が高まる中、介護や生活に関する相談や高齢者虐待、認知症高齢者等の処遇困難事例への対応が増加しています。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を担っていることから、今後も引き続き、豊富な経験や専門的知識・技術を有する職員の確保・育成に努め、総合相談や高齢者の権利を守る取組等を行います。

また、地域ケア会議や研修会により各地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域住民をはじめ、介護サービス事業者や多職種間の連携体制を強化し、高齢者への包括的・継続的な支援を行います。

（3）地域ケア会議等の推進

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援や地域課題の把握等を行います。

また、関係機関とのネットワークを構築し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行うことにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援していきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域ケア 会議	開催回数 (回)	44	53	15	20	20	20
	参加延べ人数 (人)	574	547	200	300	300	300

（4）相談体制の充実

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を確保するために、各地区の地域包括支援センターを中心として、県や国保連合会とも連携した身近な相談体制を強化します。

また、本庁の介護保険課、福祉総務課及び健康推進課をはじめとして、河北、雄勝、河南、桃生、北上及び牡鹿の各総合支所並びに渡波、稲井、荻浜及び蛇田の各支所においても相談体制の充実を図ることにより、質の高い対応ができるように努めます。

（5）避難行動要支援者対策

災害発生時における避難行動要支援者（高齢者や障害者等）の安否確認や避難誘導を迅速に行うため、町内会や自主防災組織、行政区等による「支援体制づくり」を推進していきます。

また、避難行動要支援者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、地域における避難支援等関係者の協力を得ながら個別支援計画の作成を進めます。

（6）地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を強化するとともに、地域住民と地域で活動しているボランティア団体やNPO団体等との連携が重要です。

今後も、地域で活動する様々な団体や生活支援コーディネーターなどと連携を強化し、地域における支え合いの体制づくりを支援します。

2 認知症本人・家族への支援の充実

要支援・要介護認定者や認知症高齢者は増加傾向にあり、本市においても今後更なる増加が見込まれることから、施策の充実を図る必要があります。

認知症高齢者とその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行っています。

さらに、認知症ケアパスや認知症サポーター及びキャラバンメイトを養成し、認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を行っています。

アンケート調査結果によると、在宅認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度は、誰かの見守りがあれば自立可能な人は約4割で、介護が必要な人は約1割と、約半数は支援や見守りが必要な状況です。

また、介護者が在宅介護を継続するに当たって、認知症の症状に対する対応に最も不安と感じており、認知症高齢者とその家族の不安や負担軽減のために、地域で認知症高齢者を支援する体制づくりが必要となっています。

今後も、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症に対する正しい理解を深め、認知症本人とその家族への支援を推進します。

○全国の認知症高齢者数の将来推計

	平成 24 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
各年齢の認知症有病率が一定の場合	462 万人 15.0%	517 万人 15.2%	602 万人 16.7%	675 万人 18.5%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合	462 万人 15.0%	525 万人 15.5%	631 万人 17.5%	730 万人 20.0%

出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）より内閣府作成

○本市の認知症高齢者数の実績と将来推計

日常生活自立度判定基準	実 績			見込み		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
Ⅱ a～Ⅱ bレベル	2,882 人	2,905 人	2,978 人	3,335 人	3,551 人	3,781 人
Ⅲ aレベル以上	3,030 人	3,241 人	3,928 人	3,881 人	4,132 人	4,400 人
認知症高齢者数	5,912 人	6,146 人	6,906 人	7,216 人	7,683 人	8,181 人

出典：担当課調べ 各年9月末現在 ※判定基準は27ページ参照

（1）認知症への理解を深めるための普及・啓発

①認知症講演会

一般住民及び関係者の認知症に関する理解を高め、認知症に対する偏見を払拭し、当たり前の病気としての意識づけを図るため、講演会を開催します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)	3	4	3	2	2	2
参加延べ人数 (人)	342	342	420	200	200	200

②認知症カフェの開催

認知症の方やその家族が、お茶を飲みながら、認知症に関するミニ講話を聞いたり、相談や情報交換ができる居場所として地域包括支援センターが実施しています。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)		25	33	35	35	35
参加延べ人数 (人)		132	105	140	157	175

③認知症簡易チェックシートの活用

市のホームページ上に認知症簡易チェックサイトを開設しており、本人や家族それぞれの立場でチェックがいつでもでき、認知症の早期気づきと必要な支援につなぐ窓口となっています。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
アクセス数		6,069	5,304	5,400	5,400	5,400

④認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」を作成しており、認知症講演会や、地域包括支援センター等の窓口で配布することにより普及・啓発を図ります。

（２）認知症地域支援推進員活動の充実

各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方の状態に応じたサービスを提供できるよう関係機関と連携を図ります。

（３）認知症初期集中支援推進事業の充実

認知症が疑われる方や専門医につながらない方などを対象に、認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、支援の検討や必要時訪問を行います。

また、訪問内容を関係機関に情報提供することで、初期支援を包括的、集中的に実施し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)	10	12	12	12	12	12
検 討 延 べ 件 数 (件)	30	51	55	55	55	55

（４）認知症サポーター・キャラバンメイトの養成

平成 17 年度から開始している認知症サポーター100 万人キャラバンに沿って、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、認知症サポーター及びキャラバンメイトを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
講 座 開 催 数 (回)	32	40	38	36	36	36
受 講 者 数 (人)	799	1,057	808	928	928	928
キ ャ ラ バ ン メ イ ト 養 成 講 座 受 講 者 数 (人)	15	17	5	5	5	5

（5）認知症相談の実施

「認知症」を身近に相談できる仕組みづくりとして、認知症初期の段階で早期に発見し、専門機関へつなげられるよう、認知症専門医や保健師が家族や介護支援専門員等からの相談を受け対応します。

（6）若年性認知症への対応

若年性認知症の当事者や介護者が情報交換したり、相談できる場を提供し、不安・孤独感の解消に努めます。

また、当事者の声を拾い上げ施策に反映できるように進めていきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)			3	6	6	6
参 加 延 べ 人 数 (人)			15	30	30	30

（7）徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方が分からなくなった高齢者を、早期に家族の元へ帰すことを目的に、徘徊する恐れのある高齢者を登録し、保護されたとき身元がすぐ確認できるよう、QRコードラベルや登録証を配布しています。さらに、徘徊する認知症の人への適切な声かけができるよう、QRコードラベルを活用した模擬訓練を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、早期発見のために警察や行政、民間企業や地域の人とのネットワークの充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み（徘徊高齢者等SOSネットワーク事業）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
登 録 者 数 (人)	34	63	60	60	65	70

○事業の実施状況と見込み（徘徊模擬訓練）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開 催 回 数 (回)			1	1	1	1
参 加 延 べ 人 数 (人)			187	180	180	180

3 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療と介護が受けられる環境整備が重要となっています。

本市では、平成28年9月に開院した石巻市立病院と医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を検討します。

また、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。

さらに、医療・介護関係者の連携支援のために市のホームページで情報提供を行っています。地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などにより、在宅医療と介護の連携について理解を促進していきます。

今後も、住み慣れた地域で必要なサービスや支援が受けられるような体制を整備します。

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにするため、医療・介護関係者の連携に必要な情報を掲載したホームページ（石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト）を平成29年度から運用しています。

今後も、ホームページへの情報掲載事業所の充実を図りながら、在宅医療・介護連携の推進に資する情報の提供に努めます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ホームページ情報掲載 事業所数(事業所)		情報収集	206	215	225	235

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等により、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対応策等の検討を行います。

課題の抽出に当たっては、必要に応じて、在宅医療や介護を提供している人などに対してアンケート調査やヒアリングを行います。

（3）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築の推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療と在宅介護が夜間・休日、容態急変時の対応等、切れ目なく提供される体制の構築に向けて、必要な取組を検討します。

具体的には、在宅医療を行っている医師のバックアップ体制の構築や石巻市立病院におけるバックアップベッドの運用等について、関係機関とともに検討を行い、地域の実情に応じた取組を行います。

（4）医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。

（5）在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。

（6）医療・介護関係者の研修

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。このため、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、「顔の見える関係」を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が促進されるような研修を行います。

なお、研修の実施に当たっては、地域の医療・介護関係者が主体的に企画、運営できるよう支援します。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
研修会	開催回数（回）			2	5	5	5
	参加人数（人）			200	350	350	350

（7）地域住民への普及・啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすることも重要です。

また、地域住民が終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要であるため、在宅医療や介護に関する出前講座の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地区座談会	開催回数（回）	6					
	参加延べ人数（人）	121					
出前講座	開催回数（回）		17	70	70	70	70
	参加延べ人数（人）		495	1,050	1,050	1,050	1,050
市民向け 講演会	開催回数（回）				1	1	1
	参加人数（人）				200	200	200
パンフレット 配置	配 置 数				10,000	10,000	10,000

（8）在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

石巻医療圏内（2市1町）の市町及び宮城県と協力して、共通の情報共有の方法等、広域連携が必要な事項について地域の実情に応じて検討を行います。

4 生活支援サービスの体制整備

住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域における高齢者を支える担い手が必要です。

地域の支え合い体制を推進するため、重要な生活支援コーディネーターを配置し、協議体と協力しながら、地域の様々な活動をつなぎ、高齢者の生活支援サービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行います。

今後も、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化するとともに、元気な高齢者自身も地域の担い手として活躍できる体制づくりを推進します。

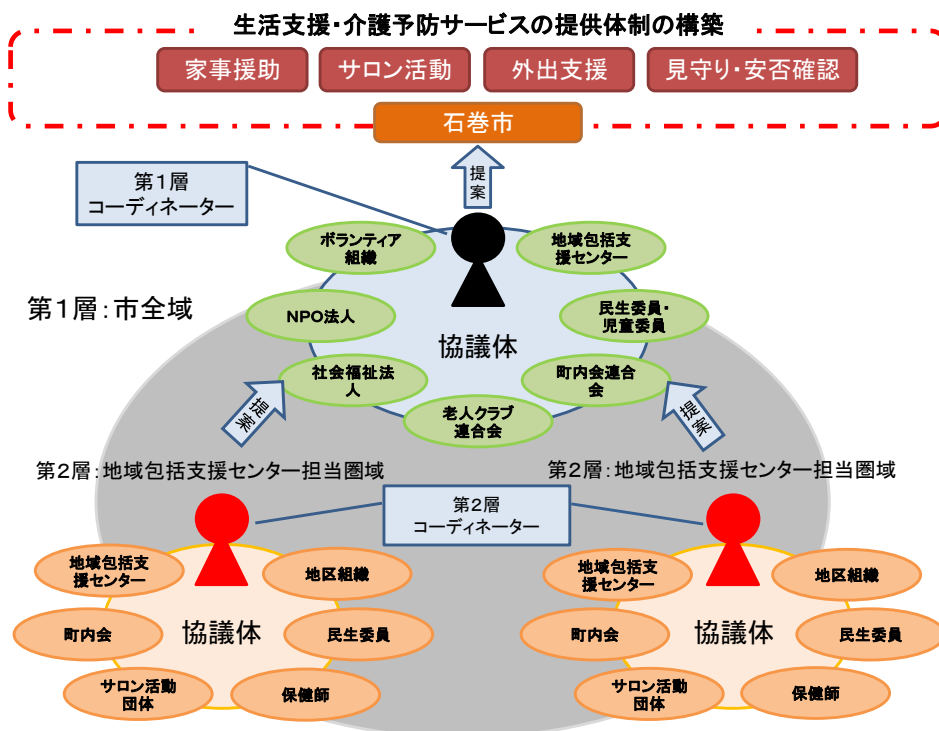
（1）地域づくり支援事業

生活支援コーディネーターの配置や地域コミュニティ、地域包括支援センター、民生委員、保健師等が連携して、地域ごとに第2層協議体を設置することにより、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第2層生活支援 コーディネーター配置数		13	13	13	13	13
第2層協議体設置数				3	8	16

【第2層協議体のイメージ図】



5 高齢者の生活支援の充実

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなっていくため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

アンケート調査結果によると、介護保険対象外のサービスで今後利用したいと思うサービスは、配食サービス、緊急通報装置の給付・貸与、外出支援サービス、軽易な日常生活援助、訪問理美容サービスなどの利用意向が多くなっています。

今後も、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図ります。

（1）一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
新規設置数（台）	53	59	67	60	60	60
設置延べ数（台）	487	489	500	500	500	500

（2）外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ件数（件）	1,138	1,108	1,200	1,200	1,200	1,200

（3）訪問理美容サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で理容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適な生活を送ることができるよう支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ件数（件）	69	54	60	60	60	60

（4）高齢者日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

○給付・貸与の状況

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
給付	電磁調理器（台）	2	0	2	2	2	2
	火災報知器（台）	0	1	5	5	5	5
	自動消火器（台）	1	0	0	0	0	0
貸与	高齢者用電話（台）	1	0	1	1	1	1

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数（人）	4	1	8	8	8	8

（5）高齢者保護措置事業

原則として 65 歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

○入所措置の状況

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
万 生 園 (人)	71	73	74	73	73	73
きたかみ園 (人)	0	0	0	0	0	0
ひばり園 (人)	10	10	11	11	11	11
偕 楽 園 (人)	1	0	0	1	1	1
松 風 荘 (人)	1	2	2	2	2	2
松 寿 園 (人)	1	1	1	1	1	1
合 計 (人)	84	86	88	88	88	88

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
判定委員会 入所許可者数 (人)	14	10	10	12	12	12
養護老人ホーム等 入所者数 (人)	13	10	10	12	12	12

（6）養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設であり、65 歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。

本市においては、「養護老人ホーム万生園」がありますが、石巻地区広域行政事務組合の特定事業（PFI 事業）により、維持管理、運営は平成 21 年 4 月 1 日より、広域行政事務組合から社会福祉法人こごた福祉会へ移譲、今日まで適正な運営が行われています。

今後も、石巻地区広域行政事務組合を構成する中核市として、構成市町、こごた福祉会と連携を密にし、引き続き必要な支援を行います。

6 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下や認知症の症状により、虐待などの人権や権利が侵害されるリスクが高まる可能性があるため、高齢者の権利を守る体制づくりが重要となっています。

高齢者の虐待に迅速に対応するため、虐待防止センターにおいて、各関係機関と連携を図りながら支援しています。

虐待は、早期発見・早期対応が重要なことから、今後も地域包括支援センターや関係機関と連携し、地域で見守る体制を強化するとともに、成年後見制度の周知徹底、虐待防止センターの職員等の専門性の強化を図ります。

（1）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

○事業の実施内容

対 象 者	次の要件をおおむね満たした方 ・ 事理を弁識する能力の程度が低い方 ・ 生活状況及び健康状況が不十分である方 ・ 配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方 ・ 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方
サービス内容	・ 審判の請求に要した費用を市が負担する。 ・ 成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。

○事業の実施状況と見込み

区 分	対象者	実 績		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)
後 見 (件)	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	10	9	20
保 佐 (件)	判断能力が著しく不十分な方	0	1	0
補 助 (件)	判断能力が不十分な方	0	0	0

（2）高齢者虐待への組織的対応

平成24年度まで高齢者・児童・障害者虐待及びドメスティック・バイオレンス（DV）対応については担当部署ごとに行っていましたが、各種虐待が複合する事案への相談及び支援業務に一連性を持って迅速かつ適切に対応するため、「虐待防止センター」を平成25年度に設置しました。

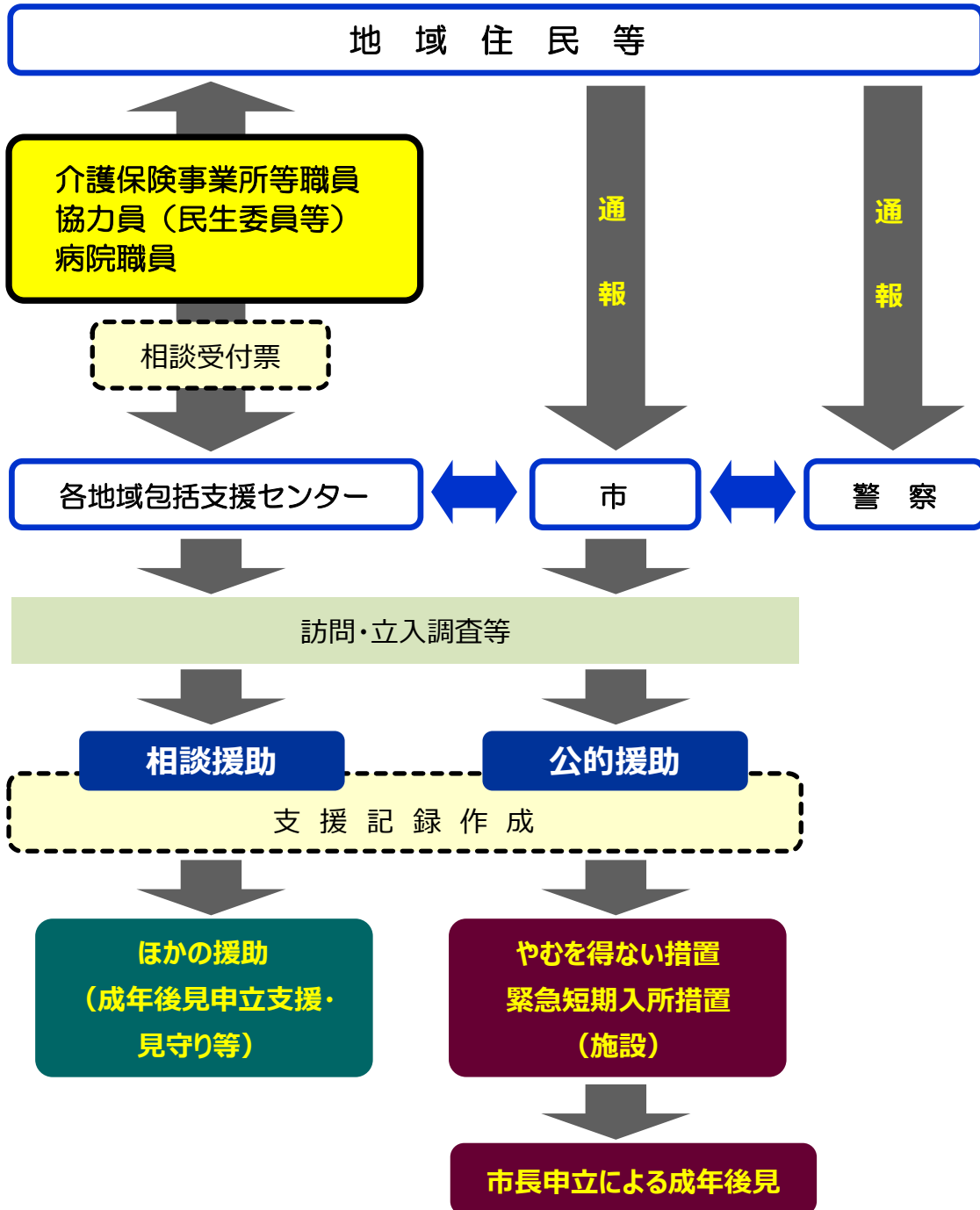
高齢者虐待については、事案内容に応じて下表の各機関と連携を密にして対応していますが、引き続き関係機関が一体となり、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を行います。

主な関係機関	石巻市高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員・児童委員協議会
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（3）高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。

【連携フローチャート】



7 高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた環境で最期まで暮らし続けたいとの願いを叶えられる環境整備が求められています。

高齢者個々の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取付けや段差解消など、快適な生活になるよう支援しています。

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

（1）住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人一人の生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体状況に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修 理由書作成助成数（件）	14	5	10	10	10	10

（2）バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居宅において安心して住み続けられるよう支援します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助成内容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成（要支援及び要介護者は対象外）

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用延べ件数（件）	2	1	4	4	4	4

（3）高齢者世話付住宅事業

高齢者世話付住宅の設置に伴い、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じて生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助、緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30~17:00

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
入 居 戸 数 (戸)	7	7	7	10	10	10
入所者実人数 (人)	8	8	8	10	10	10

第8章 震災からの発展期における高齢者支援

1 被災高齢者の健康支援と医療の提供

本市では、震災から7年目の発展期に入り、仮設住宅等から復興住宅に転居する人も増え、変化の時期を乗り越えられるよう、心身の支えが求められています。

新たな生活環境での不安を解消するため、専門的な相談会の実施や講演会等を実施していますが、今後も引き続き、被災高齢者の心のケアと地域のコミュニティ形成に向けた取組を行います。

また、被災高齢者の心と体の健康づくりのため、医療機関の連携強化を図っていきます。

（1）心のケアの実施

仮設住宅から復興住宅への移行期で、生活環境、コミュニティの変化によるストレスや孤立など、心のケアが必要な被災者に対して、関係機関と連携しながら各種事業を実施し、継続的な支援を行います。

【主な取組】

①専門職等による相談事業の実施

保健師や心のケア専門職等による来所・訪問・電話相談及び相談会を開催します。

②講演会等の開催

心の健康づくりの推進及び聴き上手な市民を増やすために、市や関係団体等と協働で講演会等を開催します。

③傾聴ボランティア活動の推進

傾聴ボランティアによる傾聴活動及び傾聴ボランティアを養成・育成します。

（2）まちの保健室等の実施

復興住宅への移行期における、被災者の生活習慣病重症化予防と心身の健康づくりの推進を図ります。

【主な取組】

①まちの保健室の実施

商業施設等で開催している、看護師等による血圧測定、血管年齢等の健康チェックや健康相談等の「まちの保健室」を継続実施します。

②出張版まちの保健室の実施

復興公営住宅や地域に出向き「出張版まちの保健室」を実施します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数（回）	48	47	60	60	60	60
相談者数（人）	2,729	2,596	2,800	2,900	2,900	2,900

（3）発展期における医療の提供

石巻市立病院は、石巻赤十字病院をはじめ地域の医療機関との機能分化・連携強化を図りながら、急性期医療のみならず、一部2次救急患者を受け入れる「1.5次救急」、健康状態に回復させ早期社会復帰を目指す「回復期医療」、痛み等の諸症状コントロールにより患者及び家族の負担軽減を図る「緩和ケア」、家族とともに豊かな時間を過ごせる「在宅医療」まで幅広く対応し、地域における切れ目のない医療提供体制の一端を担いながら、市民が安心して暮らせる地域社会を実現する地域医療の核として、公的医療機関の役割を果たします。

2 被災高齢者への生活支援

被災した高齢者が、日々の生活の中で様々な問題に直面した場合、気軽に安心して相談できる存在が重要です。

被災者被災者の総合相談や訪問・声がけなど地域の見守り活動の拠点として、ささえあいセンター（応急仮設住宅サポートセンター）を設置しています。

今後も、被災した高齢者が安心して暮らしていけるよう、相談支援を行うとともに、見守り体制を強化していきます。

（1）相談支援等の充実

応急仮設住宅建設地域内に整備したささえあいセンター（応急仮設住宅サポートセンター）を中心に、各種相談支援等を実施し、応急仮設住宅から再建先へスムーズに移行できるよう支援します。

【主な取組】

①相談支援事業の実施

ささえあいセンターを中心に、地域包括支援センター等との連携による適切な相談支援を実施します。

（2）見守り等の実施

要配慮者をはじめ、個々の状況に合わせたサービス提供ができるように、関係機関等による見守りを行います。

【主な取組】

①被災者見守りシステムの実施

一人暮らし高齢者等の不安解消を図るため、見守りシステム（緊急通報装置）の設置を推進します。

②仮設住宅や復興公営住宅の訪問巡回

仮設住宅や復興公営住宅における見守り（訪問や声がけ）を継続して実施します。

3 被災高齢者を支える地域づくり

核家族化などが進行する中、地域のつながり、支え合いなどの地域づくりが重要という認識が高くなってきました。震災後には、避難場所での協力や地域住民同士の助け合いなどで、困難を乗り越えてきたことにより、あらためて地域づくりの重要性が求められています。

アンケート調査結果によると、近所の人に協力してもらいたいことでは、災害時の手助け、急病などの緊急時の手助け、安否確認の声かけ・見守りなどがあげられています。

また、近所の人に対し協力できることでも、話し相手のほか、災害時や緊急時の手助け及び安否確認の声かけ・見守りが多くなっています。

地域住民や関係機関が連携して、地域で高齢者を見守る体制づくりを強化していきます。

（1）民生委員・児童委員活動の推進

被災地の復興や復興公営住宅等新たなコミュニティ形成等を踏まえ、民生委員・児童委員の担当地区及び定数を見直し、民生委員・児童委員が必要となる地域の委員の選任を行い、活動の強化を図ります。

（2）各種福祉サービスとサービス事業者への支援

サービスを必要とする高齢者、要支援・要介護者、障害者等に対して地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等との連携により、適切な情報提供や相談支援の強化を図ります。

また、応急仮設住宅、在宅等で増加する要配慮者に対して、ささえあいセンターの活用等により、生活支援、孤独感の解消、心のケアのほか、必要に応じた福祉サービスを提供します。

（3）適切な支援をつなぐ地域づくり

適切な支援をつなぐ地域づくりのため、コミュニティ再生への支援と各サービスの連携を図る地域福祉コーディネーターの育成・配置を進めます。

（4）災害時における要配慮者への対応策の強化

他の自治体、事業所、医療関係団体等と災害時における要配慮者等の受入協定等の締結を推進します。

災害時における保健・福祉・医療・介護等、各分野の連携体制の強化を図ります。

【主な取組】

①福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定の締結

災害発生時に、指定避難所での避難生活が困難な要配慮者のために開設する福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定の締結を促進します。

②市街地再開発事業等との連携

中心市街地における市街地再開発事業等との連携により、被災高齢者を支える地域づくりの実現を目指します。

資料編

資料編

1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

開催年月日		内容
平成 29 年	6月8日	平成 29 年度第 1 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定に係る調査について ②介護保険制度の改正について (2) 諮問第 1 号 石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画の策定について
平成 29 年	7月28日	平成 29 年度第 2 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画策定に係る調査について ・介護サービス提供事業者調査報告書 ・在宅介護実態調査の集計結果 (2) 審議事項 ①人口推計と介護保険事業の状況について ②日常生活圏域の設定について
平成 29 年	10月25日	平成 29 年度第 3 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 報告事項 ①平成 28 年度決算について (2) 審議事項 ①介護サービス基盤の整備について ②計画骨子について
平成 29 年	11月30日	平成 29 年度第 4 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画(案)について
平成 30 年	2月2日	平成 29 年度第 5 回石巻市介護保険運営審議会 (1) 審議事項 ①石巻市高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画(案)について ・パブリックコメントの実施結果について ・前回からの見直しについて ・市長への答申について ②平成 30 年度石巻市介護保険事業(一般会計・特別会計)当初予算(案)について

2 石巻市介護保険条例（抜粋）

平成17年4月1日

条例第165号

（審議会の設置等）

第14条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、石巻市介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定等に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険の運営に関する事項

（組織）

第15条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 7人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 3人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 7人

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営に関する委任）

第18条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 石巻市介護保険運営審議会・地域包括支援センター運営協議会委員名簿

任期：平成 29 年 7 月 5 日～平成 32 年 7 月 4 日

区分	氏名	地区名	役職名
1号委員	あいざわ まさすけ 相澤 政助	石巻地区	石巻市老人クラブ連合会副会長
	すえなが すずむ 末 永 晋	河南地区	河南地区民生委員児童委員
	さくら い よしこ 櫻井 美子	河北地区	河北地区民生委員児童委員協議会会長
	さいじょう えみこ 西條 笑子	桃生地区	桃生町遺族会婦人部長
	はたやま かんりょう 畑山 貴梁	雄勝地区	雄勝地区民生委員児童委員協議会会長
	おおうち こういち 大内 耕一	北上地区	北上地区民生委員児童委員
	みと かずのり 水戸 和則	牡鹿地区	鮎川第3行政区 行政委員
2号委員	はが のぶゆき 芳賀 信幸		石巻専修大学理工学部教授
	いしづか けいいち 石塚 圭一		石巻市医師会理事
	くが えみこ 久我 恵美子		石巻市国際交流協会会長
3号委員	たけなか やすし 竹中 也寸志	石巻地区	特別養護老人ホーム和香園施設長
	えんどう さなえ 遠藤 早苗	河南地区	特別養護老人ホーム花水木施設長
	ひの ひろとし 日野 宏敏	河北地区	(株)とやけの森代表取締役
	あべ としかず 阿部 敏一	桃生地区	せんだんの杜ものう総合施設長
	はら りつこ 原 律子	雄勝地区	特別養護老人ホーム雄心苑施設長
	あべ よしじ 阿部 喜治	北上地区	特別養護老人ホームはしうら施設長
	すずき しずえ 鈴木 静江	牡鹿地区	特別養護老人ホームおしか清心苑施設長

※介護保険条例第15条第2項の規定による委員については下記のとおりです。

- 1号委員：被保険者を代表する者
- 2号委員：学識又は経験を有する者
- 3号委員：介護サービスに従事する者

石巻市高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

発行：石巻市

編集：石巻市健康部介護保険課

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

TEL 0225-95-1111 FAX 0225-92-5791

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>